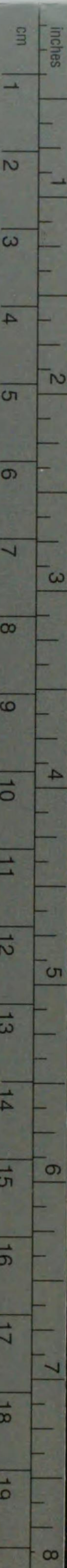


Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



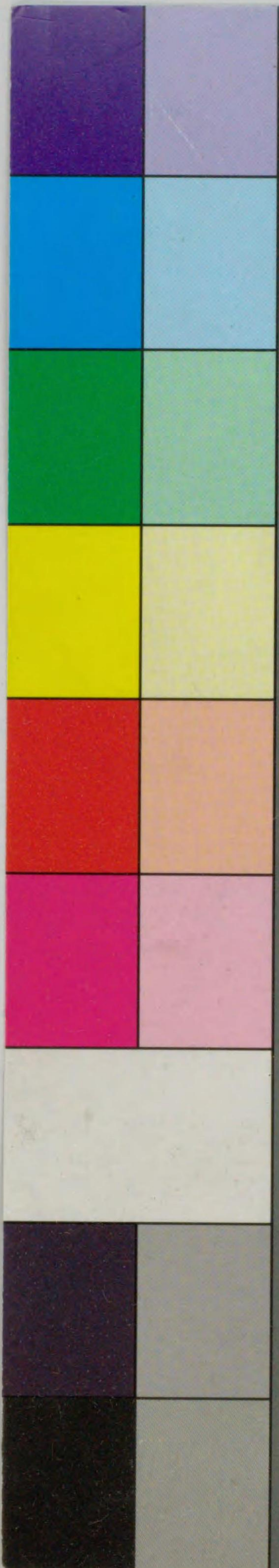
© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



315

161

315-161



1200701774358

早稻田大學第二十回

文部 科講義錄

大鏡增鏡選釋

種村家八



315-161

早稻田大學
出版部主事

種村宗八述



大鏡增鏡選釋

早稻田大學出版部藏版

大正
4. 5. 28
製本

大鏡增鏡選釋目次

上編 大鏡

解題

序

筆者二翁の談に驚く

二翁の生立ち

二翁互に妻の事を問ふ

若侍、二翁の談を傾聽す

世繼、老人の尙ふべきを説く

世繼、道長の物語を主眼として歴史を説く

五十五代本紀

文徳天皇のこと

文徳天皇の母后のこと

大鏡增鏡選釋

目次

一

二

二

七

二

一五

一七

一八

二三

二三

二六

一

文徳天皇の母后に關する誤傳……………二七

五十七代本紀……………三〇

陽成天皇のこと……………三〇

陽成天皇の母后のこと……………三二

陽成天皇の母后の艶聞……………三三

六十五代本記……………三八

花山天皇のこと……………三八

花山天皇の御出家は兼家の詐謀に出づ……………四〇

太政大臣良房列傳……………四九

良房のこと……………四九

良房和歌を善くす……………五二

良房と長良との子孫の榮枯……………五三

左大臣時平列傳……………五五

時平恐れて菅公を排斥す……………五五

菅公の西下……………五七

菅公の靈……………七四

時平の一男八條大將保忠……………七七

時平の二男中納言敦忠……………八〇

時平の三男右大臣顯忠……………八五

時平の孫たち……………八九

時平の勅勸……………九一

時平をかしさをこらへず……………九四

左大臣師忠列傳……………九九

師忠謀りて西宮左大臣を排す……………九九

師忠の女なる宣耀殿の女御……………一〇一

宣耀殿の生める八宮……………一〇七

師忠の二男左大將濟時……………一〇八

濟時、その甥なる八宮に大饗せしむ……………一一一

濟時の子女……………一一七

敦明親王、東宮辭退の表面の事情……………一一九

敦明親王、東宮辭退の真相……………

一二八

下編 増鏡

解題……………

一六三

序……………

一六四

清涼寺の涅槃會に詣づ……………

一六四

老尼に史談を求む……………

一六九

第一、棘の下……………

一七九

後鳥羽院の生ひたち……………

一七九

後鳥羽院の即位……………

一八一

後鳥羽院の成人……………

一八六

後鳥羽院の親政……………

一八七

後鳥羽院の讓位……………

一九〇

後鳥羽院の水無瀬殿造營……………

一九一

土御門院の即位……………

一九五

新古今集の勅撰と歴代の勅撰集……………

一九八

千五百番歌合と宮内卿の君……………

二〇三

新古今集の竟宴……………

二〇八

第二、新島守……………

二一〇

平氏の興亡……………

二一〇

源頼朝の崛起……………

二一二

頼朝の上京……………

二一四

頼朝の薨去……………

二一九

將軍頼家……………

二二〇

頼家、義時に害せらる……………

二二一

將軍實朝……………

二二一

實朝、公曉に害せらる……………

二二五

藤原頼經を迎へて將軍とす……………

二二八

後鳥羽院、朝權恢復を企つ……………

二三二

東軍大舉して西上す……………

二三六

大鏡増鏡選釋

目次

五

官軍の防備と敗績……………二四一

東軍三上皇及び主上を遷し奉る……………二五一

承久事件の評論……………二五八

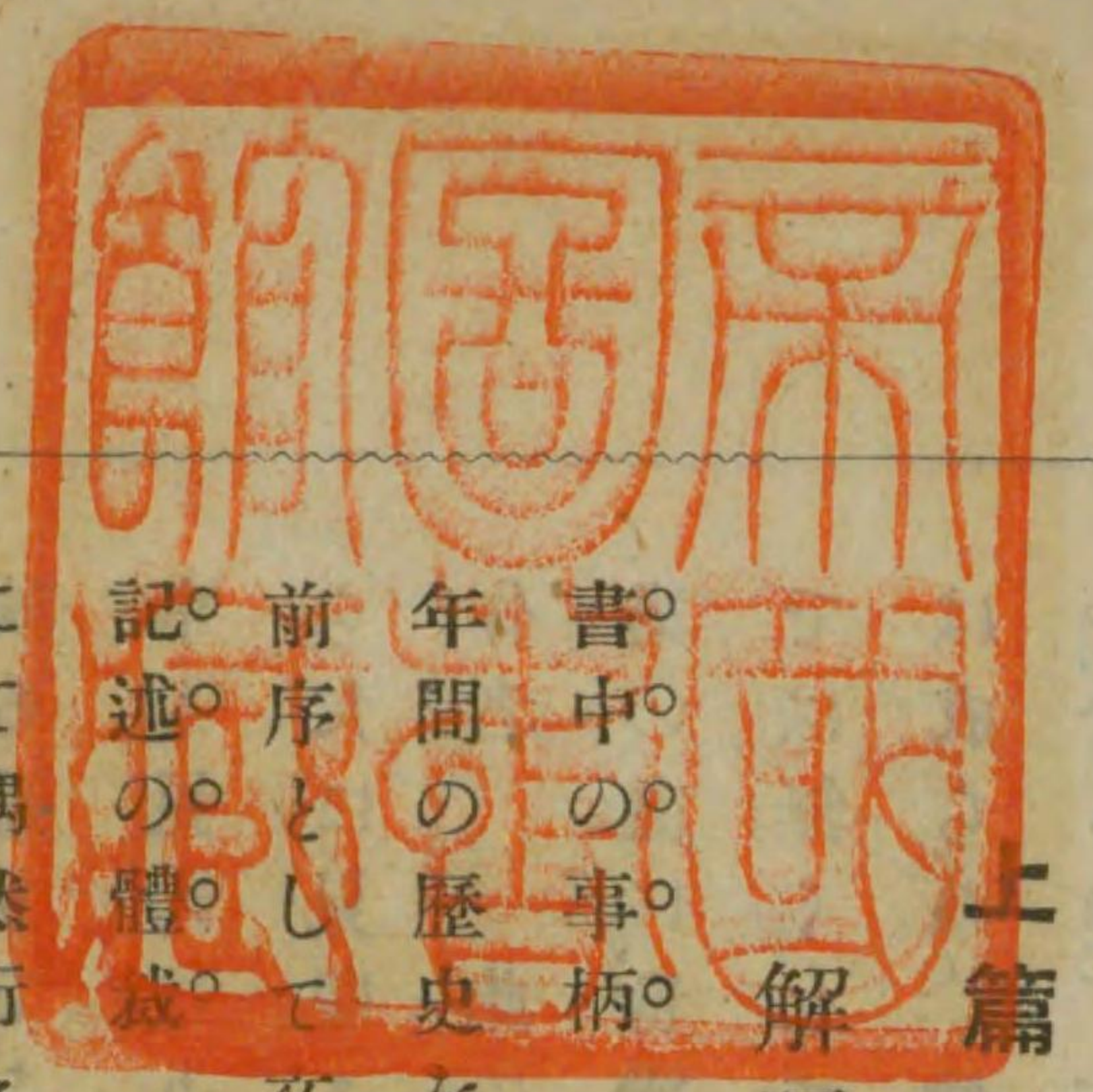
後鳥羽院の今昔……………二六三

(目次了)

大鏡増鏡選釋

早稻田大學
出版部主事

種村宗八 講述



二篇 大鏡

解題

書中の事柄 年間の歴史を述べたものであるが、藤原道長の榮華を叙することを主眼として、其の前序として文徳天皇以來の歴史を述べたのである。

大宅世繼オホヤケノヨシキ（百九歳）夏山繁樹ナツヤマシゲキ（百八歳）と云ふ假託の二老翁が、雲林院ウリンインの菩提講ボダイカウにて偶然行き合ひて、其の嘗て見聞したる事蹟を語り合ひ、參會の者が面白がりて、二老の史談を聞いてゐる。時に筆者も亦、その座に在りたるを以て、其の史談を速記して編輯したる體裁に成つてゐる。

排列の順序を云ふと、卷頭に序が有つて、次に文徳天皇より後一條天皇まで十四天皇の本紀を載せ、その次に左大臣冬嗣より太政大臣道長までの二十大臣の列傳を載せ、

大鏡増鏡選釋 上篇、大鏡 解題

末卷に賀茂八幡臨時祭の起原の事、延喜天曆の政治の事、歌道の事、雑話等載せてある。全部八卷。

書名 此の書の一名を世繼物語と云ふは、世繼翁の物語に假託して作つたからである。又之を大鏡と云ふは、世繼翁の史談が如何にも明瞭であつて、宛も明鏡に物の映る通りであるのを、繁樹翁が賞めて「あきらけき鏡に遇へば過ぎにしも、今行く末の事も見えけり」と詠んだのに對して、世繼翁が「すめろぎの、あともつぎく、隠れなく、あらたに見ゆる古鏡かも」と返歌した事が、書中に見ゆるに據る。

作者 此の書の作者は藤原爲業と云ひ傳へられてゐるが、これは、尊卑分脈(書)の爲業の處に、世繼作者と記してあるに據るのである。けれども、世繼の名は大鏡の専有では無くして、榮華物語をも世繼と云ふから、爲業が大鏡の作者であると云ふ證據には成らぬ。尊卑分脈以外には何等の證據も無く、又、反證も無いから、何人の作であるか、分らぬ。作られた時代は、高倉天皇の頃であらうと云ふが一般の説である。

○序

(小題と本文括弧中の小字とは、講者が、便宜の爲に設けたのである)

筆者、二翁の談に驚く

さいつ頃、雲林院の菩提講に詣でて侍りしかば、例の人よりは、こよ無く年老い、うたてげなる翁二人、嫗ときあひて、同じ處に居ぬめり。

【通釋】 先頃、拙者(筆者)が雲林院の菩提講に參詣した時に、一般の參詣人よりは、非常に年老いたる、變な老翁二人が老嫗と一所に居たが、此の人等は、そこで偶然邂逅ひて同じ處にゐたものらしい。

【語釋】 さいつ頃。さき、先つ頃の音便。○雲林院。山城に在る寺なれども、事柄が假託に出でたるものなれば、穿鑿するに及ばぬ。○菩提講。説經の爲の會合を云ふ。もと菩提の爲に、公衆を集めて説經するのであるから、斯く名ける。○こよ無く。此の上なく、非常に。○うたてげなる。變な様子の。○きあひて。來合ひてと書く。來りて偶然に行き遇ふこと。○あぬめり。居た様子ぢや。「めり」は「見えあり」の約まつた語であつて、左様に見ゆると云ふ場合に使ふ。

(記者ガ) あはれに、同じ様なるものゝ狀かなと、見侍りしに、是等、うち笑ひ、見かはして、いふやう(世繼)「年ごろ、昔の人に對面して、いか

で世の中の見聞く事どもを、聞えあはせむ、この、只今の入道殿下
〔長道〕の御有様をも申し合せばやと思ひしに、あはれに嬉しくも、會
ひ申したるかな。今ぞ心安く、黄泉も罷るべき。思しきこと云はぬ
は、實にぞ腹膨るゝ心地しける。かゝれば昔の人は、もの言はまく
なれば、穴を掘りては、言ひ入れ侍りけめと、覺え侍る。返すぐも
嬉しく對面したるかな。さて、幾つにか成り給ひぬるといへば、

【通釋】 記者が、さて、同じ様に、年寄りたる老人どもかなと思つて、見て居りま
したるに、此の老人等が打笑ひ、互に見交して云ふには、昔の人に對面して、嘗て見聞
せし事柄を、どうぞ話し合つて見たい、此の只今の入道殿下〔道長公〕の御有様をも、話
し合つて見たいものぢやと、年來、思つて居ましたるに、此處で御面會申したるは、實
に、嬉しい事で御座りますわい。これで、思ひ残すことも無くなりましたれば、
今や、安心して冥途へ行かれまする。云はうと思ふ事を云はずに居ると、本當に腹
の膨れる心地がするものである。されば、昔の人は物を云ひたくて、堪へ難くなれ
ば、穴を掘つて、その中へ、云ひ入れて氣を散らしたと、聞いてゐる。返すぐも、對面

したのは、嬉しい事で御坐るわい。さて、時に、御身は、何歳に成られましたかと、一人
の老人が尋ねたれば、

【語釋】 あはれに。感歎詞で、さて、と驚歎して發する詞。○聞え合せ。互に
話し合ふ。○黄泉も罷るべき。死んで黄泉へも行かれる。○言はまく。物を言
ひたくなる。

今一人の翁〔繁樹〕「幾つと云ふことは、更に覺え侍らず。但し己れは、
故太政の大臣貞信公の、藏人の少將と申し、折の、小舎人童大犬
丸ぞかし。主は、其の御時の母、后の宮の御方の召使、高名の大宅の
世繼とぞ云ひ侍りしかな。されば、主の御歳は、己れには、こよ無
く勝り給へらむかし。自らは小童にてありし時、主は二十五六ば
かりの男にては、いませしか」と云ふめれば、世繼「しかぐ。さ侍り
しことなり。さて、主の御名は、いかにぞや」と云ふめれば、〔繁樹〕故
太政大臣殿にて、元服つかうまつりし時、きむちが姓は、なにぞと
仰せられしかば、夏山となむ申すと申し、を、やがて、繁樹となむ

附けさせ給へりし「など云ふに、いとあさましく成りぬ。」

【通釋】 今一人の老人(繁樹)が答へて「拙者の年齢が幾つと云ふことは、トント覺えてをりませぬ。但し拙者は、今は故人となりたる太政大臣貞信公が、まだ藏人の少將と申されてゐた時の小舎童であつて、其の名を大犬丸と云うた者で御坐るぞやして御身は、其の時の母後の宮に仕へてゐて名の高い、大宅の世繼と仰しやられた御方で御坐らうがな。されば御身の年齢は、拙者とは非常に年嵩トシカサで御坐らう。拙者が少年にてありし時に、御身は二十五六歳の壯年で御坐つたかと思ふ」と云ふやうな様子であつたが、世繼は之に答へて「左様左様。その通りで御坐いました。それにしても、御身の姓名は、何と仰しやつたか」と云ふやうな様子。繁樹「されば御坐る。故太政大臣貞信公の御殿にて、元服を致しましたる節に、貞信公より、其方の姓は何と云ふぞと仰せられましたれば、拙者は夏山と申しますると申上げましたるに、やがて貞信公は、拙者に繁樹と申す名を附けて下さいました」など云うて、百四五十一年の昔に在つた事件に、自身關係してゐるやうに話すのを聞いて、記者も一方ならず驚いた。

【語釋】

貞信公。

藤原忠平の諡。

○藏人の少將。

藏人にて少將を兼務するもの

さて藏人とは、殿上に侍りて主君の御用を承り、機密文書のこと、諸の訴訟などを司る役である。○小舎人童。舎人とは貴人に近侍して雑役に服する役で、其の少年なるを小舎人童と云ふ。○母後の宮。醍醐天皇の母后。○勝り給へらむかし。勝り給へるならむ。「かしは、さうで有らうぞよと、念を推して慥める詞。○云ふめれば。云ふ様子であつたが。記者と兩翁との間が離れてゐる故に、話の聲が判然とは聞えない。そこで、其の舉動より推察して、こんな事を云つた様に見える」と云ふのである。○元服。むかし、男子が成人して、服を改め冠を加ふる時に行ふ儀式である。この時に幼名を廢して、ゑぼし名を附ける。○きむぢ。汝の古語。○あさましくなりぬ。驚きあきれて、あさましく成つた。

二翁の生立ち

誰も、少しく宜しきものどもは、見おこせ、ゐよりなどしけり。年廿ヘタチばかりなる、生侍ナマザムラヒめきたる者の、せちに近く寄りて(生侍)「最イと興キヨウあること云ふ老ラウ者ジヤたちよな。更にこそ信ぜられね」と云へば、翁二人、見かはして、あざ笑ふ。

【通釋】 老人どもが、餘り古い話をするので、聽衆のうち、少し物の分る善き人等は、老人の方を見向き、又は身を老人の方に傾けて、其の話に注意した。其の中にも、廿歳ばかりの若侍ワカザラヒらしい者が、しきりに近く寄りて、如何にも面白いことを云ふ老人たちであること、マア。されど其の話は虚ウソらしくして一向に信せられぬと云へば、二老翁は、互に見交ミカヒして冷笑する様子。

【語釋】 見おこせ。見やること。○生侍。生とは未熟のこと。いまだ本當の侍には成れぬ若侍。○せちに。切キレにと書く。しきりにの意。

(侍ハ) 繁樹と名のるが方カタさまに見やりて「主は、幾つと云ふこと覺えずと云ふめり。この翁どもは、覺え給ふや」と云へば、(世繼)「更にもあらず。一百九十歳にぞ、今は成り侍りぬる。されば、繁樹は、百八十には及びて侍ふらめど、やさしく申すなり。己れは、水の尾の御門(清和天皇)の、下オりおはします年の、正月の望モチの日、生れて侍れば、十三代(天)に遇ひ奉りて侍るなり。けしうは侍らはぬ年なりな。誠マコトと、人々おぼさじ。されど、父は、生ナマ學生ガクシヤクに仕はれ奉りて、下ゲ藤フジなれども、都邊ミヤノヘと云ふ事も侍れば、自らを見給へて、産衣ウマツに書きおきて侍りける。いまだ侍り。丙申の歳に侍り」といふも、實マコトにと聞ゆ。

【通釋】 若侍は、繁樹と名のる老翁の方を見やりて、御身は幾歳に成るかを覺えて居らぬと仰オツしやる様子ぢやが、こちらの御老人は、年齢を覺えて御坐るかカと云へば、世繼翁は答へて「更に云ふに及ばず、勿論、我が年齢は承知してをります。百九十歳に今は成ります。されば此の繁樹翁は百八十歳には及んでゐる事で御坐らうけれども、百歳以上など云ふことは、餘りに際立キズつゆゑに、わざと、やさしく申されて、知らすと云はれたのである。拙者は清和天皇御退位の年(貞觀十一年)の正月十六日に生れましたる事なれば、十三代の天皇に遇ひ奉つた事で御坐る。悪ワルくは無ナシい年齢で御坐いますよ。本當の事とは、人々が思召しますまい。左りながら、拙者の父は大學寮の學生を奉職して居りましたれば、勿論未熟の者では有り、又下級の者では有りましたが、都の近所に住んでゐた事ゆゑ、自然と貴人の爲す事を見習つてゐたものと見えて、父は拙者を見て、拙者の出生年月を産衣ウマツに書いて置かれました。今でも其の産衣は有ります。それに依ると、拙者は丙申の歳、即ち貞觀十八年に生れたので御坐る」と云ふ。なる程、さう聞いて見れば、本當に、さうと思はれる。

【語釋】 この翁。世繼を指す。○やさしく申す。際立たぬやうに、穩和に申す。これは年齢を知らずと云うた事を指す。○水の尾の御門。清和天皇は、御出家の後に、丹波の水の尾に移られたれば申す。○十三代。清和、陽成、光孝、宇多、醍醐、朱雀、村上、冷泉、圓融、花山、一條、三條、後一條の十三代。○けしうは、侍はぬ年なりな。悪くは無い年齢、即ち善い年齢で有りますよと云ふこと。「なは」は歎辭。○生學生。大學寮の學生の未熟なものと云ふ事。學生は職名。○仕はれ奉り。奉職すること。○下薦。在勤年月の少くして功勞も無く、地位の卑きものを云ふ。○都邊。都の近所に住んでゐる者は、深在郷の者とは違つて、都の貴人の爲す事を見習うて、知つてゐると云ふ意。○産衣。生れた子に始めて着せる着物。

〔侍〕今ひとりになほも翁の歳こそ聞かまほしけれ。生れけむ年は知りたりや。それにて、最と易く數へてむと云ふめれば、〔繁樹〕實の親にも添ひ侍らず、殊人の許に養はれて、十二三までぞ侍りしかば、〔養父ハ拙者ノ生年月ヲ〕はかくしうも申さず。〔養父ノ言ニ〕たゞ、我れは、子生むわざを知らざりしに、主の御使に、市へ罷りしに、又、私に

も、錢十貫を持ちて侍りけるに、憎氣も無き乳兒を懷きたる女の〔白ク〕これ、人に放たむとなむ思ふ。子を十人まで生みて、これはし、十たりの子にて、いとゞ、五月にさへ生れて、むつかしきなりと云ひ侍りければ、持ちたる錢に換へて來にしなりと〔養父ハ云フ。我レ〕姓は何とか云ふと、問ひ侍りければ、〔養父〕夏山とは申しける。さて十三にてぞ、おほき大殿には參り侍りしと云ひて〔得意然タリ〕。

【通釋】 若侍は繁樹に向ひ、今獨りの御老人に、念のため、御身の年齢を聞きたいものである。當年幾歳といふ事は知らずとも、生れられた年は御承知で御坐るか。御出生の年月日に分れば、それに依て、至極容易に御年齢を數へ知る事が出来ませうと云ふ様子。それを聞いて繁樹は、拙者は實父母に育てられたのでは御坐らぬ。他人の許に養育を受けて十二三歳まで居りました。其の後は眞信公に仕へて居りましたる事ゆゑ、養父も、拙者の生年月を、ハッキリとは申しませぬ。但し養父の物語りに、次のやうの事を云はれた。養父の曰く、拙者は子を生むわざを知らず、子と云ふものを持たなかつたが、或時、主人の御使として市場へ罷り出でた。其の時

に、主人の金は勿論、預つて持つてをりましたし、又、自分にも十貫文の錢を持つて居りました。不圖見れば、可愛らしい乳兒を懐いた婦人があつて云ふやう、此の乳兒を人様に差上げたいと思ひます。私は子を十人までも生みましたが、此の子は十人目の子でありますので、之を育てる事は容易では御坐らぬ。且、又、此の子は五月と云ふ縁起の悪い月に生れましたので、困難いたしますと云ふ。それを聞いて、拙者は所持の金錢と交換して、乳兒を貰うて來たので有るが、その乳兒が即ち汝である」と養父が申します。拙者はそれを聞いて、姓は何と申しますかと尋ねましたれば、養父は夏山と申しました。斯る次第で有りますから、生年月は分らぬ。さて十三歳の時に太政大臣貞信公の御殿に上りて奉公したのでありますと云ふ。

【語釋】 はかばかしうも申さず。明に疆界を立て、ハツキリとは申さず。○人に放たむ。手放ちて人に渡さむ。○これはし。しは意味を強める爲の助辭。○いと。最とを重ね強めたる詞にて、いよ／＼甚しき意、十人の子を持ちて生計に困難しむるに、此の子は五月と云ふ悪月に生れたれば、いよ／＼甚しく困却せるを云ふ。○五月。五月は子を生むに、忌むべき月なりと、古は云うたものである。

一一翁互に妻の事を問ふ

（世繼）「さて、嬉しく對面したるかな。佛の御驗なめり。年ごろ此處彼處の説經と罵れども、何かはとて、參る事も、し侍らず。賢くも思ひ立ちて、參り侍りけるが、嬉しき事とて、そこに、おはするは、其の折の女人にや見えませむ」と云ふめれば、繁樹が答へ、「いで、さも侍らず。それは早う失せ侍りにしかば、これは、其の後、相添ひて侍る童女なり。さて、閣下へ妻は、いかに」と云ふめれば、世繼がいらへ「それは侍りし時の（妻）なり。今日も諸共に參らむと、出で立ち侍りつれど、瘡病をして、當り日に侍りつれば、くち惜うも、え參り侍らず成りぬる」など、あはれに云ひ語らひて泣くめれど、涙落つとも見えず。

【通釋】 世繼は繁樹の物語りを聞きて、さて、嬉しく對面した事で有りますぞや。これは佛の御靈驗にて、引合せられたものと見えます。年來、此處の説經、彼處の菩提講と騒ぎますけれども、參詣したとて、何に成らうぞとて、參詣も致しま

せなんだ。然るに今日は、うまくも思ひ立ちて参詣いたしましたるに、圖らずも御面會いたして嬉しい事で御坐る。さて其處に御坐る御夫人は、其の當時の御夫人にやと思はれますが、如何で御坐るか」と云ふ様子。繁樹の答に「やあ左様では御坐らぬ。其の當時の妻は早う死にましたれば、其の後に、つれ添うたのが此の童女で御坐る。さて閣下の御夫人は如何」と云ふ様子。世繼の答に「拙者の今日の妻は、其の當時の妻で御坐る。今日も妻と一所に参詣いたさうと、出立いたしましたれど、妻は此の頃、瘡病に罹つてをりまして、あやにく、瘡病の當日で有りませぬので、残念にも、参詣する事が出来なく成りましたなど、憐れッぽく語りあひて、泣く様子であります。不思議なる事には、涙の落つる様子が見えぬ。

【語釋】 佛の御驗。参詣の爲に、佛の利益が顯はれて、兩人の對面が偶然出来たのであらうと云ふことを神の靈驗と云うたのである。○賢くも思ひ立ち。今日の参詣を思ひ立ちたるは賢い思ひ立ちである、即ち、善く思ひ立つたのであると云ふ事。○嬉しき事とて。此の下に「圖らずも對面したるかな」などの語を補ひ、句を切りて解釋すべき所。○いで。人を促すとき、又は、人と競ひて物を言ふときに、突然發する所の歎辭である。○見えませぬ。見えませぬ。見えませぬ。見えませぬ。○童女。繁樹の後妻は、繁樹よりも甚しく若きゆゑに童女と云ふ。○瘡病。「おこり」と云ふ病氣にて「おこり」の當日は苦めども、其の間の日には、病氣らしくない病氣で有る。

若侍、二翁の談を傾聽す

かくて講師待つ程に、我れも人も、久しう徒然なるに、この翁どもの云ふやう(世繼ノ言)いで、さうぐしきに、いざ給へ。昔の物語りして、此のおはさう人々に、古の世は、かくこそは有りければと、聞かせ奉らむ」と云ふめれば、今ひとり(繁樹ノ言)しかぐ、最と興あるとなり、いで、おぼえ給へ。ときぐ、さるべき事のさし答へ、繁樹も、うちおぼえ侍らむかし」と云ひて(二翁等ガ)云はむくと思ひたる氣色ども、何時しかと、聞かまほしく、奥床しき心地するに、そこらの人多かりしかども、果々しく聞きわき、耳留むるも有らめど、人目に顯れては、此の侍ぞ、善く聞かむと、あどうつめりし。

【通釋】

かくて、説經師の出席を待つてをる間に、誰も彼も、待ち勞れて退屈しむた

るに、此の老翁どもの一人(世繼)の云ふやう、さあ、繁樹ぬしよ。物淋しくて退屈する故に、さあ、こちらへ御出で下されよ。昔の事など物語りて、此の御出席の人々に、古の世は、斯の通りであつたと云ふ事を御聞かせ申さうと云つた様子。今ひとりの老人(繁樹)の云ふやう、左様左様。それは最と興味ある事で御坐る。さあ、お話し成さりませ。お話し中に、然るべき事の受け答へは、繁樹も、とき／＼は、お話し申しませうよと云ふ。さて二翁等は、云はむ／＼と思つてゐる様子なれば、何時、どんな事を話し出すかも知れぬ。それを聞きたいと思ひ、其の話の先が、心にかゝりて奥床しく思はれた。此の翁どもの邊に人が澤山ゐて、その中には、翁の話を善く聞き分け、しかと耳に留めた者も有らうが、人目に顯れたる所にては、此の若侍こそは、善く其の話を聞かうとして、拍子を取つて、はづみを附けてゐたやうに見えた。

【語釋】 講師。説經師を云ふ。○さう／＼し。淋しきこと。○いざ。人を誘ふ時に發する歎辭。○おぼえ給へ。物語り給へ。○多かりしかども。人目に顯れては、へ續く文脈。○あどうつ。人の話に、拍子を取り、はづみを附けること。人の話に引き込まれて、思はず膝を拍ち、或は打ち肯きなどして、無心に聞きをる様子を云ふ。

世繼、老人の尙ふべきを説く

世繼が云ふやう、世は如何に興あるものぞや。さりとして、翁こそ少々の事は、覚え侍らめ。昔、賢しき御門の御政治の折は、國の中に老いたる翁(オキナ)や有ると、召し尋ねて、古の掟(オキテ)の有様を尋ね問はしめ給ひてこそ、奏する事を、聞し召し合せて、世の政治は、行はしめたまひけれ。されば、老いたる身は、最と賢きものに侍り。若き人たち、な思し侮(オホ)づり給ひそとて、黒柿(クロカシ)の骨の九つあるに、黄なる紙はりたる扇(オビ)を、以テ顔(オモ)さし、隠して、けしき立ち笑ふ程も、さすがに、をか

【通釋】 世繼の云ふやう、此の世は、なんと、興味の有るものでは御坐らぬか。さりながら、老人ならねば、其の眞味の分るものでない。拙者等の如く、久しく世に住みて年老いたるものこそ、幾多の経験を積み、世の興味を幾分を知ることが出来るので御坐る。故に古代聖帝の御政治には、國中に、老翁老嫗は無きかと尋ねられて、

其の翁嫗より、古代の制度の有様などを尋ね問はれたものである。さて其の翁嫗どもの奏上する事を聞召し合せて、世の政治を行はれたものであつた。かく、老人と云ふものは最と賢いもので御坐る。若き人だちよ、決して老人を輕蔑なざるなとて、黒柿の九本骨に黄色なる紙を張りたる扇子にて顔を隠して、老人は賢き者なる由のけしきを顯して、打ち笑ふ様子も、古びたる老人とは云ひながら、さすがに面白。

【語釋】 黒柿。くろがいはくろがきの音便。○けしき立ち笑ふ。様子に顯して笑ふ。○さすがに。さうは云ふもの。

世繼、道長の物語を主眼として歴史を説く

(世繼ノ言) 眞實に、世繼が申さむと思ふことは、異事かは。只今の入道殿下(道長)の御有様の、世に勝れて、おはします事を、道俗男女の御前にて、申さむと思ふが、最と、事多く成りて數多の御門、后、また、大臣公卿の御上を、云ひ續くべきなり。其の中に(入道殿下)幸人におはします。此の御有様申さむと思ふほどに、世の中の事の隠れ無

く現るべきなり。つでに承はれば、法華經一部を説き奉らむとてこそ、先づ餘經をば説き給ひけれ。それを名けて、五時教とは、云ふにこそあんなれ。しかの如くに、入道殿の御榮えを申さむと思ふ程に、餘經の説かるゝと云ひつべしなど云ふも、わざ／＼しく、聞ゆれど、いでや、さりとも、何許りの事をか(語ラ)と思ふに、いみじうこそ、云ひ續け侍りしか。

【通釋】 世繼翁は、尙も其の話を繼けて云ふやう、此の世繼が眞面目に物語らうと思ふ事は、外の事では御坐らぬ。只今の入道殿下(道長公)の御有様が、誠に世に勝れて御坐る事を、道俗男女御一同の御前にて物語らうと思ふので有るが、其の關係の範圍が廣いために、物語る事も多く成りて、數多の帝后、大臣、公卿の御事蹟をも、云ひ續ける事になります。數多の貴人の中にて、入道殿下は、特に多幸の御方で御坐る。此の多幸の御有様を物語らうと思ふ其の物語の中に、世の中の事は一切現はれる事で有らう。序に申すが、拙者の承る所に據れば、釋尊は法華經一部を説かんとし、其の法華經の趣意を徹底せしめんが爲に、先づ法華經ならぬ他の經文を説かれ

たと云ふ事の有る。此の法華經外の經文を名けて、五時教とは申すので御坐る。其の通りのものゆゑ、入道殿下の御繁榮の事蹟を物語りて、其の物語を充分に徹底せしめんが爲には、物語の順序として、先づ、入道殿下の事蹟に關連せる幾多の事蹟を物語らねばならぬ。是れ即ち、釋尊が法華經を説かんとして、先づ餘經を説かれたと同じ趣意で有れば、餘經の説かるゝもの云うても善からうなど、得意然として述べ立てる。其の様子が如何にも、態々云ふらしく聞え、又、仰山ギョウサンに云ふらしく聞ゆるけれども、果して何程の事かを語り得んやと思つて、其の物語を聞いてゐた所が、世繼翁は如何にも立派に云ひ續けて御坐つた。

【語釋】 異事イジかは。外の事では無い。「かは」は反語。○道俗男女。道は佛道に入りたるもの、俗は一般の俗人。○五時教。釋尊が一代の間に説かれし教法を五時代に分ちて、華嚴時ケワ、阿含時アコ、方等時ホウトウ、般若時ハンニヤ、法華涅槃時ホケといふ。○しかの如く。然の如くと書く、其の通り。○わざ／＼しく。故意らしく。○こと／＼しく。仰山らしく。○いでや、さりととも。やあ、さりながら。「いでや」は感歎詞。「さりととも」は仰山らしく云ふけれども、前の句を承けて云ふ。○いみじう。甚じうと書いて、善にもあれ惡にもあれ、其の程度の強きを云ふ。茲では、如何にも立派にと云ふこと。

(世繼) 世間の攝政關白と申し、大臣公卿と聞ゆる人々、ざいにしへ、今、皆この入道殿の御有様のやうにこそは、おはしますらめとぞ、今様の乳兒チゴどもは、思ふらむかし。されど、それ、さも有らぬ事なり。云ひもて行けば、同じ種、一つ筋に、おはしますれど、門分れぬれば、人々の御心用ゐも、又、それに從ひて、こと／＼に成りぬ。この世始まりて後、みかどは、先づ神の世七代を措き奉りて、神武天皇を始め奉り、當帝(後一條天皇)まで六十八代にぞ成らせ給ひにける。すべからくは、神武天皇を始め奉りて、つぎ／＼の御門の御次第を、覚え申すべきなり。然りといへども、それは、最と聞き耳、遠ければ、ただ近き程より申さむと思ふに侍り。文徳天皇と申す御門おはしませしき。その御門より以來、今の御門まで、十四代にぞ成らせ給ひにける。世を數へ侍れば、その御門(文徳天皇)位に即かせ給ふ嘉祥三年庚午の歲より、今年までは、一百七十六年計にや成りぬらむ。かけ

ま^{カシ}くも畏^{カシ}き君の御名を申すは、かたじけなく侍へどもとて (世繼)
こ云ひ續け侍りき。(以上序終り)

【通釋】 世繼は其の物語を續けて云ふやう、世間の攝政關白と申し、大臣公卿と言はるゝ人々は、古も今も皆此の入道殿下と同じやうで御坐つたらうなどと、今時の若輩どもは思ふ事の有らうよ。されど、それは、さうで無い。其の根源に遡りて尋ね行けば、何れも皆同一種族、同一系統より出でたるもので御坐らうけれども、後に其の門派の分るゝに及びては、其の人々の心懸けも、其の他一切の事も、其の門派の分るゝに従うて、別々に成つたもので有れば、何れも同じやうに有つたらうなど思ふは、大なる誤りである。さて、此の世の始まりて後の皇帝は、先づ神代の七代を措きては、第一代神武天皇を初めとして今上天皇(後一條天皇)まで六十八代に成らせられます。故に必要の上より云へば、神武天皇を初めとして、次々の天皇の御次第を物語るべき筈である。さりながら、神武天皇より語り初める事にすると、今の人には、耳遠くして面白く有るまいから、便宜上、たゞ近代の事より御話し申さうと思ふので御坐る。先づ文德天皇と申す天皇が御坐つた。その天皇より以來、今上天皇まで十四代に成らせられる。年數を數へますれば、其の文德天皇御即位の嘉祥三年庚午の歲より今年までは、一百七十六年計に成つたらう。勿體なき御歴代の天皇の御名を申すは、恐れ多き事では御坐れどもとて、世繼は物語を續けました。

【語釋】 今様の乳兒。此の節の子供。二老翁より見れば子供の如くなれば云ふ。
○云ひもて行けば。云ひ尋ね行けば。○神の世七代。一、國之常立神。二、豊雲野神。三、宇比地邇神、妹須比智邇神。四、角杙神、妹活杙神。五、意富斗能地神、妹大斗乃辨神。六、淤母陀琉神、妹阿夜訶志古泥神。七、伊邪那岐神、妹伊邪那美神。○すべからくは、爲べく有るは、必要としては、爲すべき事としては。○覺え申す。語り申す。○十四代。文德、清和、陽成、光孝、宇多、醍醐、朱雀、村上、冷泉、圓融、花山、一條、三條、後一條。○かけまくも畏き。口に掛けて申すも勿體なき。○かたじけなく。恐れ多き。

○五十五代本紀

文德天皇のこと

文德天皇と申しける御門は仁明天皇の御第一皇子なり。御諱は道康、御母は大皇太后藤原順子と申しき。その後は、左大臣贈正一

位太政大臣冬嗣のおとゞの御女なり。この御門、天長四年丁未八月に生れ給ひて、み意あきらかに、善く人をしろしめせり。承和九年壬戌二月廿六日御元服、同年八月四日、東宮トウキョウに立たせ給ふ、御年十六。仁明天皇もと、おはする東宮（恒貞親王）をとりて、此の御門を承和九年八月四日、東宮（恒貞親王）に爲し奉らせ給へるなり。（恒貞親王）如何に安からず思オボしけむとこそ、覺え侍れ。

【通釋】 文德天皇と申された帝は仁明天皇の第一の御皇子であつて、御名は道康と申す。御母は大皇太后藤原順子と申された御方で有つて、此の御方は、生前左大臣の顯職に上り、薨後に正一位太政大臣を追贈せられたる藤原冬嗣卿の御娘で御坐る。此の天皇は天長四年（丁未のとし）八月に生れられて、御聰明に渡らせられ、善く人の善惡を知つてゐられた。承和九年（壬戌のとし）二月廿六日に御元服なされ、同年八月四日に、皇太子となられた時に御年十六歳。父の仁明天皇は、元より皇嗣と定められて御坐つた恒貞親王を廢して、此の文德天皇を、承和九年八月四日に、皇太子と成されたので御坐る。されば恒貞親王は、如何に御不平に思召されたらううかと思はれます。

【語釋】 御諱。御名と云ふこと。もとは、貴人の名を云ふを忌み憚るより斯く云ふのであるが、これは支那の風習であつて、我國には無いことであるから、我國では御名と思へば宜しい。○大皇太后。當代のを皇后、先代の皇后を皇太后、先々代の皇后を大皇太后と申す。○み意あきらかに。御性質が聰明で。○人をしろしめせり。人を知られた。人の善惡を御洞察になつた。○東宮。方位の東は、之を四時に配すれば春に當る。春は萬物の生成する季節である。故に皇嗣の宮を東宮と云ふ。東宮に立つと云へば皇嗣と定められた事である。○もと、おはする東宮。元より御坐つたる皇嗣と云ふことで恒貞親王を申す。恒貞親王は淳和天皇の第二子にして、仁明天皇の東宮と成つてゐたので有るが、橘逸勢（ヒナノハヤシ）の事に坐して、東宮を廢められたのである。○いかに安からず思しけむ。安からずは穩ならず不平なるを云ふ。恒貞親王は御自身にては何等の過失も無きに、橘逸勢が己れを奉じて事を東國に起さうと企てた爲に、全然その謀計に無關係なる恒貞親王が、東宮を廢められたので有るから、さぞ御不平に思召されたらうと、世繼が推測して云ふ。

三年庚午三月廿一日に位に即かせ給ふ、御年廿四。世を保たせ給

ふこと九年、天安二戊寅の歲八月廿七日に、うせさせ給ふ、御年卅二。みさゝぎ、田邑タムラと云ふ所に在り。

【通釋】 嘉祥三年(庚午のとし)三月廿一日に皇位に即かれた、其の時、御年廿四歲。かくて御位に在らせらるゝこと九年にして御崩去になつた。時に天安二年(戊寅のとし)八月廿七日にして御年卅二歲。御陵は山城の田邑といふ所に在ります。

文德天皇の母后のこと

御母后、十九にてぞ此の御門を生み奉り給ふ。嘉祥三年庚午の歲四月に、后に立たせ給ふ、御歲四十三。齋衡元年甲戌の年、皇太后宮に、あがりゐ給ふ。貞觀三年辛巳二月廿九日、御出家灌頂せさせ給へり。同六年丙申正月七日、大皇太后宮に、あがりゐ給ふ。これを五條の后と申す。

【通釋】 文德天皇の御母后は御年十九歲にて此の文德天皇を生まれた。御子の文德天皇が帝位に即かれたるにより、嘉祥三年(庚午の年)四月に、皇太夫人与成られたが、時に御年四十二歲。齋衡元年(甲戌の年)に皇太后に上られ、御孫なる清和天皇御在位の貞觀三年(辛巳の年)二月二十九日に御出家なされて、灌頂クワンチャウの儀式を受けさせられた。貞觀六年(丙申の年)正月七日、大皇太后に上られた。これを五條の后と申す。

【語釋】 后ミコにミコ立タテたタテせタテ給タテふ。此の「后」は廣く云ふので、必ずしも皇后の事のみを云ふのでは無い。嘉祥三年には皇太夫人となられ、齋衡元年に皇太后となられたのである。夫人と后とは尊卑の差のあるは云ふまでも無い。○灌頂クワンチャウ。香水を頂に灌ぐ儀式。これは耶蘇教の洗禮と同じ意味のもので、其の教門に歸依せる者に施す儀式である。○五條の后。京都の五條に住み給ひしに依りて申す。これ次項記載の誤聞を生せし所以である。

文德天皇の母后の誤傳

伊勢物語に、業平ナリヒラの中將の「宵々ヨヨ毎トに、うちも寝ななむ」と詠み給ひたるは、此の宮ミヤ(后ミコ)の御事のやうに、さぶらふめる(と)如何なる事にか。宵々毎ニノ歌ハ業平ガ二條の后(母后ノ后トナレハ清和高子)に通ひ申されける間の事とぞ、承り及ぶなる。又、伊勢物語ノ「春や、むかしの」など(歌)も、五條の后の御家(ニテ詠メリ)と(傳へ)侍るは、(母后ト二條后トガ)わ

かぬ御中にて、其の宮(母后)に養はれ給へれば、同じ所に、おはしける(故ニ、此ノ誤傳ヲ生セシ)にや。(以上五十五代本紀終リ)

【通釋】 伊勢物語に、左近衛權中將在原業平が情人(コト)の許に通ひゐたるに、情人の住家にては夜番の者を其の通路に置いて、其の會合を妨げようと致したので、業平は之を怨み、夜番の者どもは、每晚く寝てしまへば善い。さうすれば、思ふやうに情人に會ふ事が出来るものをと云ふ歌を詠んだ事が書いてあるが、其の情人とは、此の母后の事で有つたかのやうに、世間には云ひ傳へられて御坐るが、何に依て、斯る誤聞が生じたものであらうか。「每晚く寝てしまへば善い」と云ふ歌は、業平が、後に清和天皇の皇后となりて二條の后と崇められたる高子姫の許に通はれた時に、詠んだ歌で有ると云ふ事を此の世繼は慥に聞いてをりますから、世間に云ひ傳へられた事は、誤聞に相違ない。又、伊勢物語に、業平が嘗て通ひし情人の、最早、そこに居らぬやうに成りたる後、しかも一年も経ちて後の春の月夜に、情人の嘗て住める、あばら屋に忍び行きたるに、肝心(カンジン)の情人が、其處に居らぬために、大に悲んで「月も去年の通りであるし、春の景色も去年の通りであり、又、我が身一つも、もとの通りであるのに、去年遇ひし情人にも遇はれずして、去年とは大違ひである。何たる變化で有らうぞ」と云ふ歌を詠んだ場所なども、五條后、即ち此の母后の御家で有ると聞いて居ります。五條后の御家で、業平が此の歌を詠んだのであるから、業平の情人は此の母后で有らうと臆測して、此の誤聞を生じたのであるが、業平が五條后の御家で此の歌を詠んだと云ふのには、聊か事情の有る事で御坐る。其の事情とは外で無い。高子姫(後の二條后)は五條后の姪(まへ)で有つて、切つても切れぬ御親類(ゴシんレキナカ)中の事であれば、高子姫は、五條后の御殿に養はれて、そこに御坐つたので有る。其の當時に業平が高子姫の許に通ひ、既に高子姫が其の御殿に居らぬやう成りたる後に、姫の舊の宿所に忍び行きて、業平が此の歌を詠んだのである。されば、業平の相手は明に高子姫であるのに、其の場所が五條后の御殿なりし故に、其の相手が五條后で有つたかのやうに誤り傳へられたので有らうと思ふ。

【語釋】 よひく毎に云々。伊勢物語に「人知れぬ我が通ひ路(チ)の關守(セキ)は、よひく毎に、打ちも寝ななむと有る歌。人に知れぬやうに、竊に隠れて我が通ふ路を見張り居る番人は、毎夜く寝てしまへば善いと云ふ意。此の歌を讀みたる事情は通釋に書いてある通り。○春や昔の。伊勢物語に「月やあらぬ、春や昔の春ならぬ、わが身一つは、もとの身にして」とある歌。「月やあらぬ」は、月は有らぬか、否、月は、もとの

儘にありと云ふ事で、反語。「春や昔の春ならぬ」は春は昔の儘の春ならぬか、否、昔の儘の春であると云ふこと。茲に春と云ふは梅の花の咲けるを指す。一首の意も、之を詠んだ事情も通釋に書いてある通り。○わかぬ御中。分かぬ御中とは切つても切れぬ御親類中と云ふこと。二條后は五條后の兄なる長良の娘であるから、五條后の姪に當る故に云ふ。

○五十七代本紀

陽成天皇のこと

次の御門、陽成天皇と申しき。御諱貞明、清和天皇第一の皇子なり。御母皇太后宮高子と申しき。贈太政大臣長良のおとゞの御女なり。此の御門、貞觀十年戊子十二月十六日、染殿院にて生れ給へり。同十一年己丑二月一日、二歳にて東宮に立たせ給ひて、同十八年丙申十一月廿九日に、位に即かせ給ふ、御歳九歳。

【通釋】 意義明なれば省く。

元慶六年壬寅正月二日御元服、御歳十五。世をしらせ給ふこと八年。元慶八年二月四日御退位なされた、御年十七歳。御退位後、御歳十七。二條院におはましけるとぞ。十一にて天曆二年九月廿九日、かくれ給ふ。御法事の願文に、釋迦如來の一年の兄とは作られたるなり。智慧深く、思ひ寄りけむ程、いと興あれど、佛の御歳よりは、御歳高しと云ふ心の、後世の責となむ成れるところ、人の夢に見えけれ。

【通釋】 元慶六年(壬寅の年)正月二日に御元服なされた、御年十五歳。世を治め給ふこと八年にして元慶八年二月四日御退位なされた、御年十七歳。御退位後は二條院に御坐つたと承ります。御退位後、六十五年経ちて御崩去に成つたので有るから、八十一歳にて天曆二年九月二十九日に御崩去遊ばしたのである。天皇御崩去の御年は八十一歳で釋尊御入滅の御年は八十歳なりしゆゑ、天皇の御佛事を營む時、佛に奉りたる願文に、釋迦如來よりも一歳の兄(年長者)なりと書かれた。此の書き方は、如何にも智慧深く見え、其の趣向の程も面白いけれども、釋尊よりも御歳高しと書かれた心が、後世の障となつて、成佛が出来ぬと云ふので、それが或人の夢

に見えた。

【語釋】 思ひよりけむ程。思ひつきの工合。○後世の責。死後を後世又は後生と云ふ。死後に成佛する障と云ふこと。○夢に見え。天皇が、或人の夢枕に立ちて成佛し兼ねる事を告げたと云ふこと。

陽成天皇の母后のこと

御母后、清和の御門よりは九年の御姉なり。廿七と申し、年、此の陽成院をば生み奉り給へり。元慶元年正月に、后に立せ給ひて中宮と申す、御歳三十六。同六年壬寅正月七日、皇太后宮に上り給ふ、御とし四十一。

【通釋】 御母后は、御父帝(清和)より九歳の御年長である。御母后、二十七歳の時に此の陽成天皇を生みなされた。御子の陽成天皇御即位ありて元慶元年正月に皇太夫人とならせられて中宮と申された、御年三十六歳。元慶六年(壬寅の年)正月七日に、皇太后となられた、御年四十一歳。

【語釋】 九年の御姉。九歳多き姉さん。○后に立ち。此の「后」も、廣く云うたので皇太夫人となられた事を云ふ。○中宮。もとは大皇太后皇太后皇太后皇太后の中宮と申したので、後には皇后の次なる妃を中宮と云ふやうになつた。此の「中宮」も廣く指していふ。

陽成天皇の母后の艶聞

此の後の、宮仕へ爲、初め給ひけむやうこそ、覺束無けれ。未だ世隠りて、おはしけるととき、在中將の忍びて、率て隠し奉りたりけるを、御兄人の君達、基經大臣、國經大納言なんどの、若く、おはしけむ程の事なりけむかし、取り返しに、おはしたりけるを、夫も籠れり、我れも籠れりと詠み給ひたるは此の事なれば、末の世に「神代」の事もとは申し出で給ひけるぞかし。

【通釋】 陽成天皇の母后は、處女たりしとき在原業平と情交を通じ、剩へ兩人手を携へて出奔せし事なども有る程の評判娘なるに、如何にして、清和天皇の妃となつて宮仕へを致されるやうに成りましたか、其の間の事情が、實に曖昧の至りで御坐る。母后の尙、深窓の下に養はれて世隠られて御坐つた時に、在原の中將が、忍び行

きて母后を誘ひ出し、之を隠してしまつた事があつた。母后の御兄君なる基經大臣や、國經大納言などが、尙弱年で御坐つた時の事で、其の跡を尋ねて母后を取返しに御出張になつた事がある。其のをり野に隠れたれば、搜索のものが火を放ちて逐ひ出さんとせしに、母后は「我が夫も此處に籠つてゐるし、又、妾も籠つてゐるゆゑ今日は野を焼くことならぬ」と云ふ歌を詠まれた。伊勢物語にある「夫も籠れり我れも籠れり」の歌を詠まれたのは、此の母后が、尙、處女たりし時の事で御坐る。されば、母后が清和天皇（時子皇）に仕へて東宮の御息所（ヤスドロ）と申された頃、氏神に參詣せしに業平が「神代の昔の事を思ひ出さるゝ事で御坐らう」と云ふ歌を母后に奉りて、其の昔の關係を申し出でられたので御坐いまするぞよ。

【語釋】 覺束なけれ。判然せざる事である。これは世繼翁が、東宮妃冊立の事情の判然せぬを憤慨して云うたので有らう。○世隱り。未だ人に嫁せずして深窓の下に在る時を云ふ。○在中將。在原の中將。○率て隱し。連れ出して隠す。○せうど。せひとの音便。兄は古女より男を親み呼びし語。○夫も籠れり我れも籠れり。伊勢物語に「武藏野は今日は、な焼きそ、若草の夫も籠れり我れも籠れり」とある歌。「な焼きそ」は「焼く勿れ」。「若草の」は「つまに繋る枕詞」。「つまは、つれそふ夫

神代が互に呼び合ふ稱。○神代の事も。伊勢物語に「大原や、小鹽の松も、今日、神代の事も思ひ出づらめ」とある歌。藤原氏の祖先なる天兒屋根尊は天孫瓊々杵尊に仕へて忠勤を盡したものである。藤原氏は兒屋根尊を祭れる大和の春日神社を氏神として代々尊敬してゐる。後に婦人の參拜に便せん爲に、山城大原野の小鹽山に春日神社を祭つた。東宮妃の參拜したのは即ち此の小鹽山の春日神社である。歌中の「松」は祭神を暗に指す。一首の意は、大原野なる小鹽山の祭神（天兒屋根尊）も、今日、その子孫なる東宮妃の參拜せらるゝを見そなはしては、神代の昔に、皇室の御祖先なる瓊々杵尊に忠勤を盡されたる事を思ひ出されて、其の子孫が歴代の天皇に忠勤し又、東宮妃となりたる事を喜ばるゝ事であらうと云ふ事である。これは歌の表面の意味に過ぎない。裏面には「松」を東宮妃に譬へて、東宮妃も其の昔、拙者と關係の有りし事を、今日は思ひ出さるゝで有らうと云ふ事を引きかけて詠んだ歌である。此の歌に依りても、其の昔の醜關係が知れる。何故に斯る關係の有るものが、東宮妃とは成られたか一向に合點が行かぬと云ふ例の世繼の疑團。されば、尋常の御かしづきにては（天皇三）御覽じ初められ給はずや、おはしましけむと覺え侍る。若し、（母后ト染殿ノ后トガ）離れぬ御中に

て、染殿の宮に、参り通ひなど、し給ひけん程の事にやとぞ、おし測られ侍る。及ばぬ身に、かやうの事をさへ申すは、最と辱き事なれど、これは、みな人の、しろしめしたる事なり。如何なる人かは、此の頃、古今、伊勢物語など、覚えさせ給はぬは、有らむずる。見もせぬ人の戀しきは、など申す事も、此の御なからひの程とこそは、承れ末の世まで書きおき給ひけむ、恐ろしき、すきものなりかしな。

【通釋】 母后の處女時代は右の通りである。故に若し、母后をして尋常の家に尋常に育てられしめたらむには、清和天皇に見初められる事も無かつたらう、従て東宮妃となる事も出来なかつたで有らうと拙者は考へる。若しくは、左の事情で清和天皇に見初められたのでは有るまいか。母后と染殿の后(五條)とは切つても切れぬ御親類中の事なれば、母后も染殿の宮中に屢々往復せられたに相違あるまい。清和天皇は染殿の後の御子なれば、染殿に居られた事は申すまでも無い。されば此の間に、清和天皇に見初められた事で有つたらうかと推察いたします。愚老の如き不束の身を以て、かやうなる事を申すは誠に恐れ多き事では有れども、こんな事は、皆人の知つてゐる事で御坐る。此の節の世に、何人か、古今集や伊勢物語やを讀まぬ者が有らうぞ。古今集、伊勢物語を讀めば、此の醜關係は直に知れる。故に愚老も遠慮せずして右の次第を御話し申すのである。古今集に、業平の歌として「見もせぬ美人の戀しい」など云ふ歌が有るが、それも業平と、此の母后との間柄の事である。有ると承つてをります。古今集、伊勢物語などの書に書きつけて、後世までも此の艶聞を傳へられたるは、えらい好色家で有つたらうよ。

【語釋】 御かしづき。かしづき育てる。○離れぬ御中。叔姪の間柄なるを云ふ。○染殿の宮。五條后は染殿大臣良房公の御娘にて染殿の宮に居られたれば染殿の后とも申す。○見もせぬ人の。古今集の戀歌に「見ずもあらず、見もせぬ人の戀しくば、綾なく今日や、ながめ暮さむ」とある歌。「綾なく」は、わけも無く。「ながめ」は心配に思ふこと。一首の意は見ざるにもあらず、又見たでも無い人が戀しくてならぬが、斯くては、わけも分らずに、今日一日を、心配して暮らす事であらうと云ふ事で、これが二條后に贈つた戀歌である。○すきもの。好色家。

如何に昔は、申々に、けしき有る事も、をかしき事も、有りけるものとして(世繼ガ)、うち笑ふけしき、異なりて、最とやさしげなり。二條の后

と申すは、此の御事なり。業平中將の、宵々毎ヨトヨトにうちも寝ななむ」と詠み給ひたるも、「春や昔の」など（詠ミ給ヒタルも）、此の御事なめり。（以上五十七代本紀終リ）

【通釋】「滿堂の諸君よ。なんと、昔は、一廉かはりたる事も、をかしい事も、今日よりは却て澤山に有つたものでは御坐らぬか」と世繼翁が打ち笑ふ様子が別段になりて、最と恥づかしげである。（これ評語者）二條の后と申すは即ち此の母后の事で御坐る。業平の中將が「よひ／＼毎に打ちも寝ななむ」と詠まれたのも「春や昔の」など詠まれたのも、皆此の母后に關係した事で有るやうに見えます。
【語釋】 中々に。却て。○けしきある事。一風かはりた事。○やさしげ。恥かし氣の様子。

○六十五代本紀

花山天皇のこと

次の帝花山院天皇と申しき。御諱師貞モロサダ、冷泉院第一の皇子なり。御母、贈皇后宮懷子と申す、太政大臣伊弉イハのおとゞの第一女なり。このみかど、安和元年戊辰十月廿六日、母方の御祖父一條の御家にて生れさせ給ふと有るは、世尊寺の事にや。其の日は、冷泉院の御時の大嘗會ダイジャウエの御禊グワイあり。同二年己巳八月十三日、東宮に立たせ給ふ、御歳二歳。天元五年壬午二月十九日御元服せさせ給ふ、御年十五。永觀二年甲申八月廿八日、位に即かせ給ふ、御年十七。寛和二年丙戌六月廿二日の夜、あさましく候ひしことは、人にも知られさせ給はで、みそかに、花山寺におはしまして、御出家入道シユツケニラダウせさせ給へりしこそ。御年十九、世を保たせ給ふこと二年。其の後廿二年はおはしましき。

【通釋】 次の天皇は花山院天皇と申しました。御名を師貞と云ひて、冷泉天皇の長子であります。御母を贈皇后宮懷子カチコと申しまして、太政大臣伊弉卿の長女であります。此の花山天皇は、安和元年（戊辰の年）十月二十六日に、母方なる御祖父の一條の御屋敷にて御出生なされたと云ふ事であるが、一條の御屋敷とは世尊寺の事

を申すにやと思はれます。其の御出生の日には御父冷泉天皇の御即位後、始めて行はるゝ大嘗會の禊祓を行ふ御儀式がありました。同二年(己巳年)八月の十三日に東宮に立たれて御年齢は二歳。天元五年二月十九日御元服なされて御年十五歳。永觀二年八月二十八日に帝位に即かせられて御年十七歳。寛和二年六月二十二日の晩に、あさましい事が起つた。あさましい事とは、花山天皇が、人にも知らせ給はずして、密に花山寺にお出でなされて、御出家なされた事であります。時に御年は十九歳、御在位は僅に二年。御出家後は、二十二年ほど御在世なされました。

【語釋】 母方の御祖父。伊尹をいふ。○一條の御家。一條といふ處に在る御家。○大嘗會の御禊。天皇御即位後に初めて行はるゝ新嘗祭を大嘗會といふ。當時は大嘗會を行はせられる時には、その前日に加茂川又は桂川に臨ませられて、御禊の祓を行はせられたのである。○あさましく。興さめて呆れること。○みそか。密に同じ。○花山寺。山城の宇治郡山科に在る。○御出家入道させ給へりしこそ。文脈は、あさましく候ひし事は、……御出家入道させ給へりし御事にこそ候へ」と續く。

花山天皇の御出家は兼家の詐謀に出づ

哀れなる事は(御出家ノ詐謀ニ出アツ事ナリ)下りおはしましける夜は、藤壺の上の御局の小戸より出でさせ給ひけるに、有明の月の、いみじう明かりければ(天皇)「顯證にこそ有りけれ、如何すべからむ」と仰せられけるを、さりとして、止まらせ給ふべきやう侍らず、神璽寶劍(ハ既ニ東宮へ)わたりぬるには「と、栗田のおとゞ(兼道)騒がし申し給ひけり。さるは、まだみかど出でさせ給はざりけるさきに、神璽寶劍、手づから取りて、東宮の御方に渡し奉りて給ひければ、歸り入らせ給はむ事は有るまじく(道兼ガ)おぼして、しか申させ給ひけるとぞ(聞エシ)。

【通釋】 此の御出家の事情に就いて、如何にも御氣の毒に思ひまするのは、外では無い。天皇の御出家は、もと天皇の御意より出でたる事では無くて、全く兼家の詐謀に罹りて、不本意に御出家なされたので有りますから、それが誠に御氣の毒であります。さて天皇の御退位の晩には、道兼に誘はれて、宮中なる藤壺の上の御局の小戸を潜りて、密にお出でなされたので有りますが、その折に、殘月甚だ明なれば、天皇

は人に見られんことを恐れ、あまり明るくて、人目について、都合が悪い。如何したら善からうか。今晚は思ひ止まりて、他日を期すべきかと、道兼に仰せられた。道兼は之を遮りて、さればとて、今さら、御退位を思ひ止まらせ給ひて、再び宮中へ御戻りに成るわけには参りませぬ。帝位の御璽たる神璽も寶劔も、既に東宮の御手に渡りたる以上は、もはや、致し方が有りますまい」と粟田殿（兼道）が天皇を騒がし驚かして還御を遮りました。道兼が斯く申したるは、天皇の、未だ宮中より御出で成さるぬ前に、道兼が、神璽寶劔を手づから取りて、東宮の御方へ渡し奉つて、しまうた事ゆゑ、再び歸りて宮中に入らせ給ふ事は、有るべからざる事と考へて、斯く申し上げたのであると、承つてをります。

【語釋】 藤壺の上の御局。藤壺は禁中の殿舎の名にて、本名を飛香舎といふ。女御などの伺候する所である。さて「つばね」とは宮殿などの中に、別に隔てゝある室をいふ。○有明の月。曉の月をいふ。○けし。見證、顯證などの文字を書く。明に、あらはなるをいふ。○神璽寶劔。三種の神器の中にて、曲玉と御劔をいふ。○粟田のおと。兼家の子なる道兼は、山城の粟田といふ處に山莊を有して其處に住みし故に粟田殿といふ。○東宮。この東宮は、後に一條天皇と申す。一條天

皇は、兼家の第二女の生める皇子である。故に兼家は、花山天皇をして早く東宮に讓位せしめんことを思ひ、その子道兼に命じて、花山天皇を欺き、購して花山寺に誘ひ出だし、剃髮せしめたのである。これ、世繼が、此の事を語るに當りて「哀れなることとは」と云ひ出だせる所以である。

清けき影を、まばゆく覺しめしつる程に、月の顔に、むら雲の懸りて、少し暗がり行きければ、我が出家は成就するなりけり」と仰せられて、歩み出でさせ給ふ程に、弘徽殿の女御の御文の、日頃、やり残して、御身も放たず御覽じけるを思し出でて「しばしとて、取りに入らせ給ひける程ぞかし、粟田殿の、いかに斯くは思しめし立ちぬるぞ、たゞ今過ぎなば、自ら障りも出でまうで來なむ」と、そら泣きし給ひけるは。

【通釋】 花山寺への御路すがら、天皇は、月の清き光をば、まばゆく思召されたる折しも、月の面に叢雲が懸りて少々暗くなりて、微行に好都合となりたれば、天皇は「我が出家は成就する因縁にて有りけるよ」と仰せられて歩み出されたが、天皇は俄に

弘徽殿の女御の御文の事を思ひ出されて、それを取りに入らせられた。此の弘徽殿の女御といふは、天皇の最愛の女御であつたが、この程病没したのである。故に天皇は、日頃女御より奉りたる御文の中に、特に真情のこもれる御文をば、破らすに残しおかれて、御身より放たずして、毎日御覽に成つて、女御を追懷せられたのであつた。然るに其の御文を宮中に忘れおかれたるに依て、天皇は「しばし」とて、取りに入らせられたのである。粟田殿が「どうして、左様な事を思ひ立たれましたか。御心願を果し給ふは只今である。只今を過ぎると、自ら障碍が出で、心願を遂げることが不可能になります」と申し上げて、そら泣きをして天皇の還御を遮られたのは、此の時の事でありませよ。

【語釋】 まばゆく覺し。光の強くして、正しく見難く思ふ。忍びての御幸ゆゑ、人目を憚りて、月の光をも、まばゆく思召されたのである。○弘徽殿の女御。太政大臣爲光の女にて、花山天皇最愛の女御である。此の女御は禁中の弘徽殿に居りし故にいふ。○やり残して。破り残してにて、御文を読まれたる時、普通のものは破り棄てるのであるが、特に情のこもれるものは、破り棄てずして、残しおかれたのである。○斯くは思しめし立ちぬるぞ。破り残されたる御文を取りに入らせらるる。

ひける程ぞかしへ續けて讀むべき文脈である。上に反りてしばしとて、取りに入らせ給

さて(天皇ハ)土御門ツチミカドより、ひんがしさまに、おはしますに、晴明ハルノが家の前を渡らせ給へば(晴明ハ)自らの聲にて、手を夥しく、はたくと打つなる。みかど下りさせ給ふと見ゆる天變ありつるが、既に成りにけりと見ゆるかな。参りて奏せむ。車に、さうぞく、とうせよ」と云ふ聲、聞かせ給ひけむ(トキ)は、さりとも、哀れには思しめしけむかし。(晴明ガ)かつく、式神シキジン一人、内裏に参れ」と申しければ、目には見えぬもの、戸を推しあけて出づ。(式神ハ天皇ハ)御うしろを見参らせけむ、たゞ今、これより、過ぎさせ、おはしますめり」と、答へけりとかや。その家は、土御門町口ツチミカドマチグチなれば御道なりけり

【通釋】 さて花山天皇は、土御門より東の方へ御出でになつて、陰陽師安部晴明の家の前を御通行なされた。時に晴明は、手を夥しく拍ちて「天皇御退位の事が天文

に見ゆるが、その事既に成就せる様子に見える。これより参内して奏上いたさう。車に支度を早うせよと云うた。此の聲を聞かせられたる折には、天皇も、心強く御出家の御志を起させられながらも、哀れに感せられたで有らうと察せられます。又晴明の聲にて、なほ其の上に、式神一人、内裏に参上せよと申しましたれば、式神の形は、人の目に見えぬながらも、晴明の命に應じて、式神は、戸を推し明けて出られまして、天皇御通行の御後姿を見奉りしものと見えまして、只今、これより御通りなされる御様子と答へられたとか云ふ事である。その晴明の家は、土御門の町口なれば、天皇御通過の路でありました。

【語釋】 ひんがしがまに。東の方へ。○天變。この頃は、人間界の變事が、天文に現はれるものと信じてゐたのである。晴明は、陰陽師なれば、天文の變を見て、天皇御退位の事を知つたと云ふのである。○さうぞく。装束と書く。支度、よそほひをいふ。○とうせよ。疾くせよの音便。○さりととも。御出家の御志を起された事を指していふ。御出家の御志を起されてはゐながらも。○かつく。尙、その上に。○式神。陰陽師に使はるゝ神。

田殿は「罷り出でて、おとゞにも、變らぬ姿、今一度見え、斯くと、案内も申して、必ず参り侍らむ」と申し給ひければ（天皇初メテ其ノ詐謀ヲ覺リ）「朕をば、はかるなりけり」とてこそ、泣かせ給ひけれ。哀れに悲しき事なりな（道兼ガ）日頃、かく、御弟子にて侍らはむと契り賺し申し給ひけむが、おそろしさよ。

【通釋】 かくて天皇は花山寺に御着になつて、御剃髪なされた。粟田殿は其の詐謀のいよく成れるを見濟まして後に、天皇に向ひ、「一寸罷り出で、父の大臣（兼）にも、剃髪せざる姿を今一度見せまして、出家する事を知らせて、その上に必ず参上いたします」と申し上げましたれば、天皇は初めて粟田殿に欺かれしことを覺り給ひて、朕を欺きて剃髪させ、王位を去らしめんと、の詐謀にて有りつるよな」と仰せられて、泣かせられました。誠に御氣の毒な、悲しい事で御坐いますよ。粟田殿が、平生「斯の如く共に剃髪して御弟子とならう」と契り、天皇を欺き賺して、帝位を去らしめたる奸智は、實に恐ろしい事で有りますよ。

【語釋】 變らぬ姿。剃髪すると、姿が變るゆゑに、戴髪のままの姿を、變らぬ姿といふ。○見え。見せること。○斯くと。出家する事を指す。○悲しき事なりな。

これは世繼翁の評である。「なは歎辭。○恐ろしきよ。世繼翁の評。」

東三條殿（道兼ノ父兼家）は、若し、さる事やし給ふと、あやふさに、さるべく、おとなしき人々、何がし、かゞしと云ふ甚（イ）じき源氏の武者たちをこそ、御送りに添へられたりけれ。京の程は隠れて（参リ）堤（ツツミ）のわたりよりぞ打ち出で参りける。寺などにては、若し、おして、人などや、なし奉るとて、一尺許（ガ）りの刀どもを抜きかけて、守り申しけるとぞ。寛弘五年二月八日うせ給ふ、御年四十一。（六十五代本紀終リ）

【通釋】 道兼の父なる東三條殿（兼家）は、萬が一にも、天皇との義理に絆（ホダ）されて道兼の出家を致すやうな事が有りはせぬかと、それが危険に思はれるので、道兼の護衛に適する沈着の人々、何某（ナニノ）くなどいふ源氏の武者どもを御送りの道中に添へられて、萬一に備へられた。京都を通るうちは、武者どもも隠れて従ひ行きました加茂川堤の邊よりは、公々然と現れて隨行して参つた。寺などに於ては、萬が一にも、無理やりに、人が剃髪させるかも知れぬと思つて、一尺許りの刀を抜きかけて粟田殿を護衛してゐたと云ふ事でありませぬ。かくて花山天皇は寛弘五年二月八日御崩去になつて、御年が四十一歳。

【語釋】 さる事やし給ふ。「さるは剃髪を指して云ふ。○さるべく、おとなしき。護衛に適するやうな沈着のもの。○おとなしきは落ち着いたる者にて、狼狽（ウロタ）へ者の反。○何がしかいし。何の某（ナニノ）くと名を列ね呼ぶべき處に、其の名を略して云ふ。○いみじき源氏の武者。○屈（クツキヨウ）竟なる源氏の武者。○堤（ツツミ）のわたり。○加茂川堤の邊（アタリ）。○打ち出で参りける。○顯れて行つた。○おして。○推して無理やりに。○人などや、なし奉る。人などが剃髪を強ふるをいふ。

○太政大臣良房列傳

良房のこと

このおとゞは、左大臣冬嗣の次郎なり。天安元年丁丑二月十九日、太政大臣になり給ふ。同年四月十九日、從一位、御歳五十四。水の尾の御門（清和天皇）は御孫におはしませば、即位の年、攝政の詔ありて、年（チシ）官年爵賜はり給ふ。貞觀八年丙戌、關白に遷り給ふ、御歳六十三。

【通釋】 この良房卿は、左大臣冬嗣の次男である。天安元年二月十九日に太政大臣となられて、同年四月十九日に従一位になられた。時に御年五十四歳。時の天皇水の尾の御門（清和天皇）は良房卿の御孫で御坐つたゆゑ、御即位の年に攝政に任せられる詔が有つて、年官年爵を御下賜になり、貞觀八年に關白に遷られました。時に御年六十三歳。

【語釋】 天安。文德天皇の年號。○水の尾の御門。清和天皇は丹波の水尾に移らせ給ひしによりて斯く申す。○御孫。清和天皇の御母明子（アキラケイコ）は良房の女なれば、天皇は良房の孫である。○攝政の詔。清和天皇幼冲なるを以て、文德天皇の遺詔を奉じて政を攝したのである。攝政とは、幼主に代りて政治を行ふ後見職である。天皇を輔佐して、一切の政治を行ふ執政職を關白と云ふ。○年官年爵。優遇の目的を以て年給を賜はることを云ふ。「年官」とは年給として諸國の掾、目、史生などの官に在る者に給する年給を賜はることで、「年爵」とは年給として、從五位の爵（ウラキ）に在る者に給する年給を賜はる事である。もと、年官年爵は其官（掾、目、史生等）其爵（從五位）に屬する收入を、年給として下賜する目的のものなれば、たとひ其の人を任敍することありとも、其の實務は無ないのであるから、實際に於ては單に年給を賜はる事になるのである。

うせ給ひての御諱、忠仁公（チウジンコウ）と名け奉る。又、白川（シラカハ）の大臣、染殿（ソメノ）の大臣とも申し傳へたり。たゞし、このおとゞは文德天皇の御をぢ、大皇太后宮明子（アキラケイコ）の御父、清和天皇の御祖父にて、太政大臣、准三宮位に昇らせ給ひ、年官年爵の宣旨（センジ）くだり、攝政關白などし給ひて、十五年こそは、おはせしか。大方公卿（カホカタクキョウ）にて卅年、大臣の位にて廿五年をおはせし。

【通釋】 良房卿は、薨後の諡號を忠仁公と申す。又、白川（シラカハ）の大臣とも染殿（ソメノ）の大臣とも申し傳へてをります。此の大臣は文德天皇の御伯父であり、大皇太后明子の御父であり、清和天皇の御祖父であつて、太政大臣、准三宮の位に昇られて、年官年爵を賜はるの御宣旨を頂き、攝政關白などを成さつて十五年の間、御在職なされた。殿上人たること三十年、大臣の位に在ること二十五年で御坐いました。

【語釋】 文德天皇の御をぢ。文德天皇の御母順子（ノリコ）は良房卿の妹。○清和天皇の御祖父。清和天皇の御母明子（アキラケイコ）は良房卿の女である。○准三宮位。三宮とは大皇

太后宮、皇后宮、皇太后宮を云ふ。三宮には年官年爵を賜はるゆるゑに、三宮に准じて年官年爵を賜はる事を、斯く云ふ。三宮の位に准ずることを云ふのでは無い。○公卿。殿上人ともいふ、参議、中納言、三位以上を殿上人といふ。○十五年こそは、おはせしか。しかは過去助辭、きの變化で、こそ、の結びである。こそは多くの中より、特に其事を取り立て、云ふ時に使ふ助辭。

良房和歌を善くす

此の殿ぞ、藤氏の初めて、太政大臣攝政し給ふ。めでたき御有様なり。和歌も遊ばしけるにこそ、古今にぞ、あまた侍るめる。前のおほいまうちぎみとは此の御事なり。多かる中にも、(次ノ歌ハ)いかに、御心ゆきて、めでたく覺えて遊ばしけむと推測らる。御むすめ染殿の后のお前に、櫻の花の瓶に挿されたるを御覽じて、斯く詠ませ給へるとぞ。

年経れば齡は老いぬ、しかはあれど

花をし見れば、ものおもひもなし

后を、花にたとへ申させ給へるにこそ。

【通釋】 此の良房卿が、藤原氏ありて以來、初めて太政大臣攝政となられたので、誠に、めでたい事で御坐る。和歌も、善く御詠みなされたれば、古今集に、數多の歌が載つてゐる様子。古今集に「前のおいまうちぎみ」と記してゐるのは、此の卿の事である。卿の歌の、多くある中にも、次の歌は、いかばかり御心すゝみて、喜ばしく思召されて、御詠みなされた事で有らうと推測られます。御娘なる染殿の后(子明)の御前に、櫻の花が、花瓶に挿されたるを御覽なされて、かう御詠みなされたと承ります。 (歌の意) 年數経ちたれば年齢は老いました。されども、此の美しい花を見れば、誠に愉快であつて、何等の氣掛りも無い。

后をば、花に譬へて詠まれたので御坐る。

【語釋】 前のおほいまうちぎみ。前の太政大臣の略。

良房と長良との子孫の榮枯

かくれ給ひて、白川に、をさめ奉る日、素性ぎみの詠み給へりしは、
血の涙、おちてぞ、たぎつ白川は

君が代までの名にこそ有りけれ

みな人、しろしめしたらめど、物を申しはやりぬれば（申スミ）ぞ侍る。斯く、いみじき幸（サイハ）ひ人の、子のおはしまさぬこそ、口惜しけれ。御兄（コノカミ）の長良（ナガラ）の中納言、殊の外（コトノヘ）に（官位ノ、良房ニ）越えられ給ひけむをり、いかばかり、辛（カラ）う思されけむ。世人も殊の外（コトノヘ）に思（オモ）しけめど、其の末こそ、今に榮えおはしますめれば、行く末は、殊の外（コトノヘ）に、まさり給へりけるものを（案外ニ思ヒシハ聞エズ）。（良房列傳終リ）

【通釋】 良房卿の薨せられて、御遺骸を白川といふ所に葬り奉りたる日に素性法師の詠まれた歌は、

（歌の意） 良房卿の薨去を悲みて、血の涙が落ちて瀧のやうに、水音（ミツネ）立て、流れる事である。されば此の地の白川といふ名稱は、良房卿の存生中までの名稱であつて、今後は血の川と改名せらるゝ事であらう。

此の歌などは、どなたも御承知の事なるべければ、特に、お話し申す必要も無いのであるが、話が調子（テウシ）附いて、思はず、お話し申したので御坐る。良房卿は、斯くまで多幸の御方でありながら、御男子の無い一條こそは、誠に残念の限りである。卿の兄なる長良中納言は、卿の爲に、殊の外に官位を越えられし時、どんなに辛（ツラ）く思召された事であらうと思はれる。又、世間の人も、弟が兄の上官となつた事を、意外に思うた事でも有らう。けれども、長良が残念に思うた事も、世人が意外に思うた事も、之を後世より見れば道理の無い事である。良房卿の子孫の絶えたるに反して、長良の子孫は今以て御繁昌なさつて、行く末は殊の外に勝れて御坐るものを、目前の榮枯のみを見て、或は残念がり、或は案外に思うたのは、兩方ともに聞えぬ事で御坐る。

【語釋】 白川。法勝寺をいふ。○たぎつ。瀧のやうに、激して流れること。○しろしめし。お知りなされる。○申しはやり。話が調子附いて、騎虎の勢を以て、思はず話すをいふ。○其の末。長良の子には太政大臣基經あり、道長も其の子孫であつて、子孫長く繁榮を極めたのである。

○左大臣時平列傳

時平恐れて菅公を排斥す

此のおとゞ（平時）は、基經のおとゞの御太郎なり。御母四品（シホン）彈正尹人

康親王の女なり。醍醐の帝の御時、此のおとゞ、左大臣の位にて、歳いと若くておはしき。菅原のおとゞ、右大臣にておはします。其のをり帝、御歳いと若くおはします。左右大臣に、世の政治を行ふべき宣旨、下さしめ給へりしに、其のをり、左大臣、御歳廿八九ばかり、右大臣、御歳五十七八にや、おはしけむ。ともに、世の政治、うちせしめ給ひし間、右大臣、さへも世に勝れ、めでたくおはしまし、御心掟も殊の外に賢くおはしまし。左大臣は御歳も若く、さへも、殊の外に劣り給へるにより、右大臣、御覚え、殊の外に厚くおはしましたるに、左大臣安からず思したる程に、さるべき。因縁にや、おはしけむ、右大臣の御爲に、善からぬ事いできて、昌泰四年正月廿九日、太宰權帥に成し奉りて流され給ふ。

【語釋】 御太郎。御長男。○四品。皇族に賜はる位階を品といふ、一品より四品まである。○彈正尹。彈正臺といふ役所の長官。彈正臺は風俗を正し非法を檢

する事を掌る天皇直隸の役所で有つて、其の長官は太政官を経ずして直に奏聞する權力を與へられてある。○ざえも世に勝れ。才をざえとも云ふ。○心掟。心の持ちやう。○御覚え云々。天皇の思召が殊の外に厚い、即ち御寵愛の深きをいふ。○さるべきにや、おはしけむ。然有るべき前世の約束であつたらう。菅公の左遷が、突然この時に生じたのは、前世の約束で有つたらうと云ふこと。○善からぬ事出できて。菅公が、その女婿なる齊世親王を皇位に立てんと企を爲せりなど云ひて、菅公を讒する者の出でしを云ふ。○太宰權帥。太宰府の長官に帥と權帥との二つありて、親王を之に任する時は太宰帥となし、左遷の大臣を之に任する時は權帥と爲すのである。權帥は、其の名義の上にては、太宰府の長官であるから、威權赫々たるやうに思はれるが、權帥は實務に預らざる閑職であるから、太宰府の實權は、次官なる太宰大貳に在るのである。さて太宰府は、西海道全體の警備及び政務を司る役所で、宛も今日の臺灣總督府のやうなものである。

菅公の西下

此のおとゞ(菅公)の子ども、數多おはせしに、女君たちは、婿どりし、男

君だちは、皆程々につけて、位どもおはせしを、それも皆、かたぐに流され給ひて悲しきに、稚くおはしける男君女君たち、慕ひ泣きておはしければ、小さきはあへなむと、おほやけも許さしめ給ひしかば、共に、ゐて下り給ひしぞかし。

【通釋】 菅公の子どもは幾人も御坐いましたが、姫君たちは皆、夫を持ち、御男子は皆その才能に應じて官職に就いて御坐つたが、それも、皆分れくに流される事になりましたから、父君たる菅公の御心には、いと悲しく思召されたるに、御幼稚なる御子どもたちは、父君を慕ひて泣き悲みければ、朝廷に於ても幼きものどもは、ともに従ひ行くことを勸辨してやらうと仰せられて、その同行を許されましたので、菅公は其の幼子どもを、一所に率ゐて筑紫に下り成されましたぞ。

【語釋】 程々につけて。其の才能の程に應じて。○かたぐに。あちら、こちらはなればなれるに。○あへなむ。こらへて許さう。○おほやけ。朝廷。○ゐて。率ゐて。

帝の御掟、極めて、あやにくに、おはしませば、此の御子どもを、同じ方にだに、遣はさざりけり。かたぐに、いと悲しくおぼして、御前の梅の花を御覽じて、

東風吹かば、にほひおこせよ梅の花

あるじ無しとて、春な忘れそ

又、亭子の帝（宇多）に聞えさせ給ふ。

流れ行く、われは水屑となりはてぬ

君、しがらみとなりて留めよ

なき事により、斯く罪せられ給ふを、からく、おぼし歎きて、やがて山崎にて出家せしめ給ひてけり。

【通釋】 朝廷の御命令が、極めて意地わろう御坐いましたれば、此の御子どもを同じ方へだに遣りませぬ。あれや、これやにつけて、菅公は、其の境遇を悲しく思召され、庭前の梅を御覽になつて次の歌を詠まれた。

（歌の意） 春になりて東風が吹くやうになりたらば、例年の如くに花咲きて、其の

香氣をば、風に載せて、筑紫まで送り越して、呉れよ、梅の花よ。たとひ主人たる拙者アルジが此の家に居らずとも、春を忘れるなよ、春になりたらば花を咲かせよ。

菅公は又、宇多上皇に次の歌を申し上げなされた。

〔歌の意〕 流れて参りまする拙者は、水の屑となり果てました。陛下よ、願くは柳シガラミとなりて、流れ行く此の身を留めて下され、救うて下され。

無根の事の爲に、斯く罪せられたるを、いかにも辛く思召され、歎息せられて、やがて、山崎といふ所で御出家なされました。

【語釋】

御掟。規則と云ふことより、轉じて命令の意にも使ふ。○あやにく。意

地わろきを云ふ。○かたぐに。あれを思ひ、これを思ひ。○にほひおこせよ。

香氣を送り越せよ。○春な忘れそ。春を忘るな。○亭子の帝。宇多上皇を申す。

○聞えさせ給ふ。申上げなさる。○しがらみ。竹木等を水中に横たへ水を堰切

りて流れ行くものを留めるもの。○なき事。無根の事と云ふ意で、冤罪をいふ。

○からく。つらく思ふ。○山崎云々。山崎は山城の地名。此の出家の事は正史

に見えねば著者の誤聞であらうと思ふ。

都ミヤコ遠くなるまゝに、哀れに心細くおぼされて

君が住むやどの櫓ユを行くも、隠るゝまでに顧みしはや

又、播磨の國におはし着きて、明石の驛ウヂマと云ふ所に、御やどりせし

め給ひて、驛の長のいみじう思へるけしきを御覽じて、作らしめ

給へる詩いと悲し。

驛長無驚時ナカレク變改セルラ 一榮一落是春秋

【通釋】 日數たちて、追々、都の遠くなるに従ひ、菅公は、哀れに心細く思召して次の

歌を詠まれた。

〔歌の意〕 陛下の御住所の梢をば、流され行く道すがら、幾度と無く、ふりかへり望み見まして、遂に隠れて、見えぬやうになるまで、顧みたことで御坐いますぞや。

又、播磨の國に着して、明石驛にお宿りなされた時に、驛長が菅公の左遷を見て、いたく意外に思へる様子を御覽になつて、お作りなされた詩は、いと哀れなものであります。

〔詩の意〕 驛長よ、時勢の變を見て驚くには及ばぬ事である。一たびは榮えて花

咲き、一たびは衰へて葉の落ちるといふが、即ち一年中の春と秋とであるぞよ。先に高貴の位に在りたるものが、今左遷の厄に遇ふのも、それと同じ事である。

【語釋】 君が住む云々。宇多上皇の御所の梢を顧みたのである。宇多上皇は菅公を拔擢登用した明君で、菅公の恩主である。故に流され行く途すがらも、其の御所の方を幾回と無く顧みたのである。○明石の驛。驛を馬屋と讀む。もと、旅客の便利を圖る爲に、馬又は人足を備へおきて、旅客の求に應じて、つなぎ立てを爲すより起りたる名である。旅人は、此の驛の在る所に至りて馬又は人足を求めて次の驛に向ひ、或は其の驛に宿るのであるから、驛には旅人を宿泊せしむる家が有る。○驛の長。宿泊所の主人。○いみじう思ふ。甚しく意外に思ふ。

斯くて、筑紫におはしまして、哀れに心細くおぼさるゝ夕、をちかたに、所々けぶり立つを御覽じて、

夕されば野にも山にも立つ煙

なげきよりこそ、もえまさりけれ

又、雲の浮きて漂ふを御覽じて

山わかかれ飛びゆく雲の歸りくる

かげ見る時ぞ、なほたのまるゝ

さりともと、世をおぼしめされけるなるべし。

【通釋】 斯くて菅公は筑紫の太宰府へお着きなされて、哀れに心細く思はれたる夕方に、遠方に、所々より煙の立つを御覽になつて、次の歌を詠まれた。

(歌の意) 夕刻になれば、何人でも、物悲しく感ずるものである。まして我が身は、朝夕悲歎に沈みをれば、夕刻には別して悲しく感ずる。されば夕刻になりて、野にも山にも立ち昇る、あの煙は、その悲歎に依りて彌々燃え勝るものゝやうに思はれる。

又、浮雲の漂ふを御覽になりて、次の歌を詠まれた。

(歌の意) 山より分れて飛び行きたる雲が、やがて又、もとの山に歸つてくる。それを見れば、我が身と雖も、あの雲の如くに再び、もとの處へ歸れぬことも有るまい。何時か罪を赦され京都へ還れようかと、その萬一を心持みに致すわけである。

今こそは、斯の通りに成つてをれども、何時かは都へ歸れることも有らうと思召さ

れたで有らう。

【語釋】をち方。遠方。○夕されば。夕刻になれば。○なげき云々。「歎きに」木を引きかけ、木と云より其の縁を以て燃えと云うたのである。○かげ見る。景を見る。○たのまる。萬一を恃みに思ふ。○さりとも。然有りとも。現在の境遇をいふ(左遷の身の上)。

月のあかき夜、

海ならず漂ふ水の底までも

きよき心は月ぞてらさむ

これ、いとかしこく遊ばしたりかし。げに月日こそは照し給はめとこそはあめれ」(以上世繼ノ言)

【通釋】 明月の夜に、次の歌を詠まれた。

(歌の意) 今夜は明月の光が海の底まで照して、海の底が明るくなつてゐる。たとひ海ならずとも、其の水の清からん限りは、漂ふ水の底までも明月が照すであらう。その如く、我が清き精神をば、明月が照覽せらるゝことと有らうと思ふ。

此の歌は、いかにも御尤に、お詠みなされたもので有りませう。此の歌に云はれし如く、實に、日月こそは、菅公の清き心を、御照覽なさる事と有らう。

【語釋】 こそはあめれ。こそは有るめれの略。

まことに(菅公)おどろくしき事は(世繼も)さるものにて、(有レバ、流暢ニ語ルベケレドモ)斯くやうの歌や詩などをさへ、いと、なだらかに、故々(ユエユエ)しう、云ひつゞけ給ふ(コトヨ)と、見聞く人々、あさましく、あはれに(世繼ノ顔ヲ)守りゐたり。物の故、知りたる人なども、むげに近くるよりて、外目(ホカメ)せず見聞くけしきどもを(世繼ガ)見て(世繼ハ)いよくはへて、物を繰り出だすやうに云ひつゞくる程ぞ、まことに稀有なるや。繁樹、涙をのこひづ、興(キヨク)じゐたり(此ノ一節ハ記者ノ評)。

【通釋】 前節に掲げたるが如く、菅公の事をば、一から十まで、立板に水を流すが如くに世繼が辯じ來り辯じ去るを見て、聽衆も驚き呆れた。菅公の政治上の事、又はその他の仰山(ギヤウサン)なる事は、世繼も左る者なれば流暢に辯すべけれども、かやうな詩歌風流の事に至るまで、いと流暢に、尤もらしく辯じ去るは、天晴(アツパレ)の事よと思つて、聽衆

も驚き呆れて、世繼の顔を見詰めてゐた。物の道理を知りたる有識者に至るまで頻りに、世繼の席に近寄り坐りて、側見もせず、熱心に世繼の話を聴いてゐる様子を見て、世繼は、彌々其の話を引延ばして、宛も物を手繰り出すやうに、間斷なく云ひ續けてゐる。其の様子は誠に古今未聞である。それを見て、繁樹翁も感に入り、涙を拭ひながら興じてゐた。

【語釋】 おどろくしき事。仰山なる事の意で政治上、その他の顯著の事をいふ。○さるもの。然るべき技倆名聲あるもの。○なだらかに。流暢に滞りなく、すらくと。○あさましくあはれに。驚き呆るゝ程に天晴に思うて。○守りゐたり。見詰めてゐた。○むげに。一途に。○はへて。延ばして。○稀有なるや。珍しいことぢやわい。「や」は歎辭。

(世繼ノ談) 「筑紫におはします所の御門も、固めておはします大貳のゐどころは遙なれども、樓のうへの瓦などの、心にもあらず御覽じやられけるに、又いと近く觀音寺といふ寺のありければ、鐘の響を聞きしめして作らせ給へる詩ぞかし。

都府樓纒看瓦色

觀音寺、只聽鐘聲

これは文集白居易遺愛寺鐘敲枕聽香爐峯雪撥簾看といふ詩にも、まささまに作らしめ給へりところ、昔の博士どもは申しけれ。

【通釋】 菅公の筑紫に御住ひの御門も常に鎖して御坐います。太宰府の實權者なる大貳の住所は遙なれば、御邸内よりは見えませぬけれども、太宰府の樓上の瓦などが、見るとは無しに御目に留まります。又、御邸内に、ごく近い所に觀音寺といふ寺が有りましたれば、鐘の響が御耳に留まります。是に於て菅公の詠せられたのが次の詩であります。

(詩の意) 太宰府の樓は、邸内にては、只瓦の色の見ゆるばかりであつて、他に何物も見えぬ。近い所に觀音寺といふ寺が有るけれども、只その寺にて鳴らす鐘の聲が聞ゆるのみで有つて、他に何事も聞えぬ。

此の詩は、白樂天の詩集なる白氏文集に「遺愛寺(名寺)の鐘は枕を敲けて聽き、香爐峯(名山)の雪は簾を撥げて看ると云ふ名吟よりも、一層勝りて作らせられたと、昔の博士どもが賛評いたしました。

【語釋】 心にもあらず御覽じやられ。見んと思ふ心なきに、自ら見ゆること。○
都府樓。太宰府樓のこと。○文集白居易。文集とは白氏文集をいふ。白居易は
其の字を樂天と云ひて唐代屈指の大詩人である。文集に白居易の云々と云ふこ
とを略していふ。○遺愛寺香爐峯。香爐峯の麓に遺愛寺と云ふ寺が有つて、其の
近處に白樂天が住んでゐたのである。○まささま。勝りさまの略。

かの筑紫にて、九月十日、菊の花を御覽じけるついでに、また京に
おはしまし、時、九月の今宵、内裏にて菊の宴ありしに、此のおと
ゞ作らしめ給へりける詩を、帝、畏く感じ給ひて、御衣たまはせ給
へりしを、筑紫に下らしめ給へりければ、御覽するに、いとゞ、其の
をりおぼしめし出でて作らせ給ひける。

去年、今夜侍、清涼

秋思、詩篇獨、斷腸

恩賜、御衣今在、此

捧持、毎日拜、餘香

此の詩、いとかしこく、人々感じ申されき。

【通釋】 筑紫にて九月十日に菊の花を御覽になつた。依りて菅公は、其の身の尙
京都に御坐つた時の九月の今夕、宮中に菊の宴ありて、其の席にて作りたる詩が、勿
體なくも醍醐天皇の御賞めに預つて、御衣を賜つたことを追懷なされた。其の御衣
は筑紫にお下りになる時にも捧持して行かれましたので、それを御覽になりました
たる所が、いよゝ、當時の事を切に感せられて、次の詩を作られた。
（詩の意） 去年の今夜は、此の身、尙、右大臣として京都に在りて、清涼殿に開かれた
る御宴に侍つた事である。其の時に、秋思といふ題にて作つたる詩が、御叡感に
預つた事を思ふと、今昔の感に堪へずして、腸のちぎれやるうな思ひが致します
る。御叡感の餘りに御下賜に成りたる御衣は、今も尙、茲に御坐います。依りて
其の御衣をば日夕捧持して、當時御衣に焼き込められたる香の匂ひの、尙、残れる
を拜して聖恩の辱なきを謝し奉る事でありませう。

此の詩は誠に善く出来まして、人々も感心いたしました。

【語釋】 菊の宴。重陽の宴（九月九日の事）。九は陽數（用語）なれば九の重なりたる九
月九日を重陽といふ。日本紀略昌泰三年九月の條に、九月九日甲午、重陽、宴、題云、寒
露凝。十日乙未、公宴、題云、秋思と記してある。故に菅公が秋思の詩を作りたるは

十日の公宴である。○餘香。香を焼きて、其香氣を着物につけおく事は往時の慣習である。其の香氣の残りたるを餘香といふ。○いと、かしこく。いと善く出來たと云ふこと。帝畏くカシコクの「畏くは勿體なくもと云ふことで、茲の「かしこく」とは違ふ。此の事ども、たゞ、散々チリチリなるにもあらず。（左遷以前ノ集ヲ前集ト名クカノ筑紫にて作り集めさせ給へりけるを書き集め、一卷とせしめ給ひて、後集と名けられたり。又、をりくくオソツカの歌を書きおかせ給へりけるを自ら世に散り聞えしなり。

【通釋】 これ等の詩歌は、たゞ散亂の儘で傳はつたのでは御坐らぬ。左遷以前のは菅家前集となつて一部の書に纏まつてをります。又、筑紫にて作られたのを書き集めて一部の書として菅家後集と名けられました。又、折々の歌を書きおかせられたのが、自然と世に廣まつて聞えたのであります。

【語釋】 此の事ども。詩歌をいふ。○後集と名け。左遷後のを後集と名けしに依りて、左遷以前のを前集と名けしとは書かずとも知れるのである。○給へりけるを云々。「を」は歎辭である。給へりけるが、まあ、それが、自然に世に聞えしなりと云ふこと。

世繼が、わかう侍りし時、この事の、せめて哀れに悲しく侍りしかば、大學の衆の、なまふがうには、いますがりしを、問ひ尋ね、語らひ取りて、さるべき餌袋、破子やうのもの調じて、打ち具して、まかりつゝ習ひ取りて侍りしかど、老いのけの甚だしき事は、皆こそ忘れ侍りにけれ。これはたゞ、頗る覺え侍るなり」と（世繼ガ）いへば、聽く人々「げにくく、いみじき、すきものにも、ものし給ひけるかな。今の人はさる心ありなむや」と感じあへり。

【通釋】 世繼の若かつた時に、菅公の事が、切に哀れに悲しく御坐いましたれば、大學寮の學生を奉仕しむるものにて、尙未熟下級の者がゐましたのを訪問して、質問の事を承諾せしめ、さるべき食物などを調進して、それを手土産として持ち罷り出でて詩歌などを習ひ取つたのであります。けれども老耄の甚しい事には、折角、習ひ取つたる事も、皆忘れてしまひました。今日お話し申したる詩歌などは、ほんの少々許り覺えて居るので御坐います」と世繼が云ひましたれば、聽く人々、何れ

も感服し、實に實に、えらい好事者で御坐つた事ぢや、わい。當今の人には、それ程の熱心が有りませうかと、互に感じ合ひました。

【語釋】この事。菅公左遷の事。○せめて。切に。○大學の衆。大學寮に出仕してゐるもの。○なまふがう。なまふがく(生不學)の音便。生は物の未熟なることと不學は學力無きことをいふ。大學寮に出仕しながらも、尙未熟にて學力の無きものを「なまがう」といふ。○いますがりしを。在すが有りしをの約。○語らひ取り。語らひて己れに同意せしめる事。○さるべき。手土産として然るべき。○餌袋、破子やうのもの。餌袋は食類を入れる袋。破子は食類を入れる器にて、折などの類。今日ならば、菓子一袋又は、お重のもの一重と云ふやうな手土産を拵へて持參したのである。○調じて。こしらへて。○打ち具し。「打ち」は添へて語勢を強める語で外に意義は無い。「具し」は、そなへて持ち行くこと。○老いのけの甚だしき事は。老耄の甚だしき事には。○頗る覺え侍る。頗るは餘程と云ふ意の所に使ふ副詞であるが、茲には、少し其の氣味ある意に用ひたのである。ちとばかり覺えてゐると云ふこと。○すきもの。好者で、物好きの人といふこと。○ものし給ふ。事を爲すを、凡て、ものすといふ。

(世繼ノ談)「また、雨のふる日、うちながめ給ひて、

あめのした、乾ける程の無ければや

着てし濡衣、ひる由も無き

やがて、彼處にて失せ給へり。

【通釋】また雨の降る日に、菅公は空を見詰め物思ひに沈みなされて、次の歌を詠まれました。

(歌の意) 雨の下にては、物の乾き干ることは無い。さればにや、着てしまつた濡衣の乾く方法も無いのぢや。雨中に身に纏ふ濡衣の乾かぬと同じく、我が行爲に對する濡衣(罪)も乾かしてさつぱりとさせる事が出来ないのである。さて残念の事ぢや。

菅公は、程なく彼の筑紫にて御薨去に成りました。

【語釋】うちながめ。打ち守りて見詰めてゐるのは、物思ひに沈みたる時にする事である。○あめのした。雨の下と天の下とを引きかけて云ふ。○濡衣。着物の濡れたる濡衣と、冤罪を被りたるをいふ濡衣とを引きかけて云ふ。○ひる。濡

れたる着物の干ると、冤罪の雪がる、事とを引きかけて云ふ。

菅公の靈

夜のうちに、此の北野に、そこらの松を、おほさしめ給ひて、渡り住みたまふをこそは、たゞ今の北野宮と申して、あら人神に、おほしますめれ。おほやけも行幸せしめ給ふ。いと畏く崇め奉り給ふなり。筑紫の、おほしまし所は、安樂寺といひて、おほやけより、別當所司など、なさせ給ひて、いとやんごと無し。

【通釋】菅公は薨去ありて、其の夜の中に、此の北野といふ所に、數多の松を生せしめて菅公の靈は其處に渡り住みなされた。これ即ち今の北野天満宮で御坐いまして、あらたかなる神様で御坐いまするやうに拜し奉りまする。朝廷にても北野に行幸なされまして、勿體なくも菅公の靈を崇め奉られる御様子。筑紫の御坐所は安樂寺と申しまして、朝廷より安樂寺の長官たる別當、その事務を掌る所司などを任命せられて、菅公の靈を祭らせられまする。誠に尊き事で御坐いまする。

【語釋】北野。山城の地名。○おほさしめ。生せしめ。○あら人神。もと、現世にて人の體を爲せる神をいふ語であるが、こゝは靈驗の顯著なる神の意に用ひたのである。○別當所司。寺院の長官を別當、寺務を掌る次官を所司といふ。

内裏焼けて、たびく、作らしめ給ひしも、圓融院の御時の事なり。匠ども、裏板どもを、いと麗しく鉋かきて、罷り出でつゝ、又の朝に参りて見るに、昨の裏板に、物の煤けて見ゆる所の有りければ、梯子に昇りて見るに、夜のうちに、蟲の食めるなりけり。其の文字は、造るとも、又も焼けなむ、菅原や

むねのいたまの合はぬ限りは、
とこそ有りけれ。それも此の北野のあらはし給へるとこそ申す
めりしか。

【通釋】内裏の焼けて、たびく、作られたるも圓融天皇の時の事でありませう。工人どもが、屋根の裏板を、いと奇麗に鉋にて削りて退出し、翌朝参りて見れば、昨日の裏板に、何やら煤けて見える所が有りました。依て梯子に昇りて、調べて見たるに、一夜の中に蟲が食うたのであつた。其の文字は、

（歌の意）幾たび改築すとも宮殿は又も焼けることであらう。菅原卿の胸の無念チンの晴れざる限りは、幾たびなりとも焼けることであらう。と云ふ歌で有りました。それも北野天満宮の、あらはし成さつたのぢやと申すことのやうに承りまする。

【語釋】 かな。かき。て。鉋カンナを。か。け。て。削。る。○む。ね。の。い。た。ま。云々。胸ムネと棟テとを引ヒき。か。け。板間イタマと痛イタミとを引ヒか。く。棟の板間の合はざる限りは焼けると云ふ事と、胸の痛ナホの直らざる限りは焼けると云ふ事を引きかけて云ふ。冤罪の晴れて、胸中の無念の癒えざる限りは幾度にも焼けるといふ意。

斯くて此のおとゞは、筑紫におはして、延喜三年癸酉二月廿五日に、うせ給ひしぞかし、御歳五十九。さて後七年ばかり有りて、左大臣時平のおとゞ、延喜九年己巳四月四日うせ給ふ、御歳卅九。大臣の位にて十一年ぞおはしける。本院の大臣と申す。此の時平のおとゞの女メスの女御もうせ給ひぬ。御孫の東宮も、一男八條大將保忠ヤスタケ卿も、うせ給ひにきかし。

【通釋】 菅公の薨後、時平も時平の女なる女御も、御孫なる東宮も、一男保忠も薨せられました。これ只事では有りますまい。

【語釋】 女御。時平の女が保明親王の女御となつてゐた。○孫の東宮。慶頼親王は時平の女の生みたるものなれば、孫の東宮といふ。

時平の一男八條大將保忠

此の大將、八條に住み給へば、内裏ウラに参り給ふほど、いと遙なるに、いかゞ思されけむ、冬は餅モチのいと大きなるをば一つ、小さきをば二つ焼きて、焼石ヤキイシのやうに、御身に當て、持ち給へりけるが、ぬるくなれば、小さきをば一つ宛ツ、大きなるをば中より割りて、御車クルマ副ソウに投げ取らせ給ひける。あまりなる御用意ヨウイなりかし。其の世にも、耳ミミとゞまりて人の思ひければこそ、斯く、いひ傳へ侍らめ。

【通釋】 此の大將は八條通りに住みなされたれば、参内なさるには、其の途が、いと遠いので有ります。此の大將は、何と思はれましたか、冬の寒き頃には、大きな餅を一つ、小さい餅を二つ焼いて、焼石で懷中を暖めるやうにして、其の焼餅を御身に當

て、持ちなされましたが、其の焼餅が冷めて、微温なると、小さい餅は一つ宛、大きな餅は中より割りて半分宛、お車副の者に投與せられました。餘り風變りの御用意で御坐いました。されば其の當時にも、人の耳に留まりまして、人が不思議に思ひましたれば、此の通り、いひ傳へたものと見えまする。

【語釋】もちひ。餅飯の略で餅のことを云ふ。○車副。貴人の護衛の爲に車に付き副ふものをいふ。

此の殿ぞかし、病ひつき給ひて、さまざまの祈禱し給ひしに、薬師經の讀經、枕がみにてせさせ給ふに、いはゆる宮毗羅大將と、打ち上げたるを、吾を縊ると讀むなりけりと思しける臆病に、やがて、絶え入り給へり。經の文といひながら、こはき物の氣に、取りこめられ給へる人には、げに、悪しく打ち上げ侍るか。さるべきとは云ひながら、ものは、をりふし毎に侍る事なり。

【通釋】此の殿であります、病氣平癒の祈禱の聲を聞き違へて、恐れて絶息なされたのは。此の殿が病氣に就かれましたので、いろ／＼の祈禱をなされました。其祈禱のうち、薬師經を枕もとにて讀ませられた事が有りましたが、其の讀經の文中に所謂宮毗羅大將と云ふ文句が有りまして、それを一聲張り擧げて讀みました所が、さあ大變。大將はそれをば、吾を縊るなりと讀むのであると思ひて、びつくりし、其の恐怖の爲に、やがて絶息してしまひました。たとひ經文中の文句とは云ひながら、恐ろしき物怪に取り附かれて苦しんでゐる人の爲には、こんな文句に聲を張り擧げるは宜しくない。病人の爲に祈禱することは、然るべき事では有れども、何事も其の時の事情次第にて見計ひ取捨すべきことであります。

【語釋】こはき物のけ。恐ろしき病氣をいふ。往時は、死靈生靈の祟りに依りて病氣の生ずるものと信じたのである。此の死靈、生靈を「物のけ」といひ、病氣にかゝる事を、物のけに取り込めらるなど云ひて、死靈生靈に取り込められて進退谷まるものと考へたのである。故に當時に於ける病者の手宛には、祈禱して其の祟りを祓ふことを尤も大切とし、醫藥などは殆ど顧みられぬのである。中古の物語を讀むものは此の事を知らねば理解し難きことが多いで有らうと思ふ。○悪しく。打ち上げ。聲を張り擧げたのが、悪い。○さるべき云々。然るべき事とは云ひながら。病氣の節に祈禱するは、當然の事と云ひながら。

時平の二男中納言敦忠

其の弟の敦忠中納言も、うせ給ひにき。(敦忠)よにめでたき和歌の上手、管絃の道にも勝れ給へりき。薨れ給ひて後、御遊アソビなど有るをりに、博雅三位の障サバる事ありて参られぬ時は、けふの御遊は止まりぬ」と、たび／＼召されて(三位)参るを見て、古き人々は「世の末こそ哀れなれ。敦忠中納言のいますがりし折は、斯る道に、此の三位のおほやけを初め奉りて、世の大事に思はるべき物に(ナラム)とこそは思はざりしか」とぞ、の給ひける。

【通釋】 保忠の弟なる敦忠中納言も薨せられた。敦忠は殊の外に、めでたい和歌の上手で有つて、管絃の道にも勝れてをられた。敦忠の存生中は、博雅三位などは管絃の達人として顧みる者も無かつたが、敦忠の薨後は、博雅三位が、重んぜられるやうに成つたのを見て、古人は藝道の衰へた事を歎いた。敦忠の薨後、管絃の會を催すに當りて、博雅三位、差支ありて參合せざる時は、三位若し参らずば、今日の管絃の遊は中止になる」と、切に三位を召されて、さて三位の参るを見て、古人は藝道の衰頽を歎きて云ふやう「世の末と云ふものは哀れなものである。敦忠中納言の居たる折には、此の藝道に就きて、朝廷を始めとして、此の三位が、世の大事に思はれようなどとは、全く思ひ設けぬ事でありました」と云はれました。

【語釋】 いますがりし折。在すが有りし折の略。○此の三位の云々。此の三位が、世の大事に思はるべきものにならむとは思はざりきと云ふ文脈。

先坊に、御息所ミヨシドコロまゐり給ふこと、本院のおとゞの御女具メヌグして三四人なり。本院の(御女)は、うせ給ひにき。中將の御息所と聞えし(入)。後は重明の式部卿の親王コウの北の方にて、齋宮の女御の御母にて(オハセシガ)。そも、うせ給ひにき。今一人の御息所は、いとやさしく、おはせし(ガ)先坊を戀ひ悲み奉り給ふ。(先坊ノ乳母ナレ)大輔タイフなむ夢に(先坊ナ)見奉ると聞きて送り給へる。

ときの間も慰めつらむ君はさは
夢にだに見ぬ我れぞかなしき

御返事大輔

戀しきは慰むべくも有らざりき

夢のうちにも夢と見しかば

【通釋】 先の東宮(保明親王)に御息所の参り給ふこと、本院大臣(時平)の御女と共に三四人あります。本院の御女は東宮妃となつて歿しなされた。中將の御息所と申された方は、東宮の薨去後、再嫁して式部卿重明親王の妃となり、齋宮女御と申す方を生まれ、御坐るが、それも歿しなされた。今一人の御息所は、いと溫和の性質で御坐いましたが、先の東宮を追慕して其の薨去を悲み奉りました。先の東宮の乳母なる大輔と云ふ女房が、先の東宮を夢に見奉つたと聞いて、次の歌を送りなされた。

（歌の意） 一少時なりとも、心を慰めた事であらう、お前は夢に先の東宮を見たとき、云ふからには、然るに夢にだも先の東宮を見ざる我こそ悲しい。

御返事として大輔は次の歌を詠んだ。

（歌の意） 戀しきは、聊も慰める事が出来ませんでした。何となれば、夢を見てゐる中にも、これは夢であると思つて居りましたから。

【語釋】 先坊。坊とは東宮坊の略で、轉じては東宮を申すのである。さて先の東宮とは保明親王を申す。○齋宮の女御。村上天皇の女御（重明親王の女に）て、朱雀天皇の承平六年、二十歳にして齋宮と定められ、村上天皇の天曆元年、入内して、後に女御となつたのである。初め齋宮となられしに依りて、齋宮の女御と申す。さて齋宮とは天皇御即位ある毎に、内親王又は女王の、未だ嫁し給はざるを選びて伊勢の神宮と加茂神社とに奉祀せしめたるもので、伊勢なるを齋宮と云ひ加茂なるを齋院と申すのである。○具して。共に。○ときの間も。少しの間なりとも。○君は、さは。君は大輔を指す。さは夢に東宮を見しことを指す。お前は、さうならばといふこと。

今ひとりの御息所は、（ハルウラ） 玄上の宰相の女にや。其の後朝（ゴウ）の使に、敦忠中納言、少將にてし給ひける。宮うせ給ひて後、此の中納言には會ひ給へるを（中納言ハ） 限りなく（嫌シク） 思ひながら、いかゞ見給ひけむ、文範の民部卿、播磨の守にて、殿の家司（ケイシ）にて侍はるゝを（見テ御息所ニ） 「われは命短（イノチ）き族（ソウ）なり、必ず死なむず。其の後、君は此の文範にぞ會ひ給はむず」と、の給ひけるを（御息所ハ） 「有るまじき事」と答へ給ひければ（中納言ハ） 天翔（アマガケ）りても見む。よに違へ給はじなどの給ひ

けるが、まことに、さていませするぞかし。

【通釋】 今一人の御息所は、參議藤原玄上ハルウラの女で有つたかと思ひます。此の御息所と、先の東宮との間に於ける後朝の使には、此の敦忠中納言が、當時少將にて其の御用を務めなされた。さて東宮薨去の後、御息所が此の中納言と馴れ染めるやうに成りましたので、中納言は無限に嬉しく思ひました。然るに中納言は、如何なる先見の有りにや、文範の民部卿が當時尙、播磨守にて、中納言家の家命を務めてゐたのを見て、御息所に向ひて、「予は短命の一族であれば必ず死なう。死んだ後、御身は此の文範に馴れ染めなさるで有らう」と仰つしやられた。御息所は、それを聞いて「そんな事は有るべからざる事でありませう」と答へられたるに、中納言は「予が言ふ事は必ず違ふまい。死したる後、予が魂は天に翔り飛び來りて、御身と文範とが夫婦となれるを見よう」と仰つしやられました。本當に此の先見に違はずして、この御息所は、今、文範の妻となつて居りませう。

【語釋】 宰相。參議の唐名。○後朝の使。男女相會したる翌朝に、文を取かはす使をいふ。○し給ひける。使をしたまひける。○いか見給ひけむ。未來の事を、どう御覽なされた事か。○殿のけいし。中納言殿の家命。「けいし」は家司の延音。○命短きぞう。ぞうは族の音便。○天翔りても見む。魂、天に翔りて、見届けよう。○よに違へ給はじ。よには必ず。違へは見違へること。○さていませするぞかし。其の通りで御いまするぞよ。

時平の三男右大臣顯忠

たゞ、此の君だちの御中には、大納言源昇ノボルの卿の御女の腹の顯忠おとゞのみぞ右大臣までなり給へる。其位にて六年おはせしかど、少し思オモす所や有りけむ、出で歩き給ふにも、家のうちにてても、大臣の作法を振舞ひ給はず。御歩アリきの折は、おぼろげにて、御前サキ驅キまゐらず。まれレ、(二)前驅ヲ使フニも、ほのかにぞ、まゐりし。御前サキ番ツガへ給はず。はづかに、數カズすくなにてぞ侍ウツひし。御車クルマ副ソウ四人ヒトつがはせ給はず。

【通釋】 時平公の御子だちの中にては、只、大納言源昇卿の御女の腹に生れたる顯忠卿のみが右大臣まで昇進せられました。顯忠卿は右大臣の位にて六年御仕官なされましたが、少し思ふ仔細ありと見えて、他出の時にも、家内に居らるゝ時にも、

大臣らしい仕方は成さらない。御歩きの折は、容易の事にては、前驅を使うて警蹕させる事は無い。稀には前驅を使ふこと有れども、高やかに警蹕せしめずして、靜に警蹕させました。前驅と云ふものは、左右へわけて番へるのが普通なれども、顯忠卿は、それも成さらない。故に前驅は僅にて數が至て少う御坐いました。護衛の爲に車側に付き従ふものも、四人番はせる事は成さらぬ。

【語釋】 君だち。貴人の子息を「きんだち」と云ふ。○おぼろけ云々。容易の事にては前驅を附けられない。特別の場合の外は、前驅を附けられない。「まゐらずは警蹕せしめざるをいふ。○ほのかに。靜に。○御前。前驅をいふ。○番へ給はず。二つ宛そろへるを「番へる」といふ。○御車副。貴人の護衛の爲に車側に従ひゆくものをいふ。

又、はんざふ盥にて、御手すまさせ、寢殿の、ひんがしのまに、棚をして、小桶に、小さき提子具しておかれたれば、仕丁つとめて毎に湯もて参りて入れければ、人しても、かけさせ給はず、われ出でさせ給ひて、御手づからぞ、すましける。御めし物は麗はしく御器などにも参り据ゑて、たゞ、御かはらけにて、臺なども無く、折敷に取り据ゑつゝぞ、参らせける。儉約し給ひしも、さるべき事の折の御座と、御判所とにぞ、大臣とは見え給ひし。

【通釋】 手を洗ふには、盥に水を汲みて其の中にて洗ふを普通とすれども、顯忠卿は半插盥といふ器にて、水を注ぎかけて手を洗はれた。表座敷の東の間に棚を拵へ、小桶に小さき提子を取り添へて置かれ、召使の者が毎朝、湯を持参して其の中に入れて置きましたれば、手を洗ふにも、人に水を掛けさせずして、御自身そこへ行きて手を洗はれました。御召上りものは、立派に、器などに盛り供へさせずして、只、土器を折敷に載せたまゝにて、臺にも載せずして召上がられました。斯の通りに儉約をなさいましたが、元來、品格卑しき人に非ざれば、大臣らしくすべき所の御座席と、事を判定なさるべき御判所にては、威儀堂々として、立派の大臣と見えませんでした。

【語釋】 はんざふ盥。水を注ぎ入れるに使ふ器にて、柄の中に水の通路の有るもの。○御手すまさせ。御手を洗ひて清くする。「すます」とは洗ひ清めること。○寢殿。中古貴族の家の表座敷をいふ。○ひさげ。水を汲む器。○具して。取り

添へて揃へおく。○仕丁。家僕。○つとめて毎に。毎朝毎朝。○すましける。清ましけると書く。手を洗ひて奇麗にするをいふ。○御めし物。召上り物、即ち食物。○かはらけ。土器。○折敷。へぎ板にて造りたる四角の盆。○さるべき事の折。然るべき折。大臣として威儀を保つべき折といふ事にて、諸大臣と列席して政治を議する所などをいふ。○御判所。事を判決なさる場所。

かく、もてなし給ひしげにや、此のおとゞのみぞ、御族の中に、六十餘まで、おはせし。四分一の家にて、大饗し給へる人なり。富小路の大臣と申す。これより外の君たち、皆、卅餘、四十に過ぎ給はず。其の故は、たゞ事には有らず、此の北野の御歎きになむあるべき。

【通釋】 顯忠卿は、斯の如く儉素に行はれし故にや、御一族中にて、此の卿一人のみが六十餘歳まで御生存なさつた。邸内の面積の四分一までが建築物であると云ふ様な、空地の乏しい、狭い邸内にて大臣任官の時の大饗宴を開かれた人でありま

す。これを富小路の大臣と申します。之より外の御子たちは、卅餘歳より四十歳に過ぎずして没せられた。これは、決して只事では有りませぬ。菅公の悲歎の怨に依て、右の如く、早死するので有らうかと思ひます。

【語釋】 もてなし。行ふこと。○げにや。氣にやにて、故にやの意。○四分一の家。家の周圍には空地を廣くおくが貴族の常なるに、顯忠の邸内は狭くして、其の四分の一まで建築を連ねれば、斯くいふ。○大饗。大臣に任せられたる時の饗宴。

時平の孫たち

顯忠の大臣の御子重輔の、右衛門佐として、おはせしが御子なり、今の三井寺の別當心譽僧都、山階寺權別當快公僧都など、此のきんだちにてこそ、物し給ふめれ。敦忠の中納言、御男子、數多おはしける中に、兵衛佐なにがしの君とかや申し、其の君、出家して住生し給ひき。其の僧の御子なり、岩倉の文慶僧都は、敦忠公の御女は、枇杷の大納言(代親王)の北の方にて、おはしき。時平の斯く、あさましき悪事を、申し行ひ給へりし罪により、此のおとゞの

御末は、おはせぬなり。さるは大和魂などは、いみじく、おはしたるものを。

九〇

【通釋】 顯忠卿の御子に右衛門佐重輔と云ふものが御坐いましたが、今の三井寺の長なる心譽僧都、山階寺の次長なる快公僧都などは、此の重輔の御子で御坐ると見えまする。敦忠の中納言には、御子が澤山に御坐いましたが、其の中に兵衛佐某とか申す人が御坐いまして、それが出家して極樂往生を遂げられました。岩倉の文慶僧都は、此の僧の御子であります。敦忠公の御女は枇杷大納言の奥方で御坐いました。時平公は斯くの如く、驚くばかりの悪事を行はれた爲に、其の子孫が御坐らぬのであります。時平公も大和魂などは、立派に持つて御坐つたものを、其の子孫の御坐らぬは、菅公の祟りであらう。

【語釋】 御子なり。何れの大鏡にも此の一句あれども、此の句ありては文脈が通らねば今は削る。「快公僧都など御子なり」と上に反りて解釋すれば善いやうであるが、さうすると、此のきんだちにて物し給ふめれの句の主格が無くなりて文脈が通らぬゆゑ、御子なりの一句を削つた方が善いと思ふ。○往生。彌陀の願力に依りて、往きて極樂淨土に生るゝを云ふ。○枇杷の大納言。醍醐帝の皇子代明親王。

○おさましき悪事。驚く程の悪事。菅公を讒したるを云ふ。○さるは。さう有るは。「御末は、おはせぬなり」の句を受けて云ふ。時平公に子孫なきは菅公の祟りである。時平公とても大和魂、即ち人に負けぬ氣象は、立派に持つてをられたれば、相當に立派の人では有つたれども、菅公の祟の爲に子孫が無いので御坐ると云ふ意。

時平の勅勸

延喜の(帝)世間の作法、したゝめさせ給ひしかど、過差を、えしづめさせ給はざりしに、此の殿制を破りたる御装束の、殊の外に、めでたきをして、内裏に参り給ひて、殿上に侍ひ給ふを、帝、小部より御覽じて、御けしき、いと悪しく成らせ給ひて、職事を召して、世間の過差の制、きびしきところ、左の大臣の、一の人といひながら、美麗、殊の外にて参れる、便なき事なり。速に退出すべきよし仰せよと、仰せられければ、職事(う)け給はるも(其ノ)仰セテ傳ヘナバ、いかなる事にか(ナラ)ムと、恐れ覺えけれど、参りて、わななく、わななく、しか

じかの事アリと申しければ時平いみじく驚きて、畏カシまりうけ給はりて、御隨身ズキの御前ミまゐるも制し給ひて、急マカリぎ退出で給へば、御前サキどもも、怪しと思ひてなむアリケル。

【通釋】 延喜の帝は、政に勵み、世間の風儀を矯め正して、よく調トへなされたれども、奢侈の風をば、取りおさへるゝが出来ないで、困つて居られた。然るに、時平公は制規に背ける装束の、特別に立派なるを着して參内し、御殿の上に居られた。それを延喜帝が小菰より御覽なされて、龍顔いと悪しく成らせられ、職事シヨクジのものを呼び付けて仰せらるゝには、世間の奢侈の禁制の厳しき折なるに、左大臣は、第一席の人なりとは云ひながら、殊の外の美服にて參内したるは、不都合千萬である。早速退去するやうに申付けよと仰せられました。當時、時平公の勢力が非常に盛であつた故、職事は勅命に接して思ふやう、勅命を承りたる事とは云ひながら、其の勅命を、その儘に時平公に傳へるならば、その激怒に遭ひて、どんな事に成らうも知れぬと思ひて、恐ろしく感じましたけれども、已むを得ず、時平公の側に參りて、ぶるゝ戰慄しながら、かやうウの事でありますと申上げました。それを聞いて時平公はい

たく驚き、恐縮して勅命を奉じまして、隨身等の前驅警蹕することを制止して、急いで退出なされた。されば、前驅の者どもも、不思議の事ぢやと思つて居りました。

【語釋】 作法。風習をいふ。○したゝめ。正し調へる。○過差。過分の奢侈。

○小菰。清涼殿なる石灰壇の南壁の上に穿ちたる小窓の名。此の小窓には格子を附けておいて中を見られるやうにしてある。これは主上が殿上を御覽なさる爲に設けたるものと云ふ。○職事。藏人クラシドの一種。藏人は殿上に近侍して、機密の文書及び諸訴を掌り小事を宣奏する職である。六位の藏人より四人を選任して之を職事といふ。○一の人。もと攝政關白の異稱であるが、茲には左大臣を云ふ。執柄の臣は一座の宣旨を蒙りて位の順序に拘らず、朝廷公式の時は必ず第一の座に着するが故に云ふ。○便なき事。不都合なる事。

さて本院の御門カド、一月程さゝせて、簾ミスクのにも出で給はず、人など參るとも、勘當カンダウの重ければとて、あはせ給はざりけり。さりしにこそ、世の中の過差は平ぎたりしか。世繼内々に承りしかば世ノ過差、さてばかりぞ、しづまらむとて時平帝と御心あはせテ、斯クハセ。

させ給へりけるとぞ(云フナリ)。

【通釋】 さて時平公は、その御屋敷なる本院の門をば一ヶ月も閉ぢさせて一室に籠りて謹慎し、簾の外にも出でられない。若し人の訪問し來ること有りとも、御咎の重ければ、人と面會することは遠慮いたすと仰つしやられて、御面會なされませぬ。かやうの事が有つたに依て、世間の奢侈の風も止みました。拙者(繼世)の内々に承る所に依れば、世間の奢侈の風は、尋常の事では止むまい。かう致したならば、始めて奢侈の風が止むで有らうと思ひて、時平公は延喜帝と心を合せて、かう成さつたのであると云ふ事で御坐いまする。

【語釋】 さ。せて。鎖。させて。○簾の。と。簾の外。○勘當。君父の怒に觸れ、縁を絶ちて逐はれることを勘當されると云ふのであるが、茲では怒に觸れたることをいふ。○さりしにこそ。左有りしに依て始めて。時平公の權貴を以て、尙且つ右の如くに勅命を畏み謹慎したれば、之に依て始めて奢侈の風が止んだ。○平ぎたりしか。しかは過去助辭キの變化で、こそムスビの結である。

時平をかしさをこらへず

此の左大臣、ものゝをかしさをぞ、え念ナせさせ給はざりける。笑ひ立たせ給ひぬれば、頗る事も亂れけるが、北野(鑑)と世をまつりごたせ給ふあひだ、非道なることを仰せられければ(菅公ハ之ヲ止メント思ヘドモ)、さすがに、やんごと無くて、せちにせさせ給ふことをば、いかゞは(モシ)と思して、此のおとゞの、し給ふことなれば、ふびんなりと歎き給ひけるを、なにがしの史(フビト)が(聞キテ)菅公ニ申スヤウ「ことにも侍らず。己れが、構へて、かの御事を止め侍らむと申しければ(菅公ハ史ニ)「いと有るまじきこと(ナリ)いかにしてかはなむ(止ムベキ)」と、のたまはせけるを(史ニ)「たゞ御覽ぜよ」とて、

【通釋】 此の左大臣は、をかしい事に出會ふと、どうにも、かうにも、それを怵コラへることが出来ない。一たび笑ひ出されると、まるで、行儀作法も亂れて、笑ひ崩れて、しまはれると云ふ風。或時、菅公と共に、政治の裁斷を爲さるに方りて、道理に外れた事を云ひ出されたれば、菅公は之を諫めて止めさせようとは思召したれども、さすがに、時平公程の高貴の人が、切に思ひ込んで主張なさる事をば、止めるわけには行かぬ。どうも致しやうが無いと思召して、此の大臣の爲さることなれば不都合では

有れど……と歎息せられました。史某これを聞きて菅公に申すやう「それは、何でも御坐いませぬ。自分が必ず彼の事を止めてしまひませう」と申したれば、菅公は史に向ひ「それは断じて行はるまじき事である。どうして、それを止めることが出来ようぞ」と仰せられましたに、史は「まあ、御覽なさりませ」と申上げて、次に記すやうの事を致しました。

【語釋】 え念せさせ給はず。堪へ忍ぶことが出来ない。○事も亂れ。行儀作法も、何もかも皆亂れる。○まつりごたせ給ふ。政務を執りなさる。○せちにせさせ給ふ。切に思ひ込んで、行はんとせらる。○史。書記役。○事にも侍らず。なんでも無い、造作も無い。○構へて。必ず。

(時平ガ) 座に着きて、事厳しく、定めの一しり給ふ(下キ)に、此の史、文挿に、文挿みて、いらなく振舞ひて、此のおとどに奉るとして(進ミ出テ)いと、高やかに(屁カ)鳴らして侍りけるに、おとども、え取らずして、わなよきて、やがて笑ひ出で「今日は、すぢ無し。右のおとどに任せ申すとだに、いひやり給はざりければ、それにてこそ、菅原のおとど心のまよにまつりごち給ひけれ。」

【通釋】 時に時平公が裁決の座に在りて、大聲を擧げて儼然として裁決してゐられた。然るに此の史が、文挿に文を挿んで、無作法なる舉動にて、その文を時平公に奉るとして進み出でて、一聲高く放屁しましたので、時平公も、をかしくて、其の文を取ることさへ出来ずして、ふるひて笑ひ崩れ「今日はしやうが無いから、右大臣殿に委任致すと云ふ一言さへも仰つしやることが出来ずして座を立たれましたれば、それに依て、菅公は思ふまゝに政治を行ふ事が出来ました。」

【語釋】 定めの一しり。裁定し罵る。大聲にて裁定する。○文挿。文書を挿みて貴人に奉るときに、使ふものにて杖の如きもの。○いらなく振舞ひ。無作法に舉動して。行儀わるく尻などを擧げて遠慮なしに放屁したるをいふ。○わなよき。ふるへる事。笑を怵へようとした爲に却て體が震うたのである。○すぢ無し。致しやう無し。

時平、雷鳴を鎮む

また北野の神に成らせ給ひて、いと恐ろしく、神の鳴りひらめき、

清凉殿に落ちかゝりぬと見えけるに、本院のおとゞ(平時)太刀を抜きかけて(云フヤウ菅公)生きても、我が次にこそ、ものし給ひしか。(ま)今日、神となり給ふとも、此の世には、我れに、ところおき給ふべし。いかで、さらでは有るべきと、睨みやりて、の給ひける(ホドミ)一度は鎮まらせ給へりけりとぞ、世の人、申し侍りし。されど、それは、彼のおとゞ(平時)の、いみじくおはするには有らず、王威の限り無くおはしますに依りて、理否を示させ給へるなり。(以上左大臣時平列傳終)

【通釋】菅公が雷神に成られて、いかにも恐ろしく鳴り渡り光り閃きて、清凉殿に落ちかゝつたと見えし時に、時平公は太刀を抜きかけて云ふやう菅公は生きゐる時にも拙者の下に位して居られたのである。さらば今、神と成られても、此の世に於ては、拙者に遠慮なさるが當然である。争でか然らざらんやと、天を睨んで仰つしやられましたれば一度は、雷鳴も鎮つたと、世間の人が申しました。斯く云へば、菅公が負けたやうでは有れども、それは時平公の、えらいのには無い。朝廷の御威光の廣大無限なるに依りて、朝廷の旋には服従すべきものである。即ち、下官たるものは上官に服従すべきものなりとの道理を、菅公が示されたので有つて、時平公が、えらき人なるが爲に、菅公の負けたのでは御坐いませぬ。

【語釋】鳴りひらめき。雷鳴の鳴り、電光の閃くこと。○我が次。菅公は右大臣にて時平公は左大臣なれば、次と云ふ。○ところおき給ふべし。三舍を避けて遠慮するが善い。○いかでさらでは有るべき。争でか然らずしては有るべき。どうしても、さう無くてはならぬ。○いみじくおはする。えらく御坐る。

○左大臣師尹列傳

(ことわり) 通讀の便を謀りて、前段までは、原文の假名文に、成るべく多くの漢字を宛て、掲げておいたが、原文が、どんな風の假名文であるかを知らなく必要あるを以て、此の一段は、假名書きの所も、なるべく原文のままに掲げる事と致した。假名が多くて、多少讀み難いかも知れぬが、辛抱して讀んで貰ひたい。小題及び括弧内の小字は、講者が、便宜の爲に補うたのであつて、括弧を施さざる小字は、原註である事は前に記した通りである。

師尹謀りて西宮左大臣を排す

このおとゞは忠平の大臣の五郎(ニテ)小一條、おとゞと聞えさす

めりし給ふまるといふは、
西宮の御事なり

めり。御母(師)九條殿(輔)におなじ。大臣の位にて三年。康保四年十二
月に左大臣にうつり給ふ事(高)西宮(明)の筑紫へ下り給ふ御かは
りなり。安和二年五月十四日左大臣になり給ひ、大將か。その御事のみだれは、この
け給ふ。十月十日うせ給ふ。御年五十。小一條のおとゞの、いひいで給へるとぞ、世の人聞えし。さあつてさて年も
すぐさず、うせ給ふなどこそ、世ノ人ガ申すめりしか。それも、まことにや。

【通釋】 此の左大臣師尹は忠平の第五男であつて、小一條の大臣と申されたのは
此の方であつたやうに思ひます。御母は九條殿と同じであります。大臣の位に
在ること三年。康保四年十二月に左大臣に遷りなされたが、これは西宮左大臣が
左遷せられて太宰權帥となり、筑紫へ下られた其の代りに左大臣となられたので
ある。西宮左大臣が左遷せられたといふ其の事の亂源は、此の小一條の大臣師尹
が云ひ出しなされたのであると、世の人は評判いたします。それで、年も過ぎぬう
ちに師尹が薨せられたのであると、世間では噂するのでありますが、それが事實で
あらうか、と思ひます。

【語釋】 康保四年。村上帝の年號。○西宮の云々。西宮は源高明を云ふ。高明
は醍醐帝の皇子であるが、源姓を賜つて臣下に列したのである。冷泉帝の安和二
年、師尹の讒によりて左大臣高明は太宰權帥に貶くだされて、師尹が其の代りとして左
大臣となつたのである。故に「御かはりなり」といふ。原註に「大將かけ給ふ」とある
は左大將を兼任せるをいふ。○年もすぐさず、うせ給ふ云々。其の年の經過せざ
る内に、師尹の薨じたのは、高明を讒したる報いであるといふ意。○それもまこと
にや。これは世繼がいふ詞。詞の上にては、事實なりや否やと云ふことなれども
後の記事に依れば、世繼は事實と信じたものらしい。

師尹の女なる宣耀殿の女御

御むすめ、村上の御時の、宣耀殿(セウヤウ)の女御、かたちをかしげに美しく
おはしけり。内へ參り給ふとて、御車にたてまつり給ひければ、我
が御身は乗り給ひけれど、御ぐしのすそは、もやの柱のもとにぞ
おはしける。一すぢを、みちのくに紙におきたるに、いかにも、さま
見え給はずとぞ申し傳へためる。

【通釋】 師尹大臣の御娘なる芳子は、村上天皇の女御となつて、宣耀殿の女御と申された方でありますが、此の方は容貌が如何にも美しく御坐いました。芳子が女御となつて入内なるときに、御車に乗せ奉りたるに、芳子の身は既に車に乗りたれども、其の髪の毛の末は、なほ寢殿の中央の間の柱の許に引いて御坐いました。其の一筋の髪の毛を陸奥紙に置きたるに、それで一杯に塞がつて、隙間も見えぬと申し傳へてをります。

【語釋】 内へ参り。内裏へ参ること。こゝは女御となつて入内するをいふ。○御車にたてまつり。御車に乗せ奉る。○御ぐしのすそ。御髪の毛の末。髪を後に長く垂らしておくのが、此の頃の風俗である。○もや。母屋と書く。寢殿の中央の間。○みちのくに紙。陸奥より産する紙にて其の名を檀紙といふ。○さま見え給はず。「さまは狭間と書いて隙間のこと。」

御目のしりの少しさがり給へるが、いとゞ、らうたくおはするを、御門カドいとかしこく、時めかさせ給ひて、かく仰せられける。

生きての世、しにてののちの後の世も

はねをかはせる鳥となりなむ

御かへし、女御、

秋になる、ことの葉だにもかはらずば

われもかはせる枝となりなむ

【通釋】 芳子の御目の尻が、少々さがつてゐるが、そのさがり目のために、いよく愛らしく見えます。それを村上天皇が、勿體なくも、大さうに御寵愛なされまして、かやうに仰せられました。

【歌の意】 生きてゐる此の世に於ては申すに及ばず、死にての後の其の後の世に於ても、羽根を交せる鳥となりて、お互に離れぬやうに致したいものぢや。

御返歌として芳子の詠んだ歌は

【歌の意】 秋に成ると葉の色が變りて落ちるものであるが、其の木の葉の落ちる如くに、君が妾をあきなされて、今の御詞が變るやうなる事が無くば、此の世は勿論、未來に於ても君と連理の枝となりて、一所にゐたいものであります。

【語釋】 らうたく。愛らしく。○時めかせ。時を得させ、榮華をせしむる意味の

語で寵愛することをいふ。○はねをかはせる鳥。白樂天の長恨歌に在天願作比翼鳥とあるを指す。○秋になる。秋と飽とを引きかけていふ。秋になりて木の葉の色の變る如く飽きて愛する意の變ること。○かはせる枝。長恨歌に在地願爲連理枝とあるを指す。

古今うかべさせ給へりと聞かせ給ひて、御門、試に本をかくして、女御には見せ奉りたまはて「やまとうたは」とあるを、はじめにて末の句のことはを仰せられつゝ問はせ給ひけるに、(女御こいひたがへ給ふことはにても歌にてもなかりけり。かゝる事など、父おとゞ(師)聞き給ひて、御装束し、御手あらひなどして、ところどころに讀經^{ドキヤウ}などし、念じ入りてぞおはしける。

【通釋】 女御芳子が古今和歌集を暗誦してゐると云ふ事をお聞きなされて村上天皇は、試に書籍を隠して女御には見せずして、古今和歌集の序に「やまとうたは」とある次の文句は如何にと問ひ試みるを初めとして、末の句の詞を仰つしやりながら、上の句を問はれたるに、女御はすらくと之に答へて、一句たりともいひ違へたる詞もなく、言ひ違へたる歌も無かつた。此の様に、女御芳子が村上天皇に問ひ試みられると云ふ事を父の師尹大臣が聞きなされて、御装束を着け、御手を洗ひ、清めなどして、あちこちに讀經などを致して我が娘の失敗せざるやうに、佛に祈つて居られました。

【語釋】 古今うかべ。古今集を諳^{ソラ}に覚えてゐる。○やまとうたは。古今集の序の最初に「やまとうたは、人の心を種として萬のことはとぞ成れりける」とある句をいふ。○念じ入り。祈ること。

御門、御さうの琴を、めでたくあそばしける (其ノ琴ヲ) も、御心に入れて(女御)をしへなど (シテ、女御) 限りなく時めき給ふに、冷泉院の御母后(村上帝子)うせ給ひてこそ、なかなか、こよなく、おぼえ劣り給へりとは聞えしか。(御門)「故宮(皇后)の、いみじく(女御)めざましく、安からぬものにおぼしたりしかば、思ひ出づるに、いとほしく悔しきなり」とぞ仰せられける。

【通釋】 村上天皇は箏の琴を巧に弾きなされたが、其の琴をば念入りに女御に教

へなどして、女御は非常に時めきなされた。然るに村上天皇の皇后なる安子(冷泉院)がなくなつてから、却て非常に、天皇の御寵愛が衰へたと云ふ評判でありました。村上天皇は、故の皇后安子が非常に、女御芳子をば心外に思ひ、安からぬものと思ひたれば、それを思ひだすと、いかにも故の皇后宮に氣の毒で、女御を寵愛した事が悔しいのであると仰せられました。

【語釋】 さうの琴。今日の十三絃の琴をいふ。○めでたく、あそばし。巧に彈ひ遊ばす。○冷泉院の御母后。村上天皇の皇后安子をいふ。此の皇后の御子が後に帝位に即きて冷泉天皇となられたのであるから、冷泉院の御母后といふ。○なかなか覺え劣り。却て御寵愛が衰へた。皇后宮のなくなりたる後は、女御安子は其の寵を一身に縦にすべき筈なるに、皇后宮の歿後、却て御寵愛が衰へたれば、なかなかといふ。○故宮。故の皇后宮。○めざましく。目も覺むる程にといふ意より轉じて心外に思ふことに用ひたのである。○いとほしく。氣の毒に思ふ。

宣耀殿女御の生める八宮

この女御の御腹に入宮(秘)とて、をと、親王(秘)生れ給へり。御かたち

などは清げにおはしけれど、御心極めたる世のしれものとぞ聞き奉りし。世の中の、かしこきみかどの御ためしには、もろこしには堯の帝と舜の帝と申す。この國には延喜天曆とこそは申すめれ。延喜とは醍醐の先帝の御事、天曆と申すは村上の先帝の御事なり。そのみかど(上村)の御子(永平)は小一條大臣(師)のうまごにて、しか、しれ給へりける、いといと怪しき事なりかし。

【通釋】 この女御芳子の御腹に入宮、永平親王と申す男子が生れなされた。此の親王の容貌などは清げでは有れども、その心は尋常ならざる白痴で有ると云ふことを聞きました。世の聖帝の例としては、支那にては堯帝と舜帝とを申しますし、我が日本國にては延喜帝、天曆帝と申すのであります。その延喜帝とは醍醐天皇の御事を申し、天曆帝とは村上天皇の御事を申します。その聖帝と云はれる村上天皇の御子(永平)が、小一條大臣師尹の孫にて斯の如く白痴なるは、誠に不思議の事で御坐います。

【語釋】 しれもの。馬鹿もの。○かしこきみかど。賢き帝、聖帝。○もろこし。

唐土にて即ち支那。○うまご。孫といふこと。

師尹の二男左大將濟時

その母女御(宣耀殿)の御せうと濟時(ナリトキ)の左大將と申し、入る長徳元年四月二十三日にうせ給ひにき。御年五十三。この大將は父おとど(師尹)よりも、御心さまの、わづらはしく、くせぐせしきおぼえまさりて、あまり名聞(ミヤウモン)になどぞおはせし。

【通釋】 八宮の母女御の御兄なる濟時の左大將と申された人は、長徳元年四月二十三日に歿せられて、その御年が五十三歳であります。此の左大將は父の師尹大臣よりも、心さまが甚しく、一方へひがみ偏りて、特に名聞すきで御坐いました。

【語釋】 せうど。兄人の音便。○長徳元年。花山天皇の年號。○わづらはしく。うるさき程に甚しきをいふ。○くせぐせしきおぼえまさり。一癖ありて、一方へひがみ偏りたる其の様子が勝つてゐる。○名聞云々。身の賞まれなどを好む。

(濟時) 御妹の女御殿に、村上の、御琴教へさせ給ひける御前に侍

手に(思)人にも思はれたまへりしを、おぼろげに、心よく、ならひ給はず。さるべき事の折も、せめてそののかされて、物一つばかり、かきあはせなどこそ、し給ひしか。あまり、けにくしと、人にもいはれ給ひき。

【通釋】 濟時の左大將は、御妹の女御に村上天皇が、御琴を教へられる前に在りて、それをお聞き習ひ成されましたれば、何時とは無しに琴を覚えられました。御自身にても其の道の上手と思ひ、又、世間の人にも、さう思はれました。然るに濟時の左大將は、容易には、心よく琴を弾かれた事は無い。琴を弾かれて然るべき時と雖も、切に勧められたる後に至りて、初めて何か一つ弾くと云ふ有様であります。此の通りの人なれば、餘り憎らしいと人にも云はれました。

【語釋】 おぼろげに。容易には。○せめて、そののかされ。切に勧められ。○けにくし。氣憎しと書く。憎らしいといふこと。

人の奉りたる、にへなどいふものは、お前の庭に、とりおかせ給ひて、夜は、にへ殿に納め、晝は又、もとのやうに、とり入れつゝおかせ

など、又、人の奉り代ふるまでは、おかせ給ひて、取り動すことは、せさせ給はぬ、あまり、やさしき事なりな。人などのまゐるにも、かくなんと見せ給ふれうなめり。むかし人は、さる事を、よきにはしければ、そのまゝの有様を、せさせ給ふとぞ。

【通釋】 人より奉りたる進物などは御庭前に机などを据ゑて其の上に置かせられて、夜になると、それを贄殿ニヘドに取り入れさせ、又翌日には、昨日の如くに、贄殿から出して御庭前におかせられ、毎日斯くの如くして、他の進物を貫ふまでは之を取り動すことは、致させませぬ。これは餘りに上品ジヤウヒン過ぎたる御仕打ウツチで御坐いますよ。左大將は何のために、こんな事を成されたかと云ふに、大方これは、人の來た時に、斯の通り貫ひ物が有ると云ふ事を見せる爲で有らうと思ひます。今日の習慣より見れば、こんな事は、誠に下品で御坐いますが、昔の人は、貫ひ物を人に示して、貫ひ物の多きを誇るのを、善い事と思ひましたれば、左大將は其の當時の習慣に従つて、其の儘の事を致させたので有ると承りまする。

【語釋】 〇書は又もとのやうに取り入れ。〇書は又元のやうに庭におかせ、夜は取り入れと書くべきを略して書いたのである。〇取り動す。撤去するを云ふ。〇やさしき事なりな。やさしきは、みやびたること、上品なること。「なは歎辭」これは下品なる事を、反對に上品と云つて冷評したのである。〇かくなむと見せ給ふれう。斯の通りに進物ありと云ふことを人に見せる爲に。〇むかし人は云々。昔の人は、斯る馬鹿氣たる事を、善い事と思つてをりましたれば、其の通りに致されたので有る。

濟時、その甥なる八宮に大饗せしむ

（濟時）かくやうに、いみじう心ありと思したりし程よりは、よしなし事し給へりとぞ、人にいはれ給ふめりし。〇レハ次ニ記セル事ナリ。御甥の八宮に大饗せさせ奉り給ひて、上ジヤウにおはすれば、人々ゑはして遊ばむなど思して（濟時ハ八宮ニ）さるべき上達部カンダチ達、疾く出づるものならば、しばしなど（云ヒテ）をかしきさまに、とどめさせ給へ」と、よく教へ申させ給ひけり。

【通釋】 濟時の左大將は、右に述べたる如く、時の習慣を重んじ、其の習慣に違ふまじと心懸けられました。御自身にても萬事に注意が行き届きて、至れり盡せりであると思召されましたが、それにしては、餘りに、つまらぬ事を成されたものぢやと、人に云はれなかつたやうであります。つまらぬ事を成さつたと云ふのは、外では無い。村上天皇の皇子に八宮永平親王と申す方がありますが、これは左大將の妹なる芳子女御の生まれた皇子でありますから、左大將には、御甥に當ります。左大將は御甥の八宮に饗宴を催させましたが、左大將は御自分が酒吞上戸サケノミジヤウゴであり、早退するものならば、しばし待ち給へと仰つしやつて、體裁よく引き留めなされよと、善く教へておかれしました。これが却て、左大將の笑はれる基となつたのであります。

【語釋】 いみじう心あり。いみじうは大に、甚だ。「心あり」は心の行き届くこと。

○よしなし事。由無し事と書く。理由の無い、つまらぬ事。○甥。兄弟の子を甥

と云ふ。八宮は妹芳子の子なれば甥と云ふ。○大饗。大なる饗應の義である。

○上ご。酒を好むものを上戸と云ふ。○上達部。三位以上の殿上人をいふ。○疾く出づ。酒宴の終らざる中に早く退出する。○をかしきさまに。體裁よく。

大事にし給ふことなれば、人々あまた参り給へりしも、こだいなりかし。されど、おほやけ事、さし合せたる日なれば、急ぎ出でたまふに八宮ごまこと、さる事ありつと思しいで、大將時濟の御方を、あまた度、見やらせ給ふに濟時ガ八宮ごめをくはせ申し給へば八宮ご御おもて、いと赤くなりて、とみに、えうちいでさせ給はず、物も、え仰せられて、俄におびゆるやうに、おどろおどろしく、あらゝかに、人々のうへのきぬの片袂カシをおちぬばかり、とりかゝらせ給ふに、参りと参れる上達部カンダチは、末の座まで見合せつゝ、えしづめずやありけむ、顔けしきかはりつゝ、とりあへずことに、事をつけつゝ急ぎ立ちぬ。

【通釋】 八宮は、人なみ外れた白痴では御坐いますれど、高貴なる親王であります。

其の親王が、手重く行はれる大饗宴のことなれば、その招待に應じて、人々が澤山に

参られました。白痴の者の催す大饗宴なるに、其の白痴が高貴の人なればとて、澤山の人が参られたのは、古風の事でありませう。數多の人が参りたれども、其の日は公事のさし合ふ日で有りましたれば、人々が急いで退出せんと致してをります。それを見て八宮は、濟時の左大將に教へられた事に、さる事ありと思ひ出されて、其の事を今實行すべきや否やを問はんために、大將の方を、幾度となく見やらせられました。大將が八宮に胸して、今、實行すべき時なりとの事を示されたれば、八宮は退出者を引き留めんとして、御面は眞赤になつて、急には聲も出でず、物も仰せられずして、俄に、驚き恐れれたやうにして、仰山に、亂暴に、人々の袍の袂に取り附いて、袂の引き切れるやうに引つ張りなされた。是に於て参上したる貴顯方は、驚きあきれ、末の座まで、互に顔を見合せまして、俄の事ゆゑ、さすがの貴顯方も顔色の變るを制し得ずして、眞赤なる顔色となり、外の用事に託けて急ぎ立ちました。

【語釋】 人がら怪しくしれ給ふ。人並ならず白痴に渡らせられる。○やんごとなきみこ。高貴の親王。○大事にし給ふ。重大の事として取り行ふ。○こたひなりかし。こたひは古代と書く。古風な事であつた。これは例の世繼の冷評。○さし合せたる日。さし重りたる日。○さる事あり。左様の事が有つた。退出者を引き留める事を指す。○めむくはせ。目つきにて物を知らせること。○出すことも出來ず。○おびゆる。驚きて身の震ふこと。○うへのきぬ。袍は中古の禮服。○参りと参れる上達部。参りたる上達部残らず。○参りと参れると重ねて云ふは、有らゆるを、力を入れ語意を強めて云ふ時に「有り」と有らゆるといふと同じ用方である。○えしづめずやありけむ。心を鎮めて、おちつかせる事が出來なかつたものと見えて。○とりあへずごと。急な用事。○事をつけ。かこつけて。

（其ノ頃）この入道殿（長道）などは、若殿上人にておはしましける程なれば、事末にて、よくも（其ノ様子ヲ）御覽ぜざりけり。唯人々の、ほゝるゑみて、いで給ひしをぞ見しとぞ、この頃、おかしき事に語り給ふなる。

【通釋】 道長入道などは、當時、年若き殿上人で、位も低ければ、末座に居られましたので、其の様子をよくは御覽なさらなかつたが、唯人々が、微笑を含みて、座を立ち出

でたのを見た」と申されて、此の頃、おかしい事として、お話しなさる由であります。

【語釋】 事末にて。何事にも末に廻されて、末座にゐたるをいふ。

大將時濟は心ノ中ニ「何せむに八宮ニかゝる事をせさせ奉りて、又、しかのたまへとも、教へ聞えけん」と、くやくしくおぼすに、御色も青くなりてぞ、おはしける。誠に、みこ八をば、もとよりさる人と、知り申したれば、人これをしも、そしり申さず。この殿時濟をぞ八宮ガかゝる御心と見る見る、せめて、なくてあるべき事ならぬに、かく見苦しき御ありさまを、あまた人に見え聞え給へる事とぞ、誹り申しし。いみじき心ある人と覺えおはせし人の、口惜しく、そくかう、とり給へるよ。

【通釋】 左大將濟時は、其の様子を見て「何の爲に、八宮に、大饗を致させ、又何のために客を引きとめよと教へたのであつたらう」と思つて後悔して、顔色も青ざめまし

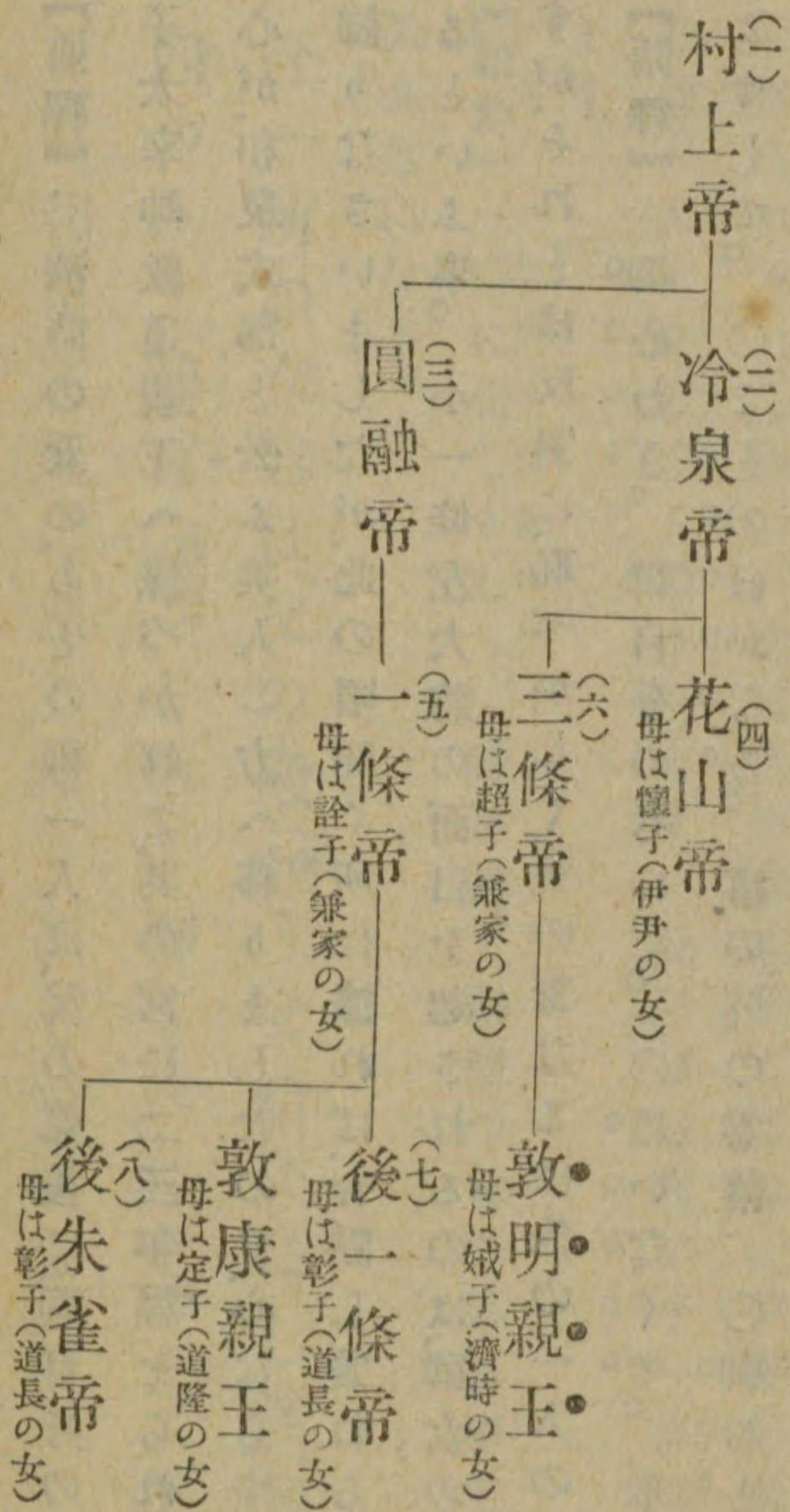
然るに左大將は、八宮の白痴なる事を承知してをりながら、必ず行はねばならぬと云ふ程の事でもあらぬに、こんな見苦しい有様を數多の人に見せ申したのは不都合ぢやと、人が誹り申しました。如何にも用意周到の人と、世に聞えてゐた人が、残念にも恥辱をお取りなされた事でありませよ。

【語釋】 せめて……ならぬに。「せめては必ず。茲の文意は通釋の通りであるが、あるべき事にては意義が通せぬゆゑ、なくてはならぬ事ならぬに」と改めて解釋した。○いみじき心ある人。甚だ用心深き人。○覺えおはせし人。評判のある人。○そくかう。辱詬と書く。

濟時の子女

この殿時濟の御北の方にては、枇杷大納言延光の御女ぞ坐ませる。女君二所、男君三人ぞおはせし。女君子は三條院の東宮にておはしまし、折の女御にて、宣耀殿と申して、いと時に坐ましまし。子子をとこみこ四所、女宮二人、生れ給へりし程に、東宮ガ位につかせ給ひて、又の年長和元年壬子四月十八日、后に立ち給ひて皇

【通釋】 皇后宮娥子の御腹に生れたる第一子を敦明親王と申します。此の親王が式部卿の宮と申されし頃の長和五年正月廿九日に、御父の三條天皇が、當代の後一條天皇に御位を譲られたので、此の式部卿の宮が東宮に立たれました。



【語釋】 敦明親王。三條天皇の長子にして御母は皇后娥子(濟時の女)なれば東宮として帝位を嗣ぐべきは當然であれども、當時は藤原道長の全盛時代なれば、道長の女の生める皇子ならでは、道長に妨げられて其の位を保つことが出来ぬのである。兼家の全盛時代に花山帝の退けられたのも同一の事情に出たのである。

後一條帝を立てたのも、後朱雀帝を立てたのも、道長の女彰子(上東門院)の生める御子ゆゑである。敦明親王が東宮の位を逐出されたのも、其の母が道長の女でなきゆゑである。今茲に其の關係を示す爲に皇位繼承の順序と其の母とを示す。

但し(敦明ノ東宮トナリシ)道理あること、皆人思ひ申し、ほどに、

院(三條)うせさせ給ひて後、二年ばかりありて(敦明)いかゞ思し召

しけむ、宮たちと申し、をり、よろづに遊びなはせ給ひて、

シニ、東宮ト成リテ後、うるはしき御有様、いとくるしく(アレバ)いか

でか、かゝらでも、あらばやと、おぼしなられて(母ナル)皇后宮に「か

くなむおぼえ侍る」と申させたまふを(皇后宮)「いかでかはげに、

さもとはおぼさむずる。すべて、あさましく、あるまじき事」とのみ

諫め申させ給ふに、

【通釋】 敦明親王が東宮となつたのは、尤もなる事と、世間の人も皆思つてゐまし

たが、父三條院の崩後、二年ばかり立ちて、敦明親王は如何に御考へなされたものか
東宮辭退の意を母后に申し上げた。それは、單に宮達と申されてゐた時には、氣儘
に遊びなれてゐたるに、東宮となりて後の儼めしい有様は、誠に窮屈で堪へ兼ねて
あれば、こんな窮屈で無い、氣樂の身分で有りたいたいのぢやと思ふやうに成りまし
て、或時、母后にかう思ひます」と東宮辭退の意を申しあげられたので有ります。母
后はそれを聞いて大に驚き、どうして、まあ、さう思ひなされるのか。そんな考は、すべ
て善くない、有るべからざる事である」とばかり仰せられて、辭退を諫め止められま
した。

(敦明) おぼしあまりて、入道殿(長道)に御消息ありければ、入道殿(長道)參ら
せ給へるに、(敦明) 御物がたり、こまやかにて「この位(東宮位)去りて、唯
心安くてあらむとなむ思ひ侍る」と聞えさせければ、(入道殿)「更
に更に(左様ノ事)うけたまはらじ。さば、三條院の御末は、たえねと
思しめしおきてさせ給ふか。う(ウ)いとあさましく悲しき御事
なり。かゝる御心の、つかせ給ふ御事は、こと事ならじ。故冷泉院の
御物のけなどの、思はせ奉るなり。さら(ウ)、なおぼしめしそと啓
し給ふに、

【通釋】 敦明親王は思案に餘りて道長入道に其の旨を仰せ遣されたれば、入道が
親王の邸に參られた。是に於て親王は、委曲御物語ありて、この東宮の位を辭して、
氣樂にしたいものぢやと思ふと申されたれば、入道はそれを止めて、左様の御話は、
更に更に承りますまい。御辭退なさるは三條院の御後裔は絶えても善いと、お思
ひなさるか。それは、あさましい事、悲しい事であります。こんな御心のついたの
は、他事(ホカゴト)ではあるまい。御祖父なる冷泉院を惱ましたる其の祟り物などが、思はせ
奉るのである。決して、そんな事を思し召しなされるなと申し上げた。

【語釋】 さば。さうすれば。東宮辭退を指して云ふ。○たえね。絶ゆるならば
絶えよと云ふこと。○故冷泉院の御物のけ。冷泉院を惱ましたる祟り物にて元
方民部卿の靈。

(敦明)「さらば、唯ほいもありすけにこそはあなれ」と、のたまはす
るに、(道長)「さまで思しめすことならば、いかゞは、ともかくも申

さむ。内に奏し侍りてを」と申させ給ふをりにぞ(敦明)御氣色いとよくならせ給ひにける。

【通釋】 敦明親王は東宮位を辭する事を得るならば、本意である。出家にでもなつて、氣樂に世を送りたいものである」と強ひて辭退の事を仰せられましたので、道長公も、それ程に思し召されるならば、いかでか彼れ是れ申しませう。主上に奏上して、どちらにか定めませうよ」と申された時に、親王の御顔色は、大層に善くならせられました。

さて(道)殿(長)うちに參らせ給ひて、大宮(上東門)にも内(後帝)にも申させ給ひければ(大宮モ内モ)いかゞは聞かせ給ひけむな。このたびの東宮には、式部卿の宮(敦康親王)をとこそはおぼすべけれ。(サレド、ソレハ不可ナリ。嘗テ)

一條院の(敦康王親ヲ三條帝ノ東宮ニ立テムトセシ時親王ニハ)はかばかしき御後見なければ、東宮に當代(後帝)を立て奉るなり(ト云ハレシ事アリ)と仰せられしかば(朝廷ニテハ)これもおなじ事なりと、おぼし定めて、寛仁元年丁巳八月五日にこそは、九歳にて三宮(後醍醐)東宮に立たせ給ひて、同月の廿三日にこそは、壺切といふ太刀は、内より、もて參りしか。

【通釋】 さて道長公は參内して主上の母なる上東門院にも主上にも、敦明親王東宮辭退の事を奏上せられましたれば、上東門院も主上も、其の話をいかゞ聞かせられた事であらう。言ふまでも無く非常に喜ばれた事であらうと思ふ。さて道長は次回の東宮策立の事に就きて、此の度の東宮には式部卿敦康親王を立てんとし召される事で御坐いませうが、それは行はれますまい。嘗て一條天皇が敦康親王をば三條天皇の東宮に立てようと思はれた時に、親王には、慥なる後見人が無ければ、東宮とする譯には參らぬに依て、慥なる後見人を有する敦成(今の主上)を立てるので有ると仰せられた事がありました」と申し上げたれば、朝廷にては、今回の立太子も同じ事であるから、慥の後見人を有する東宮を立てねばならぬと思し召されて、寛仁元年八月五日に九歳なる三宮(後朱雀)が東宮に立たれまして、同月廿三日に壺切の太刀は内裏より東宮にもて參られました。

【語釋】 式部卿宮。一條天皇の皇子敦康親王をいふ。此の親王の母は、皇后定子

とて、道隆の女なれども、道隆既に薨じたれば、今や慥なる後見人は無いのである。
○三宮。御名は敦良アツナガ、後に後朱雀天皇と申す。○壺切の太刀。東宮の御護り刀として、東宮となりたるものへ渡し傳ふる事になつてゐたのであるが、敦明親王は道長の女の生める皇女で無きゆゑに、道長は之を敦明に傳へなかつたのである。

當代後一位に即かせ給ひしかば、即ち東宮敦明親王にも壺切ノ太刀ガ參るべかりしを、しかるべきにやありけむ、とかくさはりて、この年頃、内のをさめ殿に候ひつるぞかし。寛仁三年己未八月廿八日今ノ東宮ハ御年十一にて御元服せさせ給ひしか。さきの東宮をば小一條院と申す。今の東宮の御有様、申す限りなし。

【通釋】 今上天皇御即位ありたれば、東宮の護刀モリガタナたる壺切の太刀は東宮敦明親王に傳へらるべき筈なれども、然るべき因縁と見えて、何や、かやと差支を生じて、年來宮中の納殿ラサメドに收めおかれたのであります。寛仁三年八月二十八日に今の東宮は、御年十一で御元服をなされました。前の東宮敦明親王には院號を奉りて小一條院と申します。今の東宮の御有様の、めでたき事は、申すも限りの無い事でありま

す。
敦明ハつひの事とは思ひながら、唯今かくとは思ひかけざりしことなりかし。小一條院、我が御心もて、のがれ給へることは、これをはじめとす。世はじまりて後、東宮位とりさげられ給ふことは、八七代ばかりにやなりぬらむ。なかに法師東宮早良親王おはしけるサ此ノ東宮こそは、うせ給ひてのちに、贈太上天皇と申して、六十餘國に祝ひするられ給へれ。おほやけも、しろしめして、崇道天皇と謚シて、官物のほつほ、さきて奉らせ給ふめり。

【通釋】 小一條院敦明親王は遂には東宮を辭する事に成らうと、豫てより思つてゐた事では有りますが、只今、かう成る事とは豫期せなかつたので有ります。東宮が己れの意志を以て其の位を遁れなされたのは、之を最初と致します。開關以來、東宮の位を退けられた事は七八代ばかりに成らうかと思ひます。廢太子の中に早良親王サハの如く寺院に幽閉せられた法師東宮も有りますが、此の法師東宮こそは、後に太上天皇と追尊せられ、六十餘國にいつき祭られました。朝廷にても、それを

知ろしめして崇道天皇の諡號を奉り、官物の初穂をば割きて其の御社に奉らせられるさうで有ります。

【語釋】法師東宮。桓武天皇の東宮早良親王を云ふ。藤原種繼が賊に射殺されたが、其の事が親王に關係してゐると云ふので、皇太子を廢して乙訓寺に禁錮した。○六十餘國。日本中といふこと。○祝ひする。齋き祭る。○官物のほつは。毎年十二月に荷前の使といふを立てて帝陵及び外戚の墓に幣帛を奉るのであるが、此の幣帛は諸國より奉りたる貢である。

敦明親王東宮辭退の真相

(此の一節は、敦明親王の東宮を辭退せしは、藤原氏の跋扈跳梁の爲に、已むを得ざるに出でしものなる事をば、世繼の話を聽きぬたる若侍の口をかりて寫し出した所で、大鏡中の最も觀るべき所である)

この院(敦明)の、かくおぼし立ちぬる事、かつは殿下(長道)の御報いの早くおはしますに壓おさされ給へるか、又多くは元方民部卿の靈の仕うまつり、つるなり」と(世繼)いへば、このさぶらひ「それも、さるべきなり。このほどの御事こそ、己レノ聞キシ所ト翁ノ話ス所トハ、この

外に變りて侍れ。なにがしは、いと委しく承りたる事侍るものを」といへば、世繼「さも侍らむ。傳はりぬる事は、いでいで、承らばや。(物ヲ聞キ覺ユル事ニ)ならひにし事なれば、物の猶聞かまほしく侍るぞ」といふ。

【通釋】此の小一條院が、東宮辭退を思立たれた事は、一方より考へると、道長殿の果報の早いのに壓せられたので有らうかと思はれるが、大方これは元方の民部卿の靈が祟つて、かうしたのでありませう」と世繼が云へば、其の話を傾聽しむる若侍の云ふやう「それも、一應尤もであるが、此の時の事は、己れの嘗て聞いた話と、只今の翁の話とは殊の外に相違してをります。拙者は、此の時の事を、最も精密に聞いてをりますものを……」と云へば、世繼は「左様でも御坐らう。主に傳はつた話は、さあさあ是非に伺ひたいものであります。拙者は物を聞き覺ゆる事に慣れてをりますれば、其の話を、尙、委しく聞きたいものであります」といふ。

(若侍ハ、ソレヲ聽キテ)興ありげに思ひたれば(語リ出テテ曰ク)事のやうだいは、三條院(敦明)のおはしましけるかぎりこそあれ。うせ給ひ

にける後は、敦明の世のつねの東宮の御やうにもなく、殿上人など参りて御あそびせさせ給ふ(モ)や、もてなし、かしづき申す人などもなく、いとつれづれに(テ)紛るゝ方なく、思し召されけるまゝに、

【通釋】 若侍は世繼翁の所望を聞いて、東宮辭退の真相を物語るも亦興味ある事と思ひたれば次の如くに語つた。曰く其の事の次第を申せば、父なる三條院の御存生中は、父の勢力に依て、兎も角も事無くして濟んだが、三條院崩去の後は、敦明親王の御有様は、尋常の東宮と異なりて、殿上人などが伺候して、お遊び相手になる者も無く、又殿上人に限らず何人にも、親王に大切に仕ふる人も無くなりて、東宮御所は寂寥を極めた。是に於て親王は退屈で退屈でたまらず、胸中の憂を忘れる便りなく思し召されましたので、東宮と成らぬ昔の事が戀しくなりました。

【語釋】 事のやうだいは。其の事の次第は。〇もてなしかしづき。大切に仕ふること。〇紛るゝ方なく。他の事に紛れてゐると、一時、憂を忘れるもので有るが親王には遊び相手も無くして退屈を極めて居たれば、遊びごとに紛れて、憂を忘れると云ふ事が出来ぬのであつた。

敦明親王ハ東宮ト成ラサリシ時ノ心やすかりし御有様のみ戀しく、ぼけぼけしきまで覚えさせ給ひけれど、三條院おはしましつるかぎりには、院、殿上人などもまゐりや、御使も、しげく参り通ひなどするに、人目もしげく、よろづ慰めさせ給ふを、院うせおはしましては、世の中のもの(道長ノ威權)おそろしく、大路のみちかひも、いかゞとのみ、わづらはしく(思ハ)ふるまひにくきにより、みやづかさなどだにも、参り仕うまつることも難くなりゆけば、まして、げすの心はいかゞあらむ。とのもりづかさのしもへも、朝ぎよめ仕うまつることもなければ、庭の草も、しげりまさりつゝ、いとかたじけなき御すみかにておはします。

【通釋】 敦明親王は東宮とならざりし時には、何人にも妬まれないで、氣樂でありました。それを今の境遇と思ひ較べて、氣樂なりし往時の有様が慕はしくなり、茫

然自失するまでに、舊の氣樂の時代を追懷なされました。御父三條院の御存生中は、三條院に奉仕する殿上人なども、東宮御所に参りまするし、又院よりの御使なども参りまするので、人の出入も多く、萬事につけて、心を慰められたので有ります。然るに三條院崩去の後は、世間の人は親王が兼てより道長に睨まれてゐる事を承知して居る事なれば、東宮御所に出入すると、道長に怒られるであらうと思つて、道長の威光を恐ろしく感じ、大路の往來にも氣兼ねを致すやうに成りましたので、宮司の者すらも、東宮御所に伺候することが、出來難く成りました。宮司すら既に然る以上は、下郎どもの意の中は、如何でありませうか。主殿寮の掃除役などは、朝の掃除をする事も無ければ、庭の草も次第く々に茂つて参りまして、いと畏れ多い御有様であります。

【語釋】 ぼけぼけしき。ぼんやりする(他に心を奪はれて茫然自失する)。○まゐりや。○「や」は「甲も來りや乙も來る」などのやで、參る者あれば、又通ふ者も有るなど云ふ時に使ふ助辭。○人目もしげく。人多く賑かなる事。○大路のみちかひ。大路の往來。○ふるまひにくき。行ひ難きこと。○このもりづかさ。主殿司と書く。供御、與籠、酒桶、燈燭、庭燎などを司るもの。○かたじけなき御すみか。親王の御住所に雜草生ひ茂れるゆる、誠に恐れ多き御住所と云ふ。

まれく(敦明ノ宮ニ)参りよる人々は、世にきこゆる事と(シ)て(敦明ニ申スヤウ)三宮(敦親王)かくておはしますを心苦しく、殿(道長)も大宮(東院)も思ひ申させたまふに(ヨリ)もし内(後一條帝)に男宮も出でおはしましなば、いかゞあらむ。さあらぬさきに(三宮ヲ)東宮に立て奉らばや(となむ(殿モ大宮モ)おほせらるなる(由ナリ)されば(東宮ノ位ニ)おしとられさせ給ふへかなりなどのみ申すを(其ノ噂ニ)まことにしも、あらざめど、げに、事のさまも、よも(訛傳)と覺ゆまじければにや(此ノ噂ヲ)聞かせたまふ御心ちは、いとゞ、うきたちたるやうに思し召されて、ひたぶるに、とられむよりは、われとや、のきなましと思し召すに、

【通釋】 甚だ稀ながらも、敦明親王の宮に伺候する者が有ると、其の人たちは、世間の噂として親王に申し上げて云ふやう、三宮敦親王が、東宮とも成れずして、只の

親王にて御坐る事をば道長公も、上東門院(三宮母)も、心苦しく思はれて御坐るに依て萬一、主上に御男子御出生あらば、どうしたものであらう。御男子御出生の後に至りては三宮を東宮に立てる事は絶望である。故に、御男子の生れぬ先に、三宮を東宮に立てたいものぢや」と御相談なさる由であります。されば殿下の東宮位は無理やりに奪られ成さるで有らう杯と云ふやうの事ばかり申し上げます。其の噂は、事實では有るまいけれども、事の實況より考へて見ると、よも訛傳では有るまいと、親王も思し召されたものと見えまして、此の噂を御聞き成さる御心地は、愈々益々其の位置を不安に思し召されました、無理やりに位を奪はれるよりも、自ら位を退きたいものぢやと思はれました。

【語釋】 おしてとられ。おしては無理無體に。とられは奪はれ。給ふべかり。給ふべくあるなり。の約。あらざめど。あらざらめど。の約。うきたる。物の浮きたるやうに、ふはくと落ちつかぬ事を云ふ。ひたぶるに。一向に、一筋になどいふに同じ。理否の如何に拘らぬをいふ。われとや云々。我れよりや退きなまし。退けられぬ先に、我れより進みて退きたいものぢや。のきなましは退きたい。

又(敦明ノ宮ニ参ル人ノ他ノ噂ニ)高松殿のみくしげ殿(継娘ノ)へチ敦明ニ参らせ給ひて、殿(長)の華やかに、もてなし奉らせ給ふべかなりと(申シ)て、例の事なれば、世の人、さまざま定め申すを、皇后宮(子城)聞かせ給ひて、いみじう喜ばせ給ふを、東宮は(ツレ)いとよかるべき事なれど、さだにあらば、いとゞ我が思ふ事えせじ、猶かくて、えあるまじく思しめされて、御母宮(子城)に、しかく(ツレ)なむ思ふと聞えさせ給へば、

【通釋】 又、敦明親王の宮に伺候する者の他の噂に依れば、道長公は、其の末女なる御匣殿(ミツシゲ)を敦明親王に奉りて、はでやかに、もてなし給はん御様子である杯と申します。口さがなく、他人の事を評判するは世間の常なれば、世の人が、さまざまに評判いたしますのを御母后が聞かせられて、痛く喜ばれます。親王は、御匣殿を奉ると云ふ話は、至極善い事では、有らうが、さう成ると、いよく以て、豫ての思ひを遂げる事が難くなるであらう、豫ての思ひの通り、やはり、東宮位に居らぬ方が善いと思はれまして、御母后に、かやうに思ひますと意中を申し上げました。

【語釋】 高松殿のみくしげどの。道長の末女。母は高明公の女なれば、此の娘は母方なる高明公の高松殿に居られたるを以て「高松殿の」と云ふ。御匣殿は宮中にて御装束などを裁縫する所であつて、然るべき大臣の女などが任せらるゝ職である。○給ふべかなり。給ふべくあるなりの約。○例の事。他人の事を無遠慮に評判するが世の通例である。○喜ばせ給ふ。敦明親王の勢力なきは、權勢ある御後見なきゆゑなれば、道長の末女を妃として、道長の後見を得ることを母后が非常に喜んだのである。

(御母宮へ)「更なりや。いとあるまじき御事なり。みくしげ殿の御事をこそ、誠ならば、(道長)すゝみ聞えさせ給はめ。(東宮辭退ノ事)更に更に思し召しよるまじき事なり」と、きこえさせ給ひて、御物怪ケのするなりと(思シテ)御いのりども、せさせ給へど、更に思しめしとゞまらぬ御心の中を、いかでか世ひともきゝけむ、さてなむ、みくしげ殿、参らせ奉り給へ」とも(道長)聞えさせ給ふべかなる(由ナリ)などいふ事、殿(道)の方にもきこゆれば(道長)誠に(敦明ガ)さ

もおぼしゆるぎて、のたまはせば、いかゞすべからむなどおぼす。

【通釋】 御母后は親王の東宮辭退の意を聞いて、大に驚きなされて「辭退の事は言ふまでも無く不都合である、必ず有るべからざる事である。御匣殿の噂が事實ならば、當方より進んで、道長に申し聞かせて、御匣殿を貰ひ受けるが善い。辭退の事は決して〜思ふまじき事である」と諫め止められました。御母后は、親王が辭退の事を云ふは物の祟りの爲であらうと思はれまして、其の祟りを祓ハラふ爲に、祈禱などを行はせられました。親王の決心は、とまりさうにも無い。然るに世間の人は親王の御心の中を何と聞いたものでありますか、次のやうの噂が立ちました。さて親王は御匣殿を奉れと、道長公に申し傳へなさるさうである杯と云ふ噂が立ちまして、それが道長公の方にも聞えましたので、道長公も、親王が、本當に、其の通り打ち解けて、噂の如く御匣殿を奉れと宣はせられたならば、どう致したら善からうかと考へられました。

【語釋】 さも、おぼしゆるぎて。「さも」はさうも、其の通りにも。「おぼしゆるぎ」は思ひがゆるみ、打ちとけて。

さて東宮(敦)は遂におぼしめしたちぬ。さて後に、みくしげ殿の御

事もいはむに、なかなか、それは、などか(噂ノ如クナル事)なからむな
ど、よき方さまに思しめしけむ(コレ)不覺の事なりやな。壺切な
どの事、ひがごとにあめり。故三條院たびたび申させ給ひしかど
も、とかく申しやりて奉らざりしところ聞き侍りしか。されば故
院も、さばれ(壺切劔)なくとも(敦明ヲ)立てゞは(オカシ)とて、おはしま
しゝなり。しかるべきとは、おのづからのことを申させて(云フベク)
レドモ殊更ニナセルコトニハ云フベカラズ。

【通釋】 さて敦明親王は東宮辭退の御心を定められました。辭退の後に、御匣殿
を奉るやうに申し入れたならば、却て都合よく、其の話が纏まる事の有らう杯と、勝
手の善き方へ考へられました。これは不見識の事です。世繼翁の云
ふ壺切劔の事は、僻事(ヒカゴト)でありませう。御父なる故三條院が、壺切劔を東宮敦明に傳
へるやうにと、たび／＼仰せ遣されましたが、道長は、とかくに故障を云うて劔を奉
らなかつたのであると、慥に聞いてをります。されば三條院は、道長に於て壺切劔
を奉らぬならば、たとひ其の劔なくとも、敦明を立てずには置かぬと思し召された

ので御坐います。世繼翁の云ふ「しかるべきにや有りけむ」など云ふ語は、自ら然り
し事を云ふ時に使ふ語であるから、此の場合の如く、故意を以て妨げた時に使ふべ
き語でない。

【語釋】 よき方さまに。勝手の善き方に。○不覺。不見識。「やな」は歎辭。○申
しやりて。「申し破りて」と書く。故障をいふこと。○し。かるべき云々。若侍が世
繼翁の談を駁したのである。

(敦明ノ)皇后宮(子姪)にも、かくとも申させ給はず、唯御心のまゝに、殿
(長道)に御消息聞えむと思しめすに、むつまじう、さるべき人も物し
給はねば、中宮の權太夫殿(子能長信)のおはします四條の坊門(バウモン)と、西
の洞院(住敦明ノ)とは宮近きぞかし。そればかりを、こと人よりはと
や思しめしよりけむ、藏人なにかしを御使にて、あからさまに「參
らせ給へ」とあるを、おぼしもかけぬ事なれば、驚かせ給ひて「何し
に召すぞ」と問はせ給へば「申させ給ふべき事のさぶらふにこそ」と
申すを、この聞ゆる事どもにやと、おぼせど(東宮位ヲ)のかせ給

ふ事には、さりとも世よにあらじ。みくしげ殿の御事ならむとおぼす。

【通釋】 敦明親王は、御母后にも告げずして、只御心のまゝに道長公に東宮辭退の事を申し遣さうと思はれましたが、平生睦じくしてゐる者で、此の使に適すべき相當の人が御坐いませんので、近所と云ふ縁故を以て、中宮の權太夫能信を頼まうと思はれました。能信の住所なる四條の坊門と、親王の住所なる西の洞院とは場所が近ければ、其の近いと云ふ事だけを便りとして、外の者を頼むよりは善からうと親王も思はれたものと見えまして、藏人某を使者として、だしぬけに「御出であれ」と申し遣されました。能信は、平日往復もせざる親王邸よりの御召しは、思ひもかけざる事ゆゑ、驚きまして「何の御用で召さるゝぞ」と尋ねましたれば、藏人は「東宮は貴殿に御話し申すべき事の御坐るゆゑ」と答へました。能信は、親王の御用と云ふは、世間に噂の東宮辭退と御匣殿との二件の中で有らうとは思ひましたが、東宮の位を退きなさる事では、必ず有るまい。大方、御匣殿を奉れと云ふ御用で有らうと思はれました。

【語釋】 あからさまに。だしぬけに。平生往復せざる疎遠の者より、突然の申し

越しなれば云ふ。○世よにあらじ。世よは宛字。よも有るまいと云ふ事。

(能信ハ) いかにも、我が御心ひとつには、思ふべき事ならねば「驚きながら参り候ふべきを、おとゞ(道長)に、あない申してなむ、さぶらふべき」と申させ給ひて、まづ殿にまゐり給へり。能信「東宮より、しかじかなむ仰せられたりつる」と申させ給へば、殿もおどろかせ給ひて「何事ならむ」と仰せられながら、大夫殿(能信)の御同じやうにぞ思しよられける。

【通釋】 能信は己れの心一つにては何れとも思ひ定め得べき事ならねば「早速参上致すべき筈でありますが、道長に其の由を知らせて、それより参上致しませう」と申して、藏人を歸して、まづ道長邸に赴きました。能信が「東宮より、かやうの仰せがありました」と申しましたれば、道長公も驚かれて「何の御用であらう」と云ひながらも、能信と同じやうに、御匣殿の事であらうと思はれました。

【語釋】 驚きながら。俄の事にて、心のさわぎで落ちつかざるを驚くと云ふより轉じて、急に、又は取敢へずなどの意に「驚きながら」と云うたのである。

〔道長〕誠にみくしげ殿の御事のたまはせむをいなび申さむも便なし。〔御匣殿〕参り給ひなば、又さやうに怪しくては〔敦明親王〕あらせ奉るべきならず。又さては世の人の申すなるやうに、春宮のかせ給はむの御思ひあるべきならずかしとは、おぼせど、しか、わざと召さむには、いかでか参らではあらむ。いかにも、のたまはせむ事を聞くべきなり」と申させ給へば、参らせ給ふ程、日も暮れぬ。

〔通釋〕 道長公は能信に向ひて、本當に御匣殿の事を親王が宣はせられたならば、それを否むは不都合である。さればとて、御匣殿を奉るからには、現在のやうに見すばらしい有様に、親王を放置しておくわけには行かぬ。さればとて、世人の噂のやうに、春宮を退かんと、御心が有るべき筈も無いとは、思ふが、其の通りに、殊更に召される以上は、どうして参らずに居られよう。兎にも角にも親王の宣はす事を聞いてくるが善いと申されましたので、能信は直に親王邸に赴きました。が、時にも暮れました。

〔能信、敦明ノ宮ニ赴キ〕陣に、左大臣殿〔敦明ノ女御〕の御車や、ござんども

のあるを、なまむづかしとおぼせど、歸らせ給ふべきならねば、殿上にのぼらせ給ひて、参りたるよし啓せさせよ」と、藏人にのたまはすれば、〔藏人ガ〕おほい殿〔顯〕のお前にさぶらはせ給へば、唯今は、えなむ申し候はぬ」と、きこえさするほど〔能信ハ邸内ヲ〕見まはさせたまふに、庭の草も、いとふかく、殿上のありさまも、東宮のおはしますとは見えず、あさましよう、かたじけなげなり。

〔通釋〕 能信が親王邸に赴きし時に、〔玄關〕に、親王の女御の父なる左大臣顯光公の御車もあり、先驅の従者なども有るのを見て、〔小面倒〕とは思ひましたが、さりとて引き還すべき場合にも有らねば、殿上に昇りまして、拙者の参りたる由を申し上げよと藏人の者に取次を頼みました。藏人は能信に、左大臣殿が親王の御前に伺候して居りますれば、只今は、御取次を申し兼ねます」と云ひますので、能信は待ち居る間親王の邸内を見廻しました所が、庭の雑草も深く茂り、殿上の有様も亦見苦しくして、高貴なる東宮の御住所とは見えず、あさましい有様、勿體ない有様であります。

〔語釋〕 陣。玄關の如き表口。○ござんども。御前共と書いて前驅の従者。○

なまむづかし。小面倒などの意。

おほい殿(顯光)出で給ひて(後)かくと啓すれば(敦明)あさがれひの方にいでさせ給ひてめしあれば(能信)参り給へり。(敦明)いと近く、こちと仰せられて「物せらるゝ事もなきに、あないするも、はゞかり多かれど、おとゞ(長道)に聞ゆべき事のあるを、傳へ、ものすべき人のなきに、ま近きほどなれば、たよりにもと思ひて、せうそこし聞えつるなり。

【通釋】 顯光公の退出を待ちて藏人が能信參郎の由を申し上げましたれば、親王は朝餉(アツガレヒ)の間に出でられて、能信を召されましたので能信は、そこへ参りました。親王は「近う、こちらへ」と仰せられました、さて宣はせらるゝやう往復せらるゝ事も無き貴殿に、突然案内するは憚り多き事なれども、道長公に申し傳ふべき要件ありてそれを申し傳ふべき人の無きに依り、住所の近きを、たよりにと思ひて、御案内致したのであります。

【語釋】 あさがれひ。朝、御膳を奉る所を朝餉の間と云ふ。

そのむねは、かくて侍ることと思ひ、故院(形體)の、しおかせ給へる事を、たがへ奉らむもかたがたに憚り思はぬにあらねど、かくてあるな(テハクハ)思ひ續くるに罪深くも思ゆる。内(後一)の御行く末は、いと遙に、ものせさせ給ふ。いつともなくて、はかなき世に、命もしりがたし。このありさまのきて、心に任せておこなひをもし、物まうでをもし、安らかにてなむ、あらまほしきを、むげに、先の東宮にてあらむは、見苦しかるべきなむ(思)。院號たまはりて、年に、ずらうなどありてなむ、あらまほしきを、いかなるべき事にかと傳へ聞えられよ」と仰せられければ(能信)こまかりて、まかでさせ給ひぬ。

【通釋】 御來駕を求めたる旨意は外ならず。かくの如く東宮となりをるは本意で有ると思ひ、且つは、故三條院が東宮と定めおかれた事を今に至りて違へるのは、彼れ是れ憚り多き事と思はぬ譯では無いが、斯く東宮の位に居らんとは、思へば思

へば罪の深い事のやうに思はれる。今上陛下は尙御年若ければ、御行く末はいと遙で御坐る。然るに我が命は、かりそめの世のならひとて、いつ死ぬるとも知り難い。故に東宮位を退きて、氣儘に佛道を修め、諸所の神社佛閣へ參詣して、氣樂にしたいものである。東宮位を辭退するに就きては、つまらなく、前、東宮と云はれるのは、見苦しい事と思ふ。依て院號を賜りて、年官年爵などの有るやうに希望するののであるが、如何なもので有らうか、それを道長公に傳へて貰ひたい」と、親王が仰せられましたれば、能信は委細畏まりて退出いたしました。

【語釋】 むげに。つまらなく。すらう。受領と書く。年官年爵をいふ。

その夜は、ふけにければ(能信)つとめてぞ殿(道長)に參らせ給へるに(道長)内へ參らせ給はむとて、御さうぞくのほどなれば、え申させ給はず。(邸内ニハ多クノ人アリ)大方には御供に參るべき人々(ナド)さらぬも(道長)いでさせ給はむに、げさんせむと、多く參りつどひて、物さわがしければ(能信)道長(道長)御車に奉りに、おはしまさむ(能信)に申さむとて、その程、寢殿のすみのまの、かうしに、よりかゝりて居させ給へるを、

【通釋】 其の夜は深けましたれば能信は翌朝、道長邸に赴きたるに、折しも、道長公は參内せんとして御装束を召されて、居られましたれば能信も、用事を申すとが出來ませぬ。邸内に數多の人がありましたが、其の大方は、お供に參るべき人々でありまして、お供ならぬ者も、道長公のお出掛けに、お目にかゝらうとして來た人々であります。斯く多くの人々が參り集うて物騒がしいので、能信は、道長公が御車に乘らるゝ時に申し上げようと思ひまして、その間、寢殿の隅の間の格子(カウシ)に倚りかゝつて居りました。

【語釋】 げさんせむ。見參せむと書く。お目に懸らうといふこと。

源民部卿(後)(能信)方(能信)よりおはして、など、かくてはおはしますと開えさせ給へば(能信)この殿(後)には隠し聞えさせ給ふべきことにもあらねば、しかじかの事のあるを(告)人々のさぶらうめれば、え申さぬなり」と、のたまはするに、御氣色うちかはりて、この殿も驚きたまふ。

【通釋】 道長公の北の方の兄なる民部卿源俊賢公が能信の格子に倚りかゝれるを見て、其の方へお出でになつて「何故にかうして御坐るか」と申されたれば能信も此の俊賢公に對しては、包み隠すべき事ならねば、かやうくの事の有るを告げたくおもへども、數多の人が居るゆゑに申せぬのである」と申されましたるに俊賢公も顔色變りて驚かれました。

(俊賢ノ云フヤウ)「いみじう、かしこき事にこそあなれ。唯疾く聞かせ奉らせたまへ。(道長ガ)内に參らせ給ひなば、いとゞ人がちにて、え申させ給はじ」とあれば(能信モ)げにとおぼして(道長ハ)おはします方に參り給へれば(道長モ)さならむと御心えさせ給ひて、すみのまに出でさせ給ひて「東宮に參りつるか」と問はせ給へば(能信)よへの御消息委しく申させ給ふに「ソレヲ聞キテ道長ハ」さらなりや、おろかに、おぼしめさむやは。(東宮位ヲ)おしておろし奉らむこと(チ)憚り思し召しつるに、かゝる事の出で來ぬる御喜、なほつきせず、まづ、いみじかりける大宮(吐噤)の御宿世かなとおぼしめす。

【通釋】 俊賢公は能信に「それは、痛く畏き大事件である。早く殿道長に申し上げ給へ。殿が參内すると、猶更に周圍に人が多くなるゆゑ、申すことが出來ないから」と申しますので、能信も、成程と思ひて道長公の方へ參りましたれば、道長公も、さうで有らうと御推察なさつて、隅の間にお出でなされて「東宮御所へ參つたか」と尋ねられました。能信は昨夜の東宮の御傳言を委しく申しましたるに、道長公は、東宮辭退の事を聞いては、おろそかに思し召されん筈はさらく無い。東宮の位を無理に退ける事をば憚りて、今まで決行し兼て居たので有つたが、今東宮自ら辭退を申し出でたのを聞いて、其の喜びは實に非常のものでありまして、三宮の母たる大宮(上東門院)は實に、えらい果報者ぢやと思し召されました。

【語釋】 かしこき事。言ふも勿體なき大事件。○さならむ。左様であらう。何ぞ話したい事が有つて來た者と思ふこと。○さらなりや。……やは。さらなりやは言ふに及ばすと云ふこと。「やは」は反語。○大宮の御宿世。敦明親王が東宮を辭すれば、大宮の御子なる三宮(敦良)が、東宮に立つ事に成るので有るから、大宮は、果報者であると云ふのである。「宿世」は前世を云ふ。前世に善行を爲せるに依て、今

世にて其の果報を得て好運に遭ふと云ふ意。

（道長ハ）民部卿殿（俊）に申し合せさせ給へば（俊賢ハ）唯疾く疾く、せさせ給ふべきなり。何か、よき日もとらせ給ふ。少しも延びば（敦明ガ）おぼしかへして、さらでありなむと、あらむをば、いかゞはせさせ給はむと申させ給へば（道長モ）さる事とおぼして、御こよみ御覽ずるに、今日も、あしき日にもあらざりけり。やがて關白殿（道長ノ）も参らせ給へるほどに、「疾く疾く」と、そのかし申させ給ふ。

【通釋】 道長公は俊賢公に御相談なされた所が、俊賢公は、唯早く、きめるが善い。何ぞ吉日を選ぶことを要せんや。少しでも延引すると、敦明親王が、御變心なされた、東宮を辭せず居りたいと云ひ出された時に、どう致しませうと申しましたので、道長公も、左様おぼしめして、曆を御覽に成りたるに、今日とても、悪しき日では無かつた。其の中に道長公の三男なる關白（通）殿も参られましたので、俊賢公は、早速（道長ハ）と其の決行を關白にも勸められました。

モ上東門院ノ内におはしますすほどなれば（ト）参らせ給ひて、かくなむと聞かせ奉らせ給へば（男サヘモ喜ベリ）まして女（上東門院）の御心はいかゞは思し召されけむ（察スルニ餘リアリ）。道長ハ即時決行ノタメニそれより春宮に参らせ給ふ。かう申す事は、寛仁元年八月六日の事なり。

【通釋】 道長公は、何にしても先づ大宮に申して取計はうと思はれましたが、折しも大宮は内裏におはしますので、そこへ参つて其の話を申し上げました。男子と雖も、喜びが顔色に顯れる位の吉報でありますから、まして婦人なる大宮のお喜びは如何で御坐いましたらう。道長公は即時決行のために、それより直に東宮御所へ赴かれました。これは寛仁元年八月六日の事であります。

（道長ノ出向ニツキ）御子ども殿（ハ）又例も御供に参り給ふ上達部殿上人、ひき具せさせ給へば、いとこちたく、ひゞきごとに、おはしますを、待ちつけさせ給へる宮（明敦）の御心ちは、さりとも、少し、さゞろはしう思し召されけむかし。

【通釋】 道長公のお出向きにつきて、御供には御子供の殿達を召し連れられるは固よりの事、其外にも、通例の時にも御供に參る上達部、殿上人などを引き連れられますれば、世間に鳴り響くほど仰々しい、行列であります。道長公の出向きをお待ち成さつてゐる敦明親王の御心地は如何で有りましたらう。親王は、かねての御覺悟とは申しながら、少し、落ちつかぬやうに思し召された事で有らうと思ひます。

【語釋】 いとこちたく。言痛と書く。名狀すべからざる程なるを云ふ。すいろは。しう。心の落ちつかざるをいふ。

心もしらぬ人は、敦明ノ宮ニ、平常ハ露參りよる人だになきに、昨日二位中納言殿(能信)の參り給へりしだに怪しと思ふに、又今日、かくおびただしく、賀茂詣などのやうに、御さきの音も、おどろおどろしう響きて參らせ給へるを、いかなる事ぞとあきるゝに、少しよろしき程のものは、みくしげ殿(道長未女)の御事申させ給ふになめりと思ふは、さも似つかはしや。むげに思ひやりなききは、ものは、又我が心にかゝるまゝに、内のかにかはしきすぞなどまで、心さわぎしあへりけるこそあさましう、ゆるしけれ。

【通釋】 其の譯を知らぬ人は、敦明の東宮御所に、參り寄る人は、平生は露ほども無きに、昨日は二位中納言能信が參つたので、それすらも變だと思ひわたるに、今日は又澤山に、賀茂參りなどの行列の様に、先驅の警驛の聲も、仰山に響き渡るのを見聞して、何事が出來たのかと、驚き、あきれる者もあつた。其の中でも、少々事情を知れる程の者は、これは豫ての噂の如く、御匣殿を奉ることを、道長公より申し入れるので有らうと思つたが、これは、幾分か似つかはしき事であります。極めて思ひやりの無い輩は、氣掛りになる所よりして、今上陛下が、どうか成されたのでは無いか、杯と云ふ事まで氣を配りて、騒ぎ合つたが、誠に、あさましく忌々しい事であります。

【東宮辭退ノ事】 母の宮(子娥)だにも知らせ給はざりけり。かくこの御方に、物さわがしきを、母宮こいかなる事ぞと、怪しくおぼして、あななし申させ給へど、例の女房のまゐるみちを、道長ハ既ニかためさせ給ひけり。(敦明ノ意中ニ)殿(道長)に(對ヒテ)は、年ごろ思しめしつる事など、こまかに聞えむと、心強く、おぼしめしつれど、誠になりぬる

をりは、いかになりぬる事ぞと(オモヒテ)さすがに御心さわがせ給ひぬ。むかひ聞えさせ給ひては(御面前)方々に臆せられ給ひにけりとかや。

【通釋】 今回の東宮辭退の事は、親王に於ては、御母后にも知らせなかつたので有ります。然るに御母后に於ては、東宮御所が、此の通り賑かであるのを、何事ぞと不思議に思し召されて、それを尋ねる爲に、女房を遣されましたが、常に女房の往復する道をば、道長が既に閉ぢ塞がせてしまひましたので、女房は御所へ入ることが出来ません。さて親王の意中には、道長公に對面の上は、年來思ひわたる事をば逐一細かに語らうと、心強く思し召されましたが、いよゝゝ對面が事實となつた時には、これから、どうなる事と不安の念に襲はれまして、豫ての覺悟はありながらも、御胸の中が騒がれました。御對面なされては、御面前の人々に臆せられて、かうなつたので有らうかと思ひます。

【敦明ハ】 唯昨日のおなじさまに、なかなか、ことずくなに仰せらるる御をりは(道長モ)「さりとも、いかに、かくは思し召しよりぬるぞ」などやうに申させ給ひけむかしな。敦明ハ御けしきの心苦しさを(道長モ)「かつは見奉らせ給ひて(涙ナ)少しおしのごはせ給ひて(白ク)「さらば今日よき日なり」と(敦明ナ)院になし奉らせ給ひて、やがて事ども(院號式)始めさせ給ひ、萬の事、定め行はせ給ふ。

【通釋】 敦明親王は、道長公に對面して、唯昨日能信に仰つしやつたのと同じやうに語られました。昨日よりは却て御詞少(スナ)に仰せられました時に、道長公も「さりながら、どうして御退位を思ひ立たれましたか」など云ふやうな事を申されたで有らうと思ひますよ。親王の御顔色の心苦しき様を道長公も、目撃し且つは思ひやりまして、少々涙を拭はせられながら、然らば今日は吉日で有ります」と申し上げて、親王を院と成し奉りました。やがて院號捧呈の式を始めさせまして、萬の事を決定なされしました。

判官代(ハウグワンダイ)には宮づかさども、藏人などかはるべきにあらず。別當(ベツタウ)には中宮の權大夫(能信)をなし奉り給へば(能信)坐して拜し申させ給ふ。(院號捧呈)事ども、定まりはてぬれば(道長)いでさせ給ひぬ。

【通釋】 院廳の判官代には從前の宮司どもを任用した。藏人などは別に變るべにあらねば、これまで東宮御所に仕へたものが、其のまゝ院の御所に仕へることになりました。院廳の長官たる別當には中宮の權大夫能信を任命せられたれば、能信は坐して其の恩命を拜承いたしました。院號捧呈の事は、すべて濟みまされれば、道長公は、御所を退出せられました。

【語釋】 判官代には云々。「判官代」は院廳の事を糺判し文案を署しシクジリ稽失トシコホリ（稽留）を勘へることを掌る職員にて、五位判官代と六位判官代とがある。此處には語句の節略があつて文意が善く分らぬが、院廳の長官たる別當に能信を任用した外には、凡て、これまで東宮御所に仕へてゐた者を院廳の職員に任用した者であらうと思はれるので、通釋の如くに解釋した。○別當。院の別當は院廳の諸事を總理する長官。

いと、あはれに侍りける事は、殿（道長）の、まだ、さぶらはせ給ひける時、母宮の御方より、いづかたの道より尋ね参りたるにか（二人ノ女房ノ

参リタルヲ、道長公）あらはに御覽するも、知らぬ氣色にて（居タルニ）いと

怪しげなる姿したる女房の、わななく、わななく、（敦明公）いかに、かくは、せさせ給へるぞと、聲もかはりて申しつる（事）なむ（テ）哀にも又をかしようも（アリ）とこそ（道長公）仰せられけれ。（ト若侍ガ語

レバ或人尋ネテ）「勅使こそ誰とも、えたしかに聞き侍らね。祿（ロク）など、にはかにて、いかに、せられけむ」といへば（若侍答ヘテ）殿（道長）こそは、せさせ

給ひけめ。さばかりの事になりて、逗留せさせ給はむやは（トイフ）。

【通釋】 いと愍然であつたのは、東宮御所へ尋ねて來た御母后方の女房であります。道長公が尙、東宮御所に居られた時に、何れの道から尋ね入りたるものか、御母后より遣された一人の女房が、入り來りました。道長公は、其の女房の來た事を明に御覽になりましたが、知らぬ風を装うて居られましたに、如何にも粗末の姿をしたる女房が、がた／＼震ひながら、敦明親王に取りすがり、どうして、かう成さるのかと、聲も變つて申したのが、いかにも哀れでありましたので、それをば道長公は哀れでもあり、又をかしくも有つた（ト）後に仰せられました。以上の如く若侍が語りたるに、或人尋ねて、院號捧呈に就ての勅使は誰であつたか、それは慥に聞きませぬ。勅使は誰でも善いとして、親王より勅使に祿を賜はつたに相違なからうが、俄

に決行せられた事ゆゑ、兼ての準備の有らう筈も無いが、どうしてそれを済まされ
た事であらう、それが聞きたい」と云へば、若侍は答へて「それは道長公が、賄マカはれたの
で有らう。こんな些細の事の爲に、ぐづくして機を逸するやうの道長公では無
い」と云ふ。

【語釋】 あらはに。明に。○祿。當座の賞として賜はるもので、多くは布帛を用
ひる。○逗留。ぐづく滞ること。

（若侍ハ尙語リテ） 火たきや、陣屋など、やらせけるほどにこそ、え堪へ
ず忍びなく人々侍りけれ。まして皇后宮（子城）堀川の女御殿（子延）など
は、さばかり心深く（望ヲ屬シ）おはします御心どもに、いかばかり（悲
シク）思し召しけむと、おぼえ侍りし。世の中の人の話（話ニ）堀川の女御
殿の、

雲のまで、たちのぼるべき烟かと

みえしおもひの、ほかにもあるかな

などいふ歌、よみ給へりなど申すこそ、更に、よも（事買ニアラシ）と覺
ゆれ。いと、さばかりの事に和歌の道、思しよらじかしな。御心の中
には、自ら後にも、覚えさせ給ふやうも、ありけめど、人の聞き傳ふ
ばかりは、いかゞありけむ」といへば、翁（世）「げにそれは、さる事に侍
れど、昔も今も、いみじきことの折、かゝること、いと多くぞ聞え侍
りし」とて、さゝめく。

【通釋】 東宮御退位の上は、東宮御所を警備する衛士が、夜中、火を焚くために設け
たる火焚屋（ヒキヤ）は最早不用であるし、又春宮坊職員の詰所（ツマシヨ）なる陣（ヂン）も不用であるからと
云ふので、それを破却することに成りましたが、それを見て、こらへ切れずして、ひそ
ひそ泣く人がありました。他人すら此の通りであります。まして御母后や、女御
たる延子（ノコ）などは、あの通り、親王の未來に深く望を囑して、未來の天皇と思つてゐた
ので有りますから、此の有様を見ては、どんなに悲しく思し召された事で有らうと
推せられます。世の中の人の話に依れば、堀川の女御延子が此の時に次の歌を
詠んだと申します。

〔歌の意〕 此の火焚屋の烟は、雲井までも高く立ち昇る烟で有らうかと思えましが、意外にも其の火焚屋が、忽ち取り壊されて消えてしまふた事である。後には雲井まで上りて天位に即くべきものと思ひしに、意外の事よの意を含む。堀川の女御が此の歌を詠んだと云ふ事は更に信せられない、よも事實では有るまいと思ふ。己れの身に關する、こんな大事件の有る時に、和歌の事などを思ひ寄るものでは有りますまいよ。御心中には自然と後日に至りて、さう思ふ事も有りませうけれども、世人が聞き傳へて、此の時に此の歌を詠んだと云ふ事は、どうで有りませうか、事實とは思はれませぬ」と若侍が云へば、世繼翁は、成程、御尤の話では有りますが、昔も今も、大事件の折に、歌を詠むと云ふ事は、數多聞えて居ります」として小聲にてひそく語り合ひました。

さて、いかなる事にか（ト思ハル。道長ハ敦明ノ）東宮御位、せめおろしとり奉り給ひて（後）は、又（敦明ヲ）御聲ムコにとり奉らせ給ふほど、もてかしづかせ奉らせ給ふ御有様、誠に（敦明ノ）御心も慰ませ給ふばかりこそ聞え侍りしか。おもものまるらするをりは（道長）大盤所オホバンにおはし、試みつゝなむ、まるらせ給ひける。御さうじ口まで、もておはしまして、女房にたまはせ、殿上に出すほどにも立ちそひて、よかるべきさまに、をしへなど（シテ）これこそは、御ほいよと、あはれにぞ（思ハル）。（以下略ス）

【通釋】 さて、次のやうな事は、どういふもので有らうかと思ひます。道長公は、敦明親王の、わたゝまらぬやうに仕向けて之を苦め、遂に東宮の御位より攻め落してしまひたるが、其の後に至りては、又、敦明親王をば我が末女の聲として、大切に、もてなし、世話を成さる御有様は至れり盡せり有りまして、これでは、敦明親王の御心も慰むことと有らうと思はれます。親王に御膳など上げられる時には、道長公が自ら厨にお出でなされて、御臺や盤などまで御自身にて拭はせられます。何を差上げる時にも、先づ御自身にて試みて後に差上げます。御襖口までお運びなされて、給仕の女房に渡されます。給仕の女房が、それを殿上に出す時にも、御自身と、それに付き添ひまして、善きやうに教へられました。これでこそ、親王も御本懐で御

坐らうと思はれますが、今になりて大切にされても、何の役にも立ちませぬゆる、御氣の毒に存じまする。

【語釋】 おものまゐらす。食物を奉る。○大盤所。一本には臺盤所とも書いてある。食物食器を載せる盤や臺などの有る所ゆゑ此の名が有るが、厨の事を云ふ。○さうじ口。障子口と書くけれども、此障子は今日の障子では無い、襖フスマである。今日アカリシヤウジの障子をば明障子と云ふ。

下篇 増鏡

解題

書中の事柄。後鳥羽天皇の初年に筆を起して歴代の史變を叙し、後醍醐天皇の元弘三年、天皇が隱岐より御還幸あるまで、凡そ百五十年間の事を記す。

記述の體裁。二月十五日、嵯峨清涼寺の涅槃會ニハツに詣でたる百餘歳の老尼（假託人物）が、參會者の希望に應じて物語りたる史談を、著者が其の座に聽いてゐて、それを筆記した體裁に出來てゐるが、此の體裁は大鏡、今鏡などと同一脚色を用ひたのである。

排列の次第をいふと、最初に序があつて、其の次には第一おどろのした、第二新島もり、第三ふぢ衣等の雅名を設けて、御代ノの史談を述べ、第二十月草の花を叙して筆を結んである。但し此の二十篇の中には重複錯簡なども有るので、之を訂正して或は十七篇とし、或は十八篇とする者がある。此の書の篇名に雅名を用ひたのは榮華物語、今鏡などに倣うたのである。書名。序に「おろかなる心や見えむます鏡、ふるきすがたに、たちはおよばで」といふ歌などが有るに依て増鏡と名ける。

作者。或は一條冬良といひ、或は二條良基といひ、或は一條經嗣といふものなどがあるけれども、冬良と云ふ説は冬良の未だ生れざる永和二年（北朝後圓融ノ年號）の古寫本があるに依て破れてしまふ。良基經嗣など云ふ説も、何等の典據あるに非ざれば、作者は未詳とするが穩當であらう。

其の作られた時代は、後醍醐天皇の御還幸後なる事は云ふに及ばぬが、永和二年の古寫本ある以上は、それより以前に作られたと云ふ事も疑を容れぬ。故に元弘三年より凡そ三四十一年の間に出来たものと見るが正當であらうと思ふ。

○序

（小題及び括弧中の細字は便宜の爲に講者が加へたので有つて、括弧を施さざる細字は原註である。原文中の假名文の個處も、理々の便を圖つて、成るべく漢字に書き改めて傍訓を施す事と致した）

清凉寺の涅槃會に詣つ

二月キカラギの中の五日は、鶴の林に薪盡タキキきにし日なれば、かの如來ニヨライ三傳の御形カタ見の睦なほじさに（筆者）嵯峨の清凉寺に詣やうでて常在ジヤウゼイ靈鷲リヤウジユ山など心の中に唱へて拜み奉る。

【通釋】 二月十五日は釋迦如來御入滅の日なれば、かの三國傳來の釋尊像の懷ナシカしさに、其の像を祀りたる嵯峨清凉寺に參詣して、心の中に「常在靈鷲山」など唱へて拜み奉りました。

【語釋】 中の五日。十五日をいふ。二月十五日は釋尊入滅の日なれば、佛寺に於ては、此の日に涅槃と云ふ法會を營むのである。涅槃は入滅（死）の梵語。○鶴の林に薪盡タキキきにし日。釋尊入滅の日といふこと。釋尊入滅の時には、釋尊の居られた拘尸那城シナガラの婆羅樹シヤラジュの林が白く變じて白鶴の如くなつた（枯れて白くなる）と云ふ事が涅槃經に書いて有つて、又、法華經には、釋尊入滅の事を記して、薪盡きて火の滅するが如しと書いてある。之に依て、釋尊入滅の日を「鶴の林に薪盡きにし日」と記したのである。○如來三傳の御形見。三國傳來の釋迦如來像といふこと。清凉寺の釋尊像は、釋尊入滅の時、印度の拔嗟國王が之を悲みて旃檀の香木を以て刻ませたもので、それが東晋孝武帝の時に支那に傳はりしを、一條天皇の永延元年、入宋僧裔ウチノ然チシが宋より持ち歸つたものと云ふ。天竺、支那、日本の三國に傳來したもののゆる三傳といふ。○常在靈鷲山。靈鷲山は釋尊說法の地として有名の所である。法華

經に、一時佛住王舍城耆闍崛山中とある耆闍崛は梵音を寫したので、其の語意は靈なる鷲と云ふ事である。常在は佛徳の常住不滅なるを稱している。釋尊の説法地として有名なる靈鷲山の事を思ひて佛徳の不滅なる靈鷲山といふことを口に唱へたのである。

傍に八十路にもや餘りぬらむと見ゆる尼一人鳩の杖にかゝりて参れり。とばかり有りて(尼)猛く思ひ立ちたれど、いと腰痛くて堪へ難し。今宵は此の局ツボネに打ち休みなむ。(其方)坊バウへ行きて御明アカシの事など云へとて、具グしたる若き女房の、つきつきしき程なるをば歸しぬめり。

【通釋】 筆者の傍に八十餘歳と見える老尼一人、鳩杖といふ杖に、寄りすがりて参つた。やゝありて老尼はお伴の女中に向ひ、心だけは勇ましく思ひ立ちて参りたれども、疲れて腰が痛くてこらへ難い。故に、今晚は此の室にて休みたい。就ては其方ツボネは坊バウへ行つて、佛前の點燈の事など云ひ付け來よと云つて、お伴に連れて來た若く似合はしい女中をば坊へ歸した様子である。

【語釋】 鳩の杖。杖の首が鳩の形になつてゐる杖で、老人の持つものである。とばかり有りて。やゝ暫くありて。○坊。僧尼の居所。

(尼)釋迦牟尼佛と、度々申して、夕日の華やかに差入りたるを打ち見やりて(白く)哀にも、山の端近く傾きぬめる日影かな。我が身の上の心地こそすれとて(筆者ノ傍ニ)寄り居たる氣色、何と無く、なまめかしく、心有らむかすと見ゆれば(筆者ハ尼ノ傍ニ)近く寄りて何處より詣で給へるぞ。有りつる人の歸り來むほど、御伽せむはいかゞなど云へば(尼)此の邊り近く侍れど、年の積りにや、いと遙けき心地し侍る。哀れになむといふ。

【通釋】 老尼は「南無阿彌陀佛」と屢申して、夕日の入りかゝりて、夕照の美しき空を見やりて「哀れにも西山に傾いた様子の日影かな。夕日の傾いて將に沒せんとする有様は、老いたる我が身の上と同じやうに思はれる」と云つて、筆者の傍に寄り居たる様子が、何と無く上品にして、奥ゆかしく見えたれば、筆者は老尼の傍に進

み寄りて「あなたは、何處からお出で成されましたか。坊へ遣りたる女中の歸つて來るまでの間、何ぞお話を承りたいもので有りますが、如何でせう」と云ひたるに、老尼は答へて「私は、此の近い所に居たれども、老年の爲にや、歩くに疲れて、餘程遠方から來たやうな心地が致します。哀れの事で御坐るなど申します。

【語釋】 なまめかし。上品なること。○伽。退屈の時に、話の相手となりて慰めるを云ふ。

（筆者ハ尼ニ向ヒ）さて、幾つにか成り給ふらむと問へば（尼ハ）いさ、善くも我れながら思ひ給へわかれぬ程になむ。百歳にもこよ無く餘り侍りぬらむ。來し方、往く先、例も有り難かりし世の騷サワギにも、此の御寺ばかりは、恙ツツガなく、おはします。なほ、やんごと無き如來の御光なりかしなど云ふも、古代に、みやびやかなり。

【通釋】 筆者は老尼に向ひて「さて、御身は幾歳に成らせますか」と尋ねたるに、老尼の答に「いや、自分ながらも、善くは分らぬ程の老齡トシであります。百歳にも餘程餘りませう。過去にも未來にも、類例ルイレイ稀なる騷動ありしにも拘らず、此の清涼寺ばかりは無事で御坐います。これ亦、貴き釋迦如來の御威光に依るので有りませう」と云ふも、古風にして且つ上品である。

【語釋】 いさ。下に「知らず」又は「知らずの意を承ける副詞であつて、いや、どうぢやら分らぬと云ふ時に使ふ。○思ひ給へわかれぬ程。此の「給へ」は自己の身の上に使つた敬語である。此の書には勿論、中古の物語には、自己の上に敬語を使ふ例が澤山にある。此の敬意を省きて云へば「我れながら、思ひ分らぬ程」となるので、即ち「自分にも知れぬ程の年齢」と云ふ事になる。○こよ無く。此の上なく。○來し方、往く先。過去にも未來にも。○有り難かりし世の騷。稀なる世の騷動。○御光。御威光。○古代。古風。

（筆者ハ尼ノ）年の程など聞くと、珍しき心地して、斯る人こそ、昔物語チノガタリも、すなれと思ひ出でられて、まめやかに語ひつゝ、（尋ネテ）昔の事の聞かまほしきまゝに、年の積りたらむ人もがなと思ひ給ふるに（今日ノ邂逅ニ）嬉ウレしきわざかな。少し宣ノタメはせよ。自ら古オソクき歌など書きおきたる者の、片端カタハシ見るだに、其の世に遭へる心地するぞかし。

と云へば(厄)すげみたる口、打ちほゞ笑みて(白ク)いかでか聞えむ。若かりし世に、見聞き侍りし事は、こゝらの年頃に、ぬば玉の夢ばかりだに無く、おぼほれて何の辨(ワキマ)か侍らむ」と云ひながら、けしうは有らず、あへなむと思へるけしきなれば、

【通釋】 筆者は老尼の年齢を聞いて、珍しく思ひました。斯る老人が、昔の事を善く知つてゐて、昔物語をするので有ると思ひ出して、眞面目(マコトメ)に語り合ひながら、老尼に尋ねて、昔の事が聞きたいまゝに、高齢の人が有れば善いと思つて居たるに、今日圖らずも御面會致したるは嬉しい事であります。少しお話をして下さい。古歌などの書いて有る片端を、偶然見る時でさへ、昔の世に遭うやうな心地が致して嬉しい。まして昔の物語を聞くことは、どんなに楽しいか知れませぬ」と云へば、老尼は、齒の疎(アハ)なる口にて、微笑して、「どうして昔物語を申上げることが出来ませう。若い頃に見聞した事は、數多の年月を経て、すっかり忘れてしまつて、夢ほども残つて居らず、特に耄老(オロ)して何の辨も御坐らねば……」と云ひながら、強(ツカ)ちに否む様子も無く、求めに應じても善いと思つてゐるらしい様子である。

【語釋】 すなはち、願ふ。がなは願望の助辭。○思ひ給ふるに。思ふに。此の「給ふる」は自己の上に用ひた敬語。○心地するぞかし。此の下に「況や昔の物語を聞くをや」などの意を補うて見よ。○すげみたる。齒の抜けて疎(アハ)に成りたる。○こゝらの年頃。數多の年頃。○ぬば玉の夢ばかりだに無く。夢程も跡形が無い。○ぬば玉の「は」夢に掛けた枕詞で有るから、文意には關係が無い。○おぼほれて。「おいぼれて」の誤寫であらう。○けしうは有らず。悪くは無いと云ふ事で、拒絕する様子なきを指して云ふ。○あへなむ。應じても善い。

(筆者)愈(ユ)云ひはやして「かの雲林院(ウリンイン)の菩提講(ボクタイカウ)に参り合へりし翁(ウ)(世繼)の言の葉をこそ、假名の日本紀にはすめれ。又かの世繼が孫(ウ)とか云ひし江浦草(エウソ)髪(カミ)の物語も、人のもてあつかひ草に成れる(メレ)江浦草(エウソ)髪(カミ)ノ老(ラウ)嫗(オン)は、御有様のやうなる人にこそ侍りけめ。なほ宣へ「など、すかせば(厄)さは、心う可(ベ)かめれど、愈(ユ)口すげみ勝ちにて(白ク)當時(ツク)は實(グ)に人の齡も高く、肝強(キモ)かりければ、それに従ひて魂も明

にて、しか聞え盡しけむ。あさましき身は、徒なる年のみ積れるばかりにて、昨日今日と云ふばかりの事をだに、目も耳も臙オホロになりにて侍れば、まして、いと怪しき僻事ヒガゴトどもにこそ侍らめ。そも、左様に御覽じ集めける古事フルゴトどもは、いかにぞと云ふ。

【通釋】 是に於て、筆者は、是非老尼の物語を聞かうと思つて、いよく老尼を賞め、唯ヒキしてかの雲林院の菩提講に參り會うた世繼翁の物語を筆記した書大鏡をば假名文の日本史として史家必讀の書とする様子である。又、世繼翁の孫ぢやと云ふ江浦草髮ツクモカミの老嫗の物語を筆記した書今鏡も、史家の取扱ふ大切な品と成つてゐる様子。此の江浦草髮の老嫗は、あなたの様なる人であつたと思はれます。なほ、續いて、お話を成さりませなど云うて、頻りに賺ヌカし勧めたれば、老尼も、賺し勧められるとは悟つたらうけれども、齒の疎マラなる口をいよく動かして語り始めて、世繼翁や江浦草髮やの當時には、人の齡も高くして膽力も強く確乎シツカとして居たれば、老いたれども精神も明瞭で有つて、あの如くに、見聞の事をば、一つも漏さず話すことが出来たもので有りませう。あさましい我等は、徒に年を取つたるのみにて、何事も能く覺えて居らや、昨日今日と云ふ程の新しい事でも、記憶が漠然として、目も耳も臙オホロとなりたれば、昔の物語などは、不可思議千萬の誤聞だらけで有らうと思ひます。さるにても、御身が左様に、御覽なされ、お集め成されて、お話し成された古事は、如何なる書籍にて、お読み成されましたぞと云ふ。

【語釋】 假名の日本記。假名交りに書いた日本歴史といふこと。日本書紀を日本紀と云ふ時の日本紀では無く、廣く日本歴史を指して云ふ。○すめれ。爲すめれで、爲すやうに見ゆると云ふこと。○江浦草髮の物語。今鏡をいふ。今鏡は、世繼の孫と云ふ江浦草髮の尼假託の尼の談話を筆記したと云ふ體裁に書いて有る。老嫗の白髮が江浦草に似てゐる故に云ふ。○もてあつかひ草。取扱ふ料と云ふ事で、史家の必ず繕くべき書なるを云ふ。○すかせば。誘ひ賺すこと。○さは心う可かめれど。左様とは心得たで有らうけれども。賺されるとは承知したで有らうが。○當時。世繼翁や、江浦草髮嫗の當時を云ふ。○魂も明に。老いたれども尙精神の明瞭なるを指す。○しか聞え盡しけむ。あの如くに、語り盡したであらう。「しかは世繼翁や江浦草髮嫗やの談話ぶりを指し云ふ。「聞え盡しは漏なく物語ること。○あさましき身。驚き呆れる程の身と云ふ事で、老尼が己れの腑甲

斐なきを嘆息して云ふ。○徒なる年。老年の功なき故に「徒」と云ふ。○僻事。事實と違ひたる誤聞を云ふ。

(筆者ハ答ヘテ曰ク)「いさ、たゞ、おろく、見及びしものどもは、水鏡といふにや(覺ユ)。神武天皇の御代より、いと粗らかに記せり。其の次には大鏡。文徳の古より、後一條の御門まで侍りしにや(覺ユ)。又世繼とか。四十帖の冊子にぞ、延喜より、堀川の先帝までは、少し細やかなる。又、なにがしの大(オ)大臣の書き給へると聞き侍りし今鏡には、後一條より高倉院まで有りしなめり。まことや彌世繼は、隆信朝臣の後鳥羽院の御位の御程までを記したりとぞ見え侍りし。」

【通釋】 筆者は老尼の問に答へて「いや、善くも知りすせぬが見方は甚だ不十分ながら、大略見たる書は水鏡と云つたかと覺えます。此の書には、神武天皇の御代よりの事を、ごく、ざつと記してあります。其の次は大鏡と云つたやうに思ひますが、此の書には文徳天皇の昔より、後一條天皇までの事が記して有つたと覺えます。又、其の次は世繼(榮花物語)と云ふ書で此の書は四十帖の冊子に、關白天皇の延喜年間より堀川天皇までの物語を少々細かに記して有つたと覺えます。又、某の大臣が書かれたものと聞いて居りまする今鏡には、後一條天皇より高倉天皇までの事が記して有つたやうで有ります。ほんに彌世繼といふ書は、隆信朝臣が、後鳥羽院の御在位の頃までの事を記したものと拜見いたしました。」

【語釋】 おろく。物事の至り及ばずして不充分なる様をいふ副詞。○又、世繼とか。假名文の歴史を、大様に世繼と云うたのである。四十帖の冊子に綴つた假名文の歴史は榮花物語である。○彌世繼。此の書は今日傳はらねば、其の内容は分らぬ。

其の後の事なむ、いと覺束なくなりける。覺え給へらむ所々までも宣へ。今宵、誰も御伽せむ。斯る人に會ひ奉れるも、然るべき御契あらむものぞ、など語へば(老尼)「當時の事は、甚じう、たどたどしけれど、誠に事の續きを聞えざらむも、覺束なかるべければ、絶え絶えに、少しなむ(語ハム)。僻事ども多からむかし。そはさし直し給へ。いと、かたはら痛き業にぞ侍るべきかな。彼の古き事どもには、

准へ給ふまじうなむとて

おろかなる心や見えむ増鏡

ふるき姿に立ちは及ばで

と、わなゝかし出でたるも憎からず、いと古代なりかし。

【通釋】 以上の書物にて後鳥羽天皇までの事は知れますが、後鳥羽天皇以後の事は判然と知れぬやうに成りました。どうぞ、御記憶なさつて居る所までなりとも、お話し下さりませ。今晚は、誰も、彼も、一同、お話を聞いて、一夜を楽しく明かす事でありませう。あなたの如き高齢の者に會ひましたのは、然るべき前世の約束でありませうぞよなど云つて、老尼の史談を懇請した。是に於て老尼も、筆者の懇請を諾して、後鳥羽天皇以後といふ其の當時の事は、大方忘れて、痛く不慥で有れども、事の續きをお話し申さねば、心許無く思し召される事でありませうから、切れぬながら、少々ばかり、お話し申しませう。話の中には、誤聞どもの多い事でありませう。それは直して下され。こんな不完全の話を致すのは、お聞き成さる方が笑止に思し召される業でありませうよ。故に愚老の談話をば、彼の大鏡や今鏡や杯の昔の物語には、お較べ成さるぬやうに願ひますとして、次の歌を詠んだ。

（歌の意） 我が愚鈍なる心が、はつきりと映つて見える事でありませう。眞澄鏡の表に、我が物語は、昔の物語の姿に立ち及ばずして、痛く劣つて居れば、其の儘が眞澄鏡に映るであらう。

此の歌をば、願を、わなゝと慥はせながら、詠み出しが、それが、いかにも愛嬌ありて、誠に古風で有りました。

【語釋】 覺束なく。不慥にして心許なく思ふ。歴史の判然せざるを指す。○そのかみの事。後鳥羽天皇以後と云ふ如き古昔の當時。○たどくし。不慥なること。○かたはら痛き。傍目にも笑止に思ふをいふ。○古き事ども。昔の物語なる大鏡、今鏡などを指す。○なぞらへ。較べる。○ますかがみ。眞澄の鏡（一點の曇もなく澄み渡りたる鏡）の約。明鏡の表に、愚鈍の心が判然と映つて、昔の物語に及ばざる事が、明瞭になると云ふ事。○わなゝかし出で。願を、わなゝと、慥はせ、打ちつけながら詠み出す。老尼の口の様が物を云ふ毎に、わなゝと慥を形容していふ。

（筆者ハ）「さらば今宣はむ事を、又書き記して、彼の昔の面影に等

しからむとこそは、思すめれ。(然ラバ我レ之ヲ筆記セム)と答へて

一七八

今も又、昔を書けば増鏡

古りぬる代々の跡に重ねむ

(序終)

【通釋】 筆者は老尼の歌を聞いて、老尼に「然らば今、仰しやる事をも彼の大鏡などの如く、やはり書き記して、それを昔の大鏡などの面影に等しからしめんと申し召される事で御坐らうと存じます。果して然らば、拙者之を筆記いたしませう」と挨拶を致して次の歌を詠んだ。

(歌の意) 今回亦、昔時のお話を筆記すれば、昔時の實況は、宛も眞澄鏡(明鏡)に物の映る如くに、判然と映る事でありませう。然らば其の筆記をば古の御代々の物語の跡に重ねて、同じく一類の假名歴史として後世に傳へる事でも有りませう。

【語釋】 昔の面影。昔の物語の面影。○思すめれ。思し召される事でも有らう。○増鏡。此の下に「に物影の映する如く、昔の事跡の映するならむ」などの語を加へて解釋せよ。○代々の跡に。代々の物語の跡に。

○第一、棘の下

後鳥羽院の生ひたち

御門はじまり給ひてより、八十二代に當りて後鳥羽院と申す(帝)おはしましき。御諱は尊成、これは高倉院第四の御子、御母は七條院(子殖)と申しき。修理大夫信隆の主の女なり。(殖子ガ)高倉院御位の時、後の宮の方に、兵衛督の君とて仕うまつられし程に(高倉院ハ殖子チ)忍びて御覽じ放たずや有りけむ、治承四年七月十五日に(後鳥羽院)生れさせ給ふ。

【通釋】 人皇第一代神武天皇より八十二代に當りて、後鳥羽院と申す天皇が御坐いました。御名を尊成と云ひ、高倉院の第四子で、御母は七條院殖子と申します。殖子は修理職の大夫信隆の女であります。高倉院御在位の時に、殖子は兵衛督の君と云ひて、皇后宮に仕へて居りましたが、其の頃、高倉院は陰に殖子を御覽なされて、放ち兼ねたものと見えまして、殖子は何時しか懐胎して治承四年七月十五日に、後鳥羽院が御降誕なされました。

【語釋】 棘の下。後鳥羽院の御製に、奥山のおどろのしたも履み分けて、道ある世ぞと人に知らせむと云ふ歌が有つて、それが掲げてあるので、それを取りて題名としたのである。此の御製の解は下に掲げる。○御門。神武天皇が、國內を平定して帝位に即いたのが、我が國の天皇の最初である。○修理大夫。宮中の修理を司る役所を修理職と云ひ、其の長官を大夫と云ふ。

其の年の春の頃、建禮門院后宮と聞えし、（后）御腹の第一の御子（安徳天皇）三つになり給ふに位を譲りて、御門は下り給ひにしかば、平家の一族のみ愈、時の花を翳し添へて華やかなりし世なれば、（後鳥羽院へ）掲焉にも、もてなされ給はず。

【通釋】 其の年の頃、高倉院は、皇后建禮門院の腹に生れたる第一子、後に安徳天皇の當年三歳に成りたる御子に、帝位を譲りて御退隱なされたれば、安徳天皇の母方なる平家の一族のみ、愈々時を得て榮華を縦にし、華やかに振舞ひたる時勢なれば、平氏の女の腹ならぬ後鳥羽院は、先帝の愛子なるに拘らず、著く際立ちても、待遇せられませぬ。

【語釋】 建禮門院。平清盛の女にして名を徳子と云ひ、安徳天皇を生む。○「ぞう」は「ぞく」の音便。○時の花を翳し。時を得て綺羅を飾ることを、花を翳して美しくする事に譬ふ。○掲焉に。際立つことを名狀して云ふ副詞。

後鳥羽院の即位

又の年、養和元年正月十四日に院（高倉）さへ崩れさせ給ひしかば、（後鳥羽院へ）愈位などの御望、あるべくも坐しまさざりしを、かの新帝、平家の人々に引かさされて、遙なる西海に、さすらへ給ひにし後、後白川の法皇、御孫の宮たち、渡し聞えて見奉り給ふ時、三の宮（惟明）を、次第の儘に、思し召されけるに、法皇を、いと痛う嫌ひ奉りて、泣き給ひければ、あな、むづかしとて、率て放ち給ひて、四の宮（後鳥羽院）こゝに在せと宣ふに、やがて御膝の上に抱かれ奉りて、いと睦しげなる御氣色なれば、これこそ、誠の孫におましけれ。故院（高倉）の兒おひにも、目見など、覚え給へり。いと、らうたしとて、壽永二年八月二十日、御

年四にて、位に即かせ給ひけり。

【通釋】 其の翌年なる養和元年には御父高倉院が崩去になつて、唯一の保護者が無くなりたれば、最早、後鳥羽院を庇護する者は居らぬ。是に於て後鳥羽院は、愈々以て、帝位に即くべき希望が無くなりました。然るに、源平兩氏の戦争の結果、平氏が負けて西海に逃げ行くに當りて、新帝安徳天皇は、平家の人々に引かされて、遙なる西海に漂泊なされたれば、京都には天皇が居らぬ事と成つた。天下に、一日たりとも天皇が無くては成らぬと云ふ所より、次の天皇を立てんとして、後白川法皇は、御皇孫だちを、御通覽なさつた時に、長幼の順序に従つて、高倉院の第三子惟明親王コレアキラを立てようと思し召されたるに、頑是グワンゼなき惟明は、祖父なる後白川法皇を、痛く嫌ひまして、泣き叫びなさつたに依て、法皇は「あら、氣むづかしい兒ぢや」と仰つしやつて、突き放ち、第四子後鳥羽院を指して「四の宮よ、此處へお出で」と仰つしやられましたるに、後鳥羽院は、やがて法皇の御膝の上に上りて抱かれまして、いかにも睦しげの御様子でありました。法皇は大に喜びて「これこそ本當の孫である。故高倉院の子供の時の姿に、目附き杯が善く似てゐる。愛らしい兒ぢや」と仰せられて、壽永二年に、四歳にて帝位に即かせられました。

【語釋】 又の年。翌年。○院サへ崩れ。○さへは、其の上に添へ加ふる意を示す助辭。後鳥羽院は、平氏の女の腹ならねば、平氏の時を得るに従つて、院に心を寄せて庇護する者が減つて行つた。後鳥羽院の唯一の保護者は父帝であつたが、其の父帝までが無くなつたので、今や保護者は皆無となつたのである。此の意味を示す爲に「さへ」を用ひたのである。○さすらへ。漂泊流離すること。○渡し聞えて見奉り給ふ。聞えは敬語。づつと御覽になる、御通覽なさる。○次第の儘に。長幼の順序に従つて、先づ年長なる第三子を立てんとせられたのである。○むづかし。煩はしく厭はしきこと。○兒おひ。子供の時の様子を云ふ。○目見。目を舉げて見る様子。○覺え給へり。似てゐなさる。

内侍所ナシシ、神璽シニシ、寶劔は、讓位の時、必ず渡る事なれど、先帝筑紫に率ナて坐しにければ、こたみ始めて、三種の神器なくて位ニ即ク。コレハ珍メしき例タメシになりぬべし、後にぞ内侍所シニシの御箱ばかり歸りのぼりにけれど、寶劔は、遂に、先帝の海に入り給ふ時、御身に添へて沈み給ひけるニ因リテ歸ラザルこそ、いと口惜クナクしけれ。

【通釋】 三種の神器(鏡、璽、劔)は讓位の時には必ず新帝に渡る古來の例なれども、先帝が西海に持ち行かれたれば、新帝に渡るべき三種の神器が無いので、今回始めて三種の神器なくて御即位になられました。これは實に珍しい例になりませう。他日に至りて、神鏡、神璽の御箱は京都に歸りたれども、寶劔は先帝御入海の時に携へられて、共に海底に沈まれたれば、遂に歸りませぬ。誠に残念の事であります。

【語釋】 内侍所。内侍所は又賢所とも云ひて、宮中にて八咫の鏡を祭れる所であるが、轉じては、直に八咫の鏡をも内侍所といふのである。○ゐておはし。お持ち行きなさる。○こたみ。此度。○璽のお箱ばかり。「ばかり」は寶劔が揃はぬ故に云うたのである。只、空箱だけ歸つたと云ふのでは無い。内侍所を納めたる御箱、神璽を納めたる御箱の二品だけは歸りたれども、寶劔を納めたる御箱は歸らぬと云ふ意。

かくて此の御門、元暦元年七月廿八日御即位。其の程の事、常の儘なるべし。平家の人々、未だ筑紫に漂ひて、先帝と聞ゆるも、御兄なれば、彼處に傳へ聞く人々の心地、上下さこそは、口惜しく有りけめと、思ひやられて、いと忝し。同じ年の十月廿五日に御禊、十一月十八日大嘗會なり。主基方の御屏風の歌(兼光の中納言といふ人、丹波の國長田村とかやを

神代より今日の爲とや八束穂に
長田の稻の、しなひそめけむ

【通釋】 かくて後鳥羽院は元暦元年御即位になつた。御即位の時の御儀式等は常の通りでありましたらう。時に平家の人々は、尙西海に漂ひ居りまして、先帝と申すのも、今帝の御兄で、御兄弟の間柄であります。されば西海にて此度の御即位の事を傳聞した人々は、後鳥羽院をも擁し行かざりし事を、さぞ残念がられた事であらうと察せられました。誠に勿體ない事に存じます。同年十月二十五日、禊の儀式を行はれ、十一月十八日、大嘗會の儀式を行はれました。大嘗會の時に西の祭場(主基方)の御屏風の歌は、中納言兼光卿といふ人が、丹波國長田村とか云ふ題にて、次の歌を詠まれた。

(歌の意) 神代に、天の長田に作りたる稻の穂が、幾握みも有る程に、大きく實つた

と云ふ事で有りますが、之は今日の御祭典の爲に、神代の昔より稻穂が撓シヤひ始めたので有らう。

【語釋】 主基方。大嘗會の祭場は兩處に分れてゐて、左(東)なるを悠紀ユキと云ひ、右(西)なるを主基と云ふ。神饌の穀は、豫め、悠紀の穀を奉る國郡、主基の穀を奉る國郡を定め、おいて、其の地に登りたる穀を奉らせるのである。歌に依れば、丹波は此の時に、主基方の神饌を奉る事に定められたので有らう。○八束穂。「八」は數多きをいふ。幾握ツカみも有る程の長き稻穂。○長田の稻。天照大神が天の狭田長田サカタナカタを以て御田と成されたが、何れも良田にして善く登り、稻穂は幾握みも有る程の長い穂が出来たといふ事が神代にある。今丹波の長田の稻を天の長田の稻に見立て、此の歌を詠んだのである。○しなひ。重みに堪へずして撓み垂るゝこと。

後鳥羽院の成人

御門、いと、およすげて、賢く坐オしませば、法皇も、甚イじう愛ウツクしと思さる。文治二年十二月一日、御書始フミヘジせさせ給ふ、御年七なり。同六年女御(稚)まゐり給ふ。月輪關白殿(兼)の御女なり。立后キキキダチありき。後には宜キ服したまふ。

【通釋】 後鳥羽院は、年よりは夙慧ソクエて賢く御坐イましたれば、後白川法皇も大層に愛らしく思し召されました。文治二年、御學開始を成さしまして御年七歳。文治六年、女御を迎へられました。此の女御は月輪關白兼實公の息女で任子タコと申します。立後の御儀式がありました。後に宜秋門院と申されたのが此の御方であります。此の後の御腹には春花門院といふ姫君が生れたのみで御男子は生れませぬ。建久元年、御年十一歳にて御元服なされた。

【語釋】 およすげて。年齢に比して早熟なるをいふ。○御書始。始めて書物を讀み給ふ儀式にて、此の頃は、御註孝經(唐玄宗皇帝の註本)より讀み始めたもので、其の式は清涼殿にて行はれたものと云ふ。

後鳥羽院の親政

同じき三年三月十三日に、法皇崩れさせ給ひにし後は、御門偏ヒナに

世を知ろしめして、四方の海波静シヅカに、吹く風も枝を鳴さず、世治まり民安くして、普ツツき御愛ウツクしみの浪、秋津島の外まで流れ、しげき御惠、筑波山の蔭カゲよりも深し。

【通釋】 建久三年、後白川法皇が崩せられて後は、後鳥羽院専ら世を治められまして、四海の波も静に、吹く風も、枝を鳴らす程の大風としては吹かず、世治まり、民安穩にして、天皇の御惠は、秋津島の國外に及び、其の御惠の繁オホシき事は、筑波山の蔭よりも深オホシいとも云ふ程であります。

【語釋】 四方ヨナカタの海ウミ云々。天下泰平の様を形容して云ふ。○普ツツき御ミコううつくしみ云々。古今集の序に「普ツツき御愛ウツクしみの浪、八島の外ホカまで流れ、廣オホシき御惠ミコの蔭、筑波山の麓よりも茂く坐しまして」とある文を取り來りて、御恩澤の四海に溢るゝ様を形容したのである。

萬の道々に明アキラけく坐オホしませば、國に才ある人多く、昔に恥ぢぬ御代にぞありける。中にも敷島の道なむ、勝れさせ給ひける。御歌、かず知らず人の口に在る中にも、

奥山の棘の下も履み分けて

道有る世ぞと人に知らせむ

と侍る(御歌)こそ、政マツリゴト大事と思されける程、著シルく聞えて、いと甚オホじく、やんごと無くは侍れ。

【通釋】 後鳥羽院は諸道に勝れて御坐いましたれば、朝廷には、才學ある者が多く用ひられました、朝廷の多士濟々たること、昔の聖代にも恥ぢぬ程であります。後鳥羽院は、諸道に勝れたる中にも、和歌の道には、特に勝れて居られました。されば其の御歌は無數に人口に膾炙してゐる中にも、次の歌は、格段のものであります。

(歌の意) 奥山の荆棘の下までも履み分けて、國の隅々すみぐぐに至るまで、理非明なる世である事を天下萬民に知らせたいものである。(無道なる北條氏の如きものを誅滅して、有道の世なることを萬民に知らせたいとの御意)。

此の御歌こそは、後鳥羽院が政道を大事と思し召されて御心を籠められた事が、顯著に聞えて、誠に貴いもので御坐います。